

## 第2回横浜市都市計画マスタープラン改定検討委員会 次第

日時：平成22年9月16日(木)10:00～12:00

場所：松村ガーデンホール

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 前回の指摘事項について

- ・ 検討委員会の進め方
- ・ 現行の都市計画マスタープラン（全市プラン）における目標や方針  
に対する取組状況等

#### (2) 改定に当たっての方向性について

#### (3) その他

### 3 閉会

資料1 前回の指摘事項とその対応

資料2 提言取りまとめのイメージ

資料3 今後の委員会のスケジュール（変更案）

資料4 都市計画マスタープラン改定に当たっての方向性（案）

資料5 区プラン見直しの進め方（案）

参考資料1 現行の都市計画マスタープラン（全市プラン）

参考資料2 都市計画マスタープランの改定に向けて

参考資料3 現行の都市計画マスタープラン（全市プラン）における目標や方針  
に対する取組状況等について

参考資料4 関連計画との関係及び主な関連計画の内容

参考資料5 平成22年度市民意識調査の概要（都市計画に関する部分）

参考資料6 区プランの記載内容の一覧

参考資料7 都市計画マスタープランの活用

## 第1回横浜市都市計画マスタープラン改定検討委員会 委員意見のまとめと対応方向案

	NO	指摘事項	指摘委員	対応方向案
委員会の進め方	1	委員会での検討範囲を明確にしてほしい	小泉委員	本日の資料2において、ご説明します。
	2	今年度も市民意見を聞くべき	吉田委員	本日の資料3において、ご説明します。
	3	現行プランの総括が必要	中村委員	本日の参考資料3です。
	4	区からの意見を提示してほしい	吉田委員	本日の議事(2)でご説明します。
	5	区役所との協議方法はどうなっているのか	吉田委員	庁内幹事会において代表4区と協議調整を行うほか、区が集まる定例会において全区と協議調整を行っています。
	6	他の局や関連計画の検討内容を提示してほしい	三輪委員	本日の参考資料4です。
現況データ	7	現況データの分析が必要 現況データ、課題、目標がつながるように整理 また必要に応じ定量的なロジックで整理 施策に関して合理的に現状を踏まえた説明が必要	委員長 中村委員 村木委員 三輪委員 小泉委員	次回検討委員会までに整理し、ご議論いただきます。
	8	現況データの追加・充実等 ①道路整備実態(歩道の有無等) ②本社機能、研究機能等の動態 ③学校の統廃合や公共施設の転換状況 ④敷地細分化、まちづくり条例、地区計画当の土地利用転換 ⑤少子高齢化に対する情報、分析が不足 ⑥資料は最新のものに	委員長 中村委員 真野委員 三輪委員 小泉委員	次回検討委員会までに整理し、ご議論いただきます。 なお、国勢調査や都市計画基礎調査データは、新しいデータが使える状況になれば差し替えます。
都市づくりの課題	9	道路の関係など、課題は生活実感の観点からも捉えるべき	吉田委員	次回検討委員会までに市民意識調査等を参考に課題を再整理し、ご議論いただきます。
	10	市民からのインプットがないと課題認識が正確にできないので、早い時期に市民からの情報がほしい	小泉委員	本日の参考資料5で、市民意識調査の概要をまとめました。 この他の市民意見の聴取方法については、本日の資料3のとおりです。
	11	課題の追加 ①産業構造・京浜臨海部の変化、羽田国際空港化への対応 ②生物多様性への対応	真野委員 吉田委員	次回検討委員会までに整理し、ご議論いただきます。
基本理念と目標	12	課題や目標のタイトルは、理念を伝えるような表現で統一・工夫すべき	中村委員 真野委員	次回検討委員会までに整理し、ご議論いただきます。
	13	方策の中身の整合性や不足内容の検討が必要	中村委員	次回検討委員会までに整理し、ご議論いただきます。
	14	駅前の人口減少など、めざそうとしているコンパクトなまちづくりの概念と現状とのギャップがある。 スマートシュリンク等を行う前に規制・誘導策があった方が良い	三輪委員 村木委員	規制・誘導策等も含めて、コンパクトなまちづくりを円滑に進めていく必要があると考えています。 次回検討委員会までに、整理します。
めざすべき都市の姿	15	周辺都市との連携において、鶴見川を活かすべき	中村委員	次回検討委員会までに検討し、ご議論いただきます。
	16	めざすべき都市の姿に、もっと踏み込んだ文言等が必要(交通ネットワーク形成、低炭素化など)	中村委員 村木委員	次回検討委員会までに検討し、ご議論いただきます。
	17	生活圈概念図は、交通の役割をダブらせるように修正すべき(階層的過ぎる)	中村委員	次回検討委員会までに検討し、ご議論いただきます。
	18	都市構造において市の南部にインパクトがある政策を検討すべき	小泉委員	次回検討委員会までに検討し、ご議論いただきます。
都市マスのあり方	19	都市マスの下に具体的な戦略方針を示すような新しい仕組みを検討すべき	村木委員	本日の議事(2)で議論いただきます。
	20	方策は、次の検討につなげるものとして必要ではないか	小泉委員	本日の議事(2)で議論いただきます。
	21	区プランと区の地域福祉保健計画との関係	吉田委員	本日の議事(2)で議論いただきます。

## 提言取りまとめのイメージ

## 目 次

はじめに	PO
第1章 横浜市都市計画マスタープランに求められる役割等	
1 横浜市都市計マスタープランの位置付け	PO
2 横浜市都市計マスタープランの構成	PO
3 求められる役割	PO
4 計画期間の考え方と改定の方針	PO
第2章 都市づくりの基本理念等	
1 都市づくりの課題	PO
2 都市づくりの基本理念	PO
3 都市づくりの目標	PO
4 想定される都市構造	PO
第3章 区プラン改定の方向性等	PO
おわりに	PO
参考資料	PO

本資料は、最終アウトプットの構成イメージを示すものであり、各項目の内容等については、前回委員会の資料等を基にした、あくまで仮置きのものでありますのでご了承ください

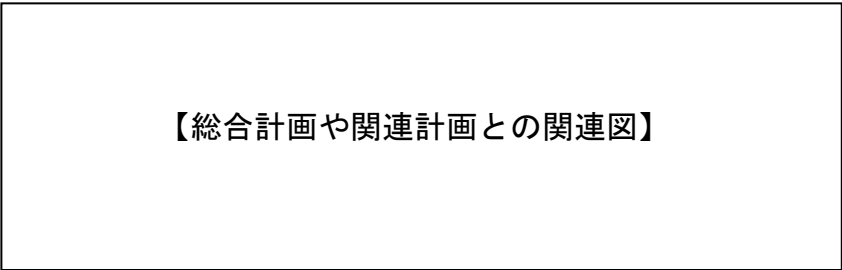
# 第1章 横浜市都市計画マスタープランに求められる役割等

## 1 横浜市都市計画マスタープランの位置付け

横浜市都市計画マスタープランは、「横浜市基本構想（長期ビジョン）」、および「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定められる、横浜市の都市計画に関する中長期的な基本の方針であり、・・・・・・・・

## 2 横浜市都市計画マスタープランの構成

平成11年度から策定を始めた横浜市都市計画マスタープランでは、全市プラン、区プラン、地区プランの3段階で策定をしていました・・・・・・・・



## 3 求められる役割

横浜市都市計画マスタープランが担う役割は、・・・・・・・・

## 4 計画期間の考え方と改定の方針

### (1) 計画期間

#### ① 基本的な目標年次

横浜市基本構想(長期ビジョン)と合わせ、2025年(概ね15年後)とする。

#### ② 超長期的な年次

超長期(2050年頃)を見据えた上で、目標年次における都市像、都市づくりの方針を描く。都市の成長管理の視点のもと、超長期の都市の姿を想定する。

特に、超長期の人口・世帯の動向、市街地と緑などの土地利用の方針、地球環境問題への対応等の考え方を明らかにする必要がある。また、トレンド型ではなく、理念の具体化・理想の実現といった目標達成のための方針を定めることが望ましい。

### (2) 改定の方針

・・・・・・・・

## 第2章 都市づくりの基本理念等

### 1 都市づくりの課題

#### (1) 超長期の都市づくりを取り巻く環境

超長期（2050年頃）の横浜は、人口が334万人に減少するとともに高齢者（65歳以上）の割合は約40%に上がることが予測される。一方、市の財政状況は、高齢化や社会的経済状況から大幅な増収は見込めず、さらに、これまでに蓄積された都市基盤施設や公共建築物の老朽化が進むことから、維持保全および更新費用が増大することも見込まれる。そのような人口減少・少子高齢社会においては、人口規模・構成に見合った都市づくり、効率的な基盤整備の運営が必要で、将来に向けてそれをいまから検討する必要がある。

地球環境問題においても、全世界で危機感を持って緊急的に取り組むべき課題となっており、深刻な影響を回避するためには、これまでの延長線上ではない新たな取組が必要となる。

また、国際社会において、世界の人々の往来はさらに活発化し、とりわけアジアが世界をリードする存在になっている可能性が強く、国際交流都市としての横浜は、国際的な拠点としてのアクセス性をさらに強化し、外国人の居住や往来が増えることから、それにふさわしい都市整備が必要となる。

さらに、市民は暮らしに潤いを与える緑や景観など、次世代に継承できる新たなストックを形成する方向に関心が高まるとともに、市民ニーズが細分化していくことも予想される。

【将来人口、年齢階層別長期予測】

【地球温暖化のデータ】

#### (2) 2025年に向けた都市づくりの課題

##### ①人口変化への対応

- ・まだら模様ではあるが、人口減少の進展や人口構成（少子高齢）の変化を踏まえた人口定着の推進、コンパクトな市街地の形成、持続可能な社会の基盤となる優れた社会資本を形成するとともに、そのストックを有効活用する必要がある。
- ・高齢者、障害者など、誰もが快適に暮らすことができ、自由に社会参加できる都市づくりを行う必要がある。

【郊外部の人口変化の様子】

【年齢階層別人口動態】

## ②脱温暖化都市づくりへの対応

- ・エネルギー効率の高い、循環型、集約的な市街地を形成するとともに、再生可能エネルギー・未利用エネルギーを地域で活用する必要がある。
- ・渋滞緩和などスムーズな交通環境を整備するとともに、過度な自動車利用から鉄道・バス等の公共交通への転換を促進するための公共交通サービス水準や利便性の向上を図る必要がある。
- ・豊かな水・緑環境をまもり・ふやすために郊外部の大規模な緑や市街地に残る貴重な拠点となる緑や特徴のある緑を保全する必要がある。
- ・土地利用計画、道路計画、都市部における緑地保全など、地域特性に応じた取り組みを推進し、ヒートアイランド現象を緩和する必要がある。
- ・公園などの整備を進め「市街地の緑の拠点」をつくとともに、多面的な機能を有する農地の保全と活用をすすめる必要がある。

【ヒートアイランドの状況】

【緑の状況】

## ③国際競争力の強化、地域活性化

- ・道路ネットワークの整備や羽田空港の国際化などの社会資本整備による国際競争力を強化する必要がある。
- ・都心機能の集積強化による国際的な拠点を形成する必要がある。
- ・横浜の最大の強みである「港を囲む独自の歴史や文化」を活用するとともに、芸術や

文化のもつ「創造性」を生かした地域ごとの新しい価値や魅力を生み出す都市づくりを進める必要がある。(クリエイティブシティ・ヨコハマ)

- ・アジア諸国の港が飛躍的に発展を遂げるなか、横浜港は、相対的な地位が低下している。

【羽田空港の輸送力UPの状況】

【横浜港の現状】

#### ④魅力あるヨコハマの都市空間形成

- ・横浜の伝統文化を踏まえた優れた景観形成を図り、新たな「横浜らしさ」を生み出し世界へ発信することによる、都市の魅力や風格の向上の必要がある。
- ・市民が誇りと愛着を感じられる横浜ならではの景観を市民と協働で創出する必要がある。
- ・親水性の高い水辺環境や、自然緑地・都市緑地などの緑豊かな環境の保全と形成の必要がある。
- ・いきものにやさしい水・緑環境を創出し、生物多様性の保全と再生にむけた環境づくりを進める必要がある。
- ・港湾地区の整備、利用にあたっては、海域への負荷の低減などによる健全で豊かな港湾環境「きれいな海づくり」を実現する必要がある。

【市民要望データ】

【生物多様性データ】

#### ⑤新たな時代の都市整備

- ・既存ストックの適正管理と有効活用を行う必要がある。(予防保全の考えに即した道路

- 施設の維持・更新、公園等の再整備、少子高齢化等の人口変化に対応した団地再生等)
- ・地球温暖化対策を効率的、継続的に進めていくためにも、都市インフラや土地利用を適切に「脱温暖化型」(＝エネルギー効率のよいコンパクトな都市構造)のものに整備、誘導し、各々のインフラ整備の更新時期等の機会を捉えた対応をする必要がある。
  - ・既成概念にとらわれない、柔軟な市街地整備を推進する必要がある。(例：「柔らかい区画整理」、「身の丈にあった再開発」)
  - ・地域の個性や特色を活かした、地域の発意によるエリアマネジメントを推進する必要がある。

**【コンパクト化の効果】**

**【エリマネ実施数】**

#### ⑥安全・安心の確保

- ・建築物の不燃化・共同化、区画道路・オープンスペースの確保などによる、木造密集市街地等の既成市街地を改善する必要がある。
- ・道路、下水道、港湾施設、公園等の都市基盤施設の計画的な改修や更新により、災害時にも対応できる社会資本ストックを形成する必要がある。
- ・局所的で短時間に極めて大きい降雨強度を特徴とする「ゲリラ豪雨」の発生に伴う水難事故や浸水被害への対策の必要がある。
- ・南関東地震など将来発生が想定されている大規模地震に備え、都市基盤施設の地震対策が必要である。
- ・安全安心に暮らせる生活環境の保全として、近年問題化している都市生活型公害や土壌・地下水汚染等への取り組みが必要である。

**【ゲリラ豪雨】**

**【南関東地震予測】**



### ⑦土地利用方針の明確化、制度化

- ・都心部(横浜都心、新横浜都心)、都心周辺部、臨海部(京浜臨海部、その他臨海部)、郊外部(鉄道駅周辺、その他郊外部)、市街化調整区域などそれぞれの地域特性に応じた土地利用方針の明確化、土地利用規制・誘導方策を検討する必要がある。
- ・市街化調整区域においては、「横浜みどりアップ計画」や開発許可制度の運用により、多様化した市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用の実現を図る必要がある。
- ・自然的環境の維持や都市機能の向上など、都市づくりの方針に見合う適切な土地利用の実現を図る必要がある。
- ・都市計画法制度の抜本改正を見据えた横浜市の都市整備方策を検討することが望ましい。

**【都市計画提案制度】**

## 2 都市づくりの基本理念

### ～新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり～

少子高齢社会と将来の人口減少社会の到来を見据え、環境に配慮した持続可能な都市の構築  
港や水・緑、歴史や文化など横浜の持つ資産をいかした魅力アップと、国際競争力の強化

## 3 都市づくりの目標

### ① 人口規模や少子高齢社会に相応した効率的でコンパクトな市街地形成（集約型都市構造）

都心部においては、ヨコハマブランドの牽引役として、また市域の活力源としての機能をさらに集積するとともに、一定程度の居住機能を集積し活力ある都市の形成を図る。

都心周辺部においては、居住環境を整備しながら、職住近接の観点から一層の居住機能の集積を図る。

また、郊外部においては、都市の過度な拡散を抑制し既存の都市インフラを生かしつつ、駅などを中心に特性に応じた機能を集積し、高齢者や障害者など誰もが支障なく快適で暮らしやすいコンパクトな市街地の形成を図る。

誰もが移動しやすい交通の実現のため、空港や港湾、横浜環状道路など横浜と世界を結ぶ交通基盤を整備するとともに、鉄道や道路などの交通施設をまちづくりや環境に調和させながら整備する。併せて、鉄道、自動車、バスなどの交通機関が効率的に利用されるよう、移動の円滑化に資する交通の運営、管理を進める。

### ② 脱温暖化の実現に向けた都市づくり

逼迫した地球環境問題を踏まえ、今後の都市づくりでは、脱温暖化を目指した集約型都市構造への転換を図り、エネルギーの効率的な利用を促進し環境負荷の少ないまちづくりと活発な都市活動を調和させることによって、持続可能な都市の実現を図る。

### ③ 東アジアなど国際社会における役割を発揮するための基盤整備

開港により国際都市として生まれ変わり発展を続けてきた横浜は、世界の知が集まる交流拠点都市や国内外の企業や人に新たな活躍の場を開拓する活力創造都市を目指し、首都圏全体の自立・発展をけん引する中核的な都市など国内の役割を果たすだけでなく、東アジアなど国際社会における役割を視野に入れた都市づくりを図るため、都市活動を支える都市基盤の整備を進める。

④ 水・緑や景観など横浜らしいストックの育成

「横浜らしい水・緑環境の実現」をめざし、かけがえのない水と緑をまもり、豊かな水・緑環境を創造し、都市化に伴う諸課題に対応するため、水と緑が一体となった取組を進める。

良好な景観をつくるのが、豊かな市民生活の実現や観光や産業分野などを含めた都市全体の活力向上に結びつくことから、市民を主役として地域の魅力を生かした景観づくりに取り組む必要がある。

⑤ 今まで整備してきた都市基盤施設等の有効活用と合理的な更新

長期的な視点から活力を支える都市基盤については、環境に配慮した良質なストック形成を図る。また、エリアマネジメントにより快適で質の高い環境を形成することにより、地域の価値を高め都市の魅力の向上を図る。

人口減少社会においては、つくったものをいかに活用するかという視点が重要であり、これまで整備してきたストックについても、有効に活用するとともに、計画的な機能維持更新を図り、次世代に継承していく。

⑥ 安全安心で気持ちよく暮らせる市民本位のまちづくり

震災や風水害などの自然災害から横浜で住まい・働く人の生命・財産を守るため、災害に強い都市の形成をめざす。

近年顕著となった都市部の水環境問題の解決に向けて、流域全体を視野に入れた「水循環系」の健全化への対応を図る。

⑦ 土地利用方針の明確化、制度化による個性ある魅力的なまちづくり

都心部(横浜都心、新横浜都心)、都心周辺部、臨海部(京浜臨海部、その他臨海部)、郊外部(鉄道駅周辺、その他郊外部)、市街化調整区域などそれぞれの地域特性に応じた土地利用方針の明確化、土地利用規制・誘導方策を検討する。

## 4 想定される都市構造

### (1) 本格的な人口減少社会を見据えた市街地のコンパクト化の概念整理

#### ① 現況

- ・横浜市市は、市全体での人口密度が 84 人/ha で、全国的にみても、集約された区域の中で都市活動が営まれており、現在においても十分に効率的な都市であると言える。
- ・一部、急速な市街化により、公共交通が利用しにくい地域も存在する。
- ・本市の人口動態について、当面は増加傾向であるが一部については、すでに減少傾向にある地域も存在する。

#### ② 基本的考え方

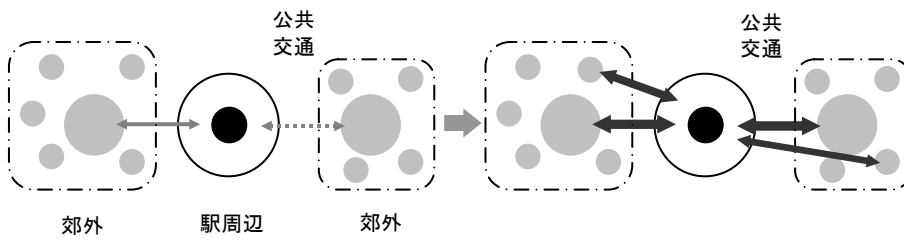
- ・わが国の地方中小都市は、主に人口の広範囲の分布による都市経営上の課題に対応するためにコンパクト化を推進しているが、本市が目指すコンパクトな都市とは本質的に異なる。
- ・本市においては、交通不便解消や、生活圏の中心である駅周辺的生活機能充実など、市民の生活利便性の向上、及び、都心部周辺等への居住機能の集積による職住近接を目指すとともに、過度に自動車に依存せず、都市活動における移動のエネルギー効率化など、低炭素社会を目指すという観点から、コンパクトな都市を推進すべきである。
- ・また、将来の人口減少は避けて通れないため、本格的な人口減少社会の到来時には、人口減少分に応じた市街地の適切なコンパクト化を進めるべきである。
- ・すでに人口減少が始まっている地域も存在するが、そういった地域をただちに市街地の縮退をさせるものではなく、当面は、生活利便性の向上等を図ることにより若年層の流入を促進する。

#### ③ 横浜市におけるコンパクト化の概念

次のとおり、「時間的コンパクト化」、「機能的コンパクト化」、「空間的コンパクト化」があると考えられる。

コンパクトの概念	主な適用期間	施策の例
時間的	人口増加～停滞期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道整備、新駅設置</li> <li>・ バス路線整備</li> <li>・ 駅前広場やアクセス道路の整備</li> <li>・ 市街地の拡散抑制</li> </ul>
機能的	人口増加～減少期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模集客施設や生活支援施設の立地コントロール</li> <li>・ 駅周辺へ商業、生活支援施設の立地誘導</li> </ul>
空間的	本格的な人口減少期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都心や駅周辺への住替え促進</li> <li>・ 駅遠方の減築、ダウンサイジング</li> <li>・ 逆線引き、スマートシュリンク</li> </ul>

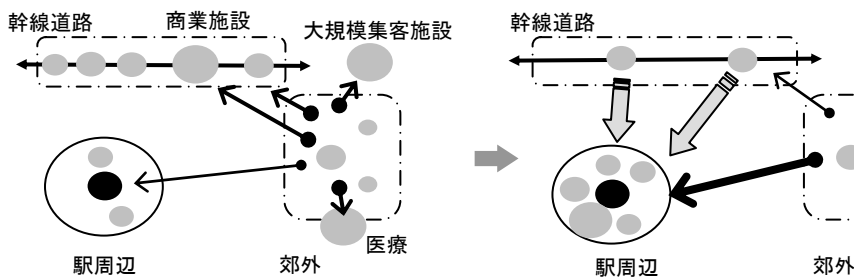
### 時間的コンパクト



**適用期間** 人口増加～停滞期

- ・ 幹線道路（都市計画道路）や交通広場等の整備
- ・ バスの本数増加、新規のルート開拓、鉄道新駅の整備 等
- ・ 市街地の拡散防止

### 機能的コンパクト

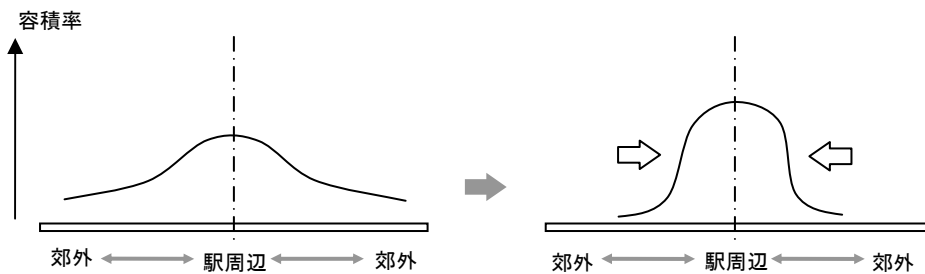


**適用期間** 人口増加～人口減少期

- ・ 大規模集客施設や生活支援施設の立地誘導
- ・ 駅周辺への立地に対するインセンティブの付与 等

必要に応じた  
市民生活拠点

### 空間的コンパクト



**適用期間** 本格的な人口減少期

- ・ 住み替えシステム等の構築（郊外の土地利用転換） 等
- ・ ダウンサイジング
- ・ 逆線引き

## (2) 都市構造の考え方

～生活圏を基盤とした集約型でシンプルな都市構造～

都心部の重層的機能強化と郊外部の持続可能なまちづくり

### ① 鉄道駅を中心とした圏域形成と地域特性に応じた個性ある拠点の形成

- ・ 駅を中心として、地域特性に応じた機能集積の促進と生活圏(駅勢圏)の形成
- ・ 郊外部の土地利用転換と、駅周辺部の受け皿整備
- ・ 都心、鉄道軸上の各駅拠点との効果的な連携
- ・ 生活圏における公共交通の利便性向上

### ② 横浜都心と新横浜都心が連携した一体的な拠点の形成

- ・ 横浜都心、新横浜都心、都心周辺部それぞれの地区特性に応じた、重層的な機能の集積
- ・ 横浜市の中核としてのインフラ整備
- ・ 国内・外に発信する横浜らしい個性の形成・顔づくり

### ③ 産業拠点の強化・育成

- ・ 京浜臨海部の産業拠点としての再編整備、横浜都心を含めた土地利用転換・機能配置によるインナーハーバーの整備
- ・ 内陸部における産業拠点としての環境整備
- ・ 港湾エリアにおける多様な機能を備えた国際港にふさわしい整備

### ④ 広域的な機能連携の軸の形成

- ・ わが国の国土形成の骨格を成す東海道軸の形成
- ・ 産業拠点を結ぶとともに、京浜3港を連携する東京湾連携軸の形成
- ・ 県央方面や三浦方面、首都圏南西部業務核都市等を結ぶ周辺都市との連携軸の形成

### ⑤ 交通ネットワークの形成

- ・ 都心部と郊外部を結ぶ鉄道の整備
- ・ 国土軸へのアクセス向上を図るための市内高速道路網の構築と市民の交通利便性向上を図るための3環状10放射道路など市内の幹線道路の整備
- ・ 羽田空港や中央リニア新駅など広域交通拠点へのアクセス強化

⑥緑の拠点等の保全・整備

- ・緑と農の10大拠点や市街地に残る貴重な緑の保全活用と公園などの整備
- ・流域ごとの水・緑環境の整備による自然な水循環の回復

【首都圏の中の横浜】

【横浜と周辺都市】

【都市構造図】

【地域構造図】

### 第3章 区プラン改定の方角性等

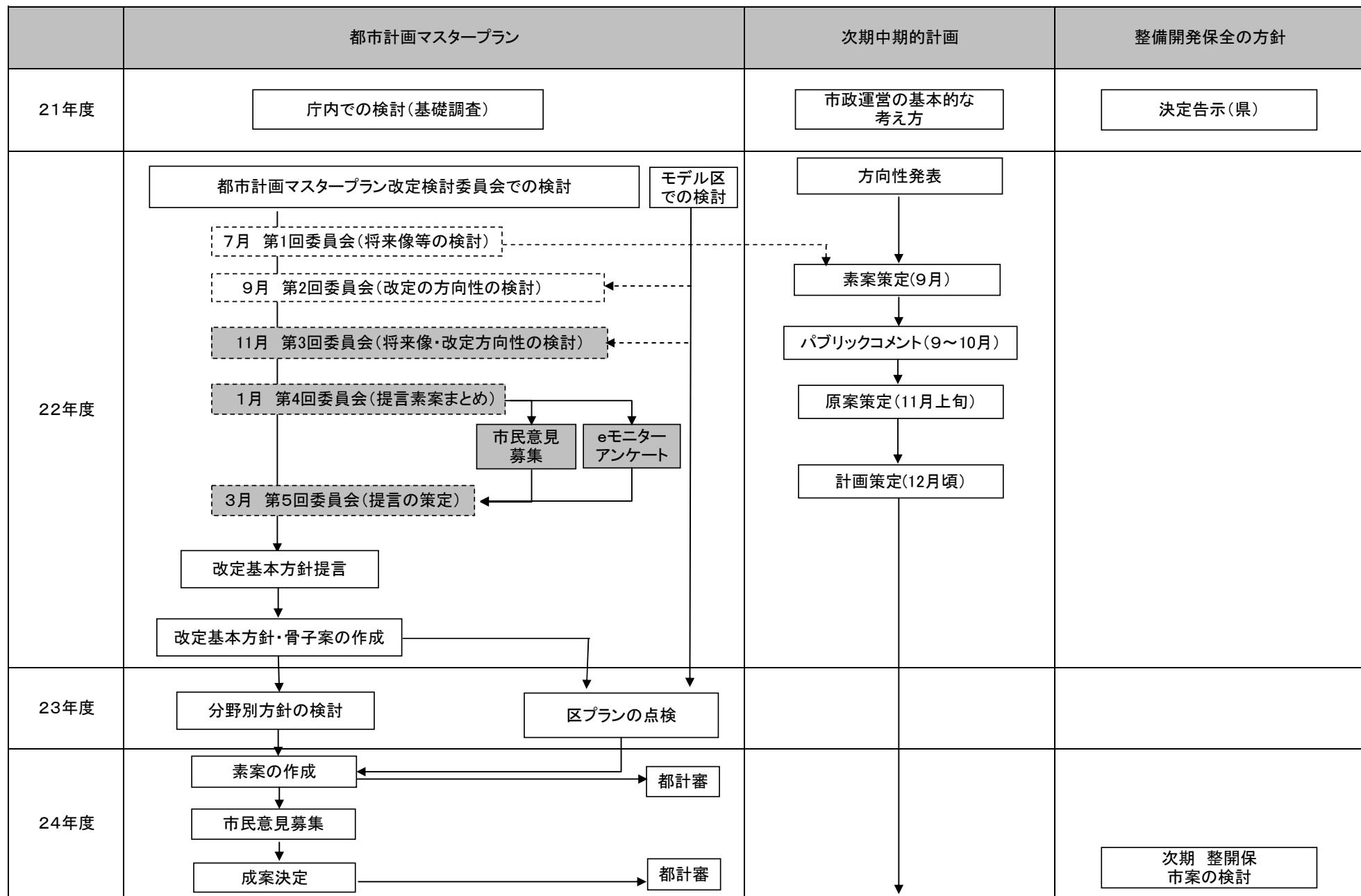
.....



横浜市都市計画マスタープラン改定 スケジュール（変更案）

資料 3

平成22年9月13日



# 都市計画マスタープラン改定に当たっての方向性(案)

資料4

	目的及び記載内容	運用(進捗管理等)	策定・改定手法
課題等の具体的内容	<p>①都市計画提案制度での活用など、都市計画決定における都市マスの重要性が増しており、目的や記載内容について精査していく必要がある。</p> <p>②都市マスは、市民との協働によるまちづくりを推進する契機とすることなどを主な目的として策定されたが、その後、本市においては、同様の目的を持つ「地域まちづくり推進条例」の制定や、区の地域福祉保健計画の策定など、関連制度が創設されたため、これらとの関係の整理が必要である。</p> <p>③区プランの中には、総合的な区のまちづくりとして都市計画以外の内容が記述されているプランも多いので、改定にあたっては考え方を整理する必要がある。</p>	<p>①計画期間が長いこと、策定時に具体的な内容を記述することが難しい。また、経済、財政状況の影響を受け、記載されている事業の実施ができない場合がある。</p> <p>②区プランにおいては、策定当時の市総合計画区別計画に基づいて記載をしている部分があるが、その後、区別計画をもたない新しい総合計画が策定されたため、進捗管理が困難になった。</p>	<p>①全市プランは、策定後10年が経過したが、一度も改定されていないので、改定の検討が必要。また、策定後、市の基本構想(長期ビジョン)が策定され、それに伴い関連計画等も改定されているため、整合性について検討する必要がある。</p> <p>②区プランは、全区策定完了までに7箇年をかけ、数区ずつ区民参加の手法で順次策定された。策定当時に想定した見直しは行われていないのが現状である。このため全市プランと合わせて定期的な改定を視野に入れた改定の方法・内容等を検討する必要がある。</p>
改定にあたっての考え方	<p><b>【目的】</b> 都市計画運用指針に基づき、将来ビジョンを明確にすることに主眼をおくことを再確認したうえで、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画を定める際の指針</li> <li>・都市計画の情報を市民や事業者に提示</li> <li>・都市づくりの将来像を市民、事業者、行政で共有</li> </ul> <p>することを目的に策定をする。</p> <p><b>【記載内容】</b> ○全市プラン 都市づくりの将来像の共有や、都市計画を定める際の指針として必要な事項を重点に記載 他の分野に関する記載については、緑や環境、住宅などの分野別の基本計画のうち、都市計画に関連する部分を中心に記載</p> <p>○区プラン、地区プラン 都市計画を定める際の指針として、また、都市計画の情報を提示することを重点に記載 具体的内容については、都市マスとしての役割分担などを明確にしつつ、各区の実情に応じて記載</p>	<p>○全市プラン 事業レベルの記載はしないことを原則とする。 やむを得ず、具体的事業を記載する場合は、都市計画運用指針に基づき、策定時点である程度見通しが可能な都市計画に関する事項(「中期4か年計画」や各局の運営方針において位置づけられている事業など)のみとする。 また、全市プランでは、概ね5年ごとに、記載されている方針に関しての取組状況を整理し、見直し時の参考とする。</p> <p>○区プラン 施策や事業の記載をする場合は、「中期4か年計画」や各局の運営方針において位置づけられている施策や事業、または区の自主事業を基本とし、それぞれにおいて進捗管理するものとする。</p>	<p>・全市プラン、区プランともに、市基本構想(長期ビジョン)の策定や「整備開発保全の方針」の改定(概ね5年ごと)や、社会経済状況の変化等を踏まえ、記載内容を点検し、必要に応じて修正を行う。</p> <p>・区プランの見直しについては、モデル区ケーススタディの結果等を踏まえ、見直しの進め方を決定する。</p> <p><i>資料5: 区プラン見直しの進め方(案)参照</i></p>

## 【参考】

都市計画運用指針における記載	<p><b>【目的】</b> ・まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の方針として定められることが望ましい。</p> <p><b>【記載内容】</b> ○全体構想 用途地域等の地域地区、都市施設、交通体系の考え方や土地利用方針等とともに、都市内の自然的環境の保全その他の良好な都市環境の形成等の指針を記載 ○地域別構想 全体構想に示された整備の方針等を受け、地域の特性に応じ誘導すべき建築物の用途、形態、地域の課題に応じ地域内に整備すべき諸施設等の方針を記載 ○他の分野に関する記載 各市町村の判断で、各種の社会的課題への都市計画としての対応についての考え方を必要な関係部署と調整を図った上で記述可能。緑の基本計画等、都市計画に関連した分野別の計画の内容のうち、必要な事項を位置づけることが望ましい</p>	<p>・対象期間が長期間であるため、詳細な計画内容を記述するには限界がある。</p> <p>・策定段階には想定していなかったような状況が発生することを考慮する必要がある。</p> <p>・策定後の状況の変化を受けて適切な政策判断が可能となるような弾力性が必要。</p> <p>・策定時点で、ある程度見通しが可能な事項について記載をし、その後ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる。</p>	<p>・策定後、ある程度明確な見通しが立った事項を追加するなど、弾力性をもたせる。あるいは、部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れて策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。</p> <p>・地域別構想については、はじめから必ずしも全ての地区について定め、又は定める内容を同水準とする必要はなく、当該地域の実情、住民の合意形成の熟度等に応じて、順次、段階的に作成することも可</p>
現計画を策定する際に定めた本市の方針(平成11年3月決定)	<p><b>【基本的な考え方(目的)】</b> ・住民の自主的なまちづくり活動を促進する契機 ・区役所を中心に計画や協議、総合調整など地域のまちづくりを推進 ・パートナーシップ型のまちづくりとして、特に地区プランに重点を置く</p> <p><b>【記載内容】</b> ○全市プラン、区プラン 市総合計画基本計画及び区別計画の都市計画部分を図面等により具体的に整理。 事業については、市総合計画に基づ記載 ○地区プラン 事業については、市総合計画に定める事業を具体的かつ地域に即して記載 ○分野別基本計画との関係 分野別基本計画の基本的考え方を記述し、相互の整合を図る 区プランは、必要に応じて分野別基本計画の区版という性格を持たせる</p>	<p>・市総合計画のプログラムに沿った事業の実施、地区計画等や建築協定などの規制誘導手法の活用及び住民の自主的活動の支援等によって実現を図る</p> <p>・様々な機会と媒体を通じて、住民及び事業者等に情報を提供し、周知を図る。</p> <p>・区プラン及び地区プランをまちづくりの方針及び局区調整の指針として活用するための仕組みを別途検討する。</p>	<p>・市総合計画及び「整備開発保全の方針」改定時に更新する。</p> <p>・内容の要素に関わる変更があるときには、必要に応じて改定する。</p> <p>・更新あるいは改定の手続きは、軽微な変更を除き、原則として策定時の手続きに準じる。</p>

## 区プラン見直しの進め方（案）

## ＜策定の背景＞

都市規模を勘案するとともに、区役所を中心に計画や協議、総合調整など地域まちづくりを推進するため、地域別構想として、地区レベルのプランとともに、区レベルのプランを策定する必要があった。

## ＜策定の状況＞

区民参加により数区ずつ順次策定することとしたため、全区の策定完了までに7箇年が経過したが、区の独自性に基づき、各区の実情が十分反映されたプランが策定された。

- 平成22年度
  - ・モデル区においてモデルスタディを行う
  - ・現行区プランの点検方針を確定する

- 平成23年度 点検方針に基づき、18区の区プランを点検する

## ＜ケース1＞

## ■平成24年度

全市プラン改定に合わせて、18区の区プランについて区毎の市民意見集約を必要としない修正をし、都市計画審議会に諮る。

- ・18区全て、修正した部分は、全市プラン等と整合がとれる。
- ・区プランの中に修正できない部分が残る。  
(例、区のまちづくりの目標等)
- ・修正以外の部分について、再度見直しが必要となる。

＜区毎の市民意見集約を必要としない修正と考えられるもの＞

- ①上位・関連計画の変更があったもの  
：整開保の変更、都市計画道路等都市施設の変更 など
- ②実態の土地利用と著しく不整合が生じているもの
- ③用語など：高度情報化→IT化 など

## ■平成25年度以降

改定の時期・内容・区民意見集約の方法等、各区の状況に応じて順次改定を行う。

## ＜ケース2＞

## ■平成24年度以降

改定の時期・内容・区民意見集約の方法等、各区の状況に応じて順次改定を行う。

- ・区の状況に応じたきめ細かな改定が可能となる。
- ・全市プランと改定スケジュールが乖離し、整合しない期間が生じる。

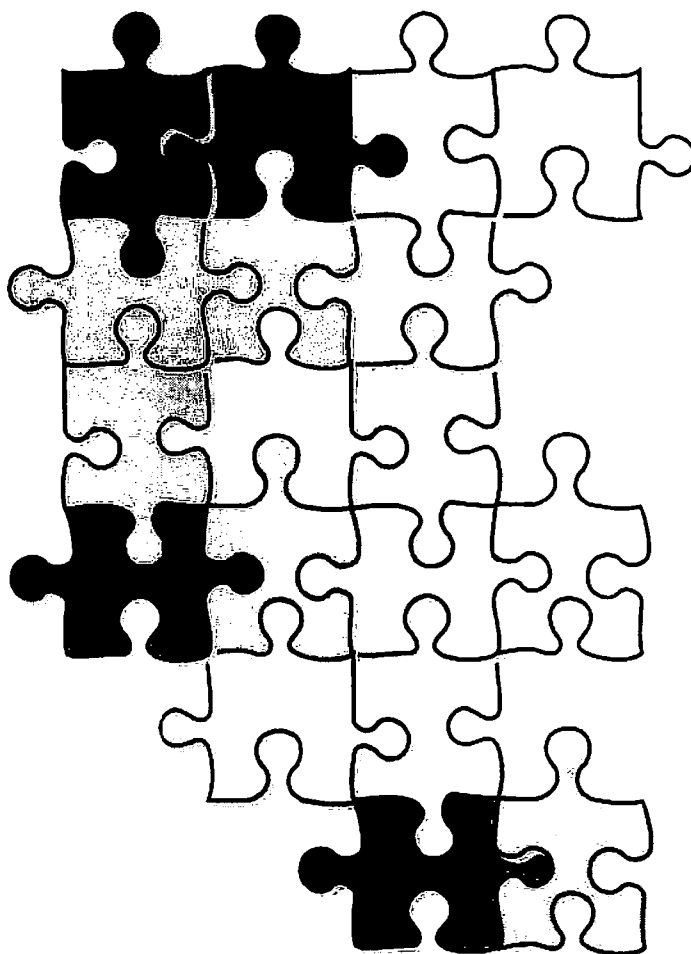
**モデルスタディの結果等を踏まえ、見直しの進め方を決定する**

(モデルスタディの結果については第3回委員会にて中間報告をする予定)

---

# 横浜市都市計画マスタープラン 全市プラン

---



# 横浜市都市計画マスタープラン 全市プラン

第Ⅰ章	基本的な姿勢	1
1	横浜市都市計画マスタープランの意義	1
2	横浜市都市計画マスタープランの位置づけ	1
3	横浜市都市計画マスタープランの役割	3
4	計画期間	3
第Ⅱ章	都市計画の目標	4
1	都市づくりの基本理念	4
2	将来都市構造	5
第Ⅲ章	部門別方針	7
1	土地利用の方針	
	（1）基本方針	7
	（2）商業・業務系	9
	（3）住宅系	9
	（4）工業系	11
	（5）流通業務系	11
	（6）市街化調整区域	12
2	市街地の開発及び再開発の方針	
	（1）基本方針	13
	（2）住宅市街地の開発整備の方針	15
3	交通体系の整備方針	
	（1）基本方針	17
	（2）道路の整備方針	18
	（3）都市高速鉄道等の整備方針	18
4	緑の保全と創造の方針	21
5	下水道及び河川の整備方針	23
6	都市デザインの方針	23
7	福祉のまちづくりの方針	24
8	環境管理の方針	24
9	都市防災の方針	25
第Ⅳ章	計画の実現に向けて	26

# 第Ⅰ章 基本的な姿勢

## 1 横浜市都市計画マスタープランの意義

～これからのまちづくりの共通の指針として～

都市計画の目的は、市民が安全で快適な生活を送り、企業などが効率的な経済活動を営めるよう、都市の計画的な発展を図り、よい都市を創造することにあります。しかし、何をよいと判断するのかについては、都市の成り立ちやその時々の社会状況、住む人の考え方、企業の活動目的などによって異なってきます。

過去半世紀の間、日本の社会は、急速な経済成長を背景に、歴史的にまれに見る発展を続けてきましたが、それをとりまく環境はいま大きく変化しつつあります。

今後も社会的な活力を維持し、市民生活の安定と向上を図りながら、少子・高齢化の進展、経済システムの再構築、地球規模の環境問題など様々な未知の課題に対処していかなければな

りません。

そこでは、新しい価値観や生活様式が生まれ、過去のもの、あるいは相互に対立するようなこともあるでしょう。

よい都市の創造のためには、こうした異なる価値観を調整し、都市にかかわるすべての人たちが、その将来像をひとつのものとして共有することが必要です。

横浜市都市計画マスタープランは、これからの社会状況をふまえながら、市民が安心して住み、過ごせる横浜をつくるために、都市の将来像を市民とともに描き、これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として策定するものです。

## 2 横浜市都市計画マスタープランの位置づけ

～他の構想や方針との関係～

都市計画マスタープランとは、平成4年の都市計画法改正によって創設された市町村の都市計画に関する基本的な方針のことをいいます。これは、住民の意見を反映させながら市町村の都市計画の基本的な方針を定めるものとして、都市計画法第18条の2に規定されています。

横浜市のまちづくりに関する指針としては、地方自治法第2条第5項に基づく横浜市基本構想（昭和48年6月1日議決）と、都市計画法第7条第4項に基づいて神奈川県知事が定める市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針があります。

また、市の総合計画として、横浜国際港都建設計画法（昭和25年法律第248号）に基づく横浜国際港都建設計画であるゆめはま

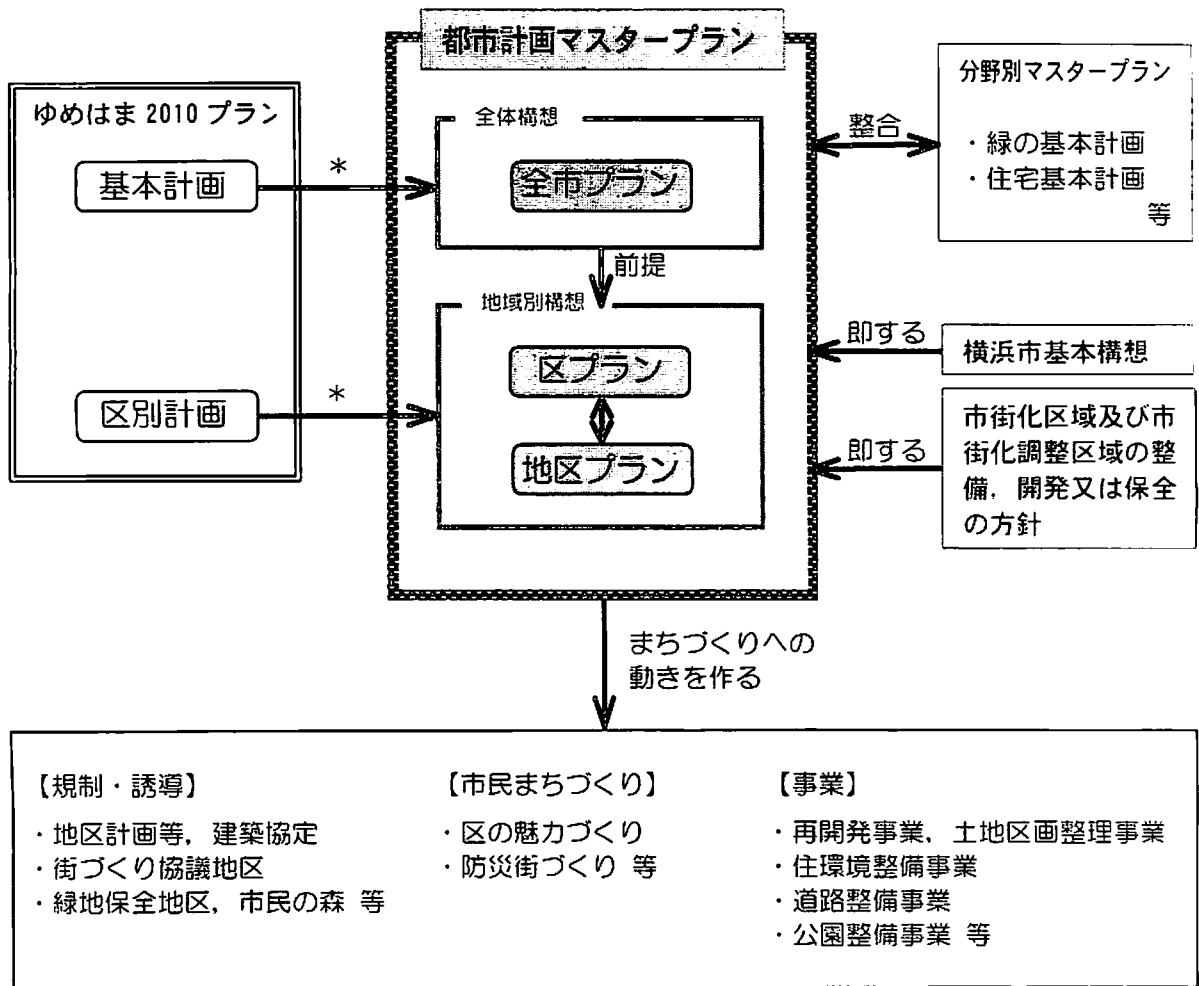
2010プラン（平成6年12月策定）があります。

横浜市都市計画マスタープランは、横浜市基本構想及び市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即するとともに、ゆめはま2010プランの都市計画に関する内容を具体的に表すものとして、横浜市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

また、緑や環境、住宅などの分野別の基本計画と都市計画マスタープランとは相互に整合を図りながら定められ、これらが一体となって目指す都市像を実現することになります。

なお、横浜市都市計画マスタープランは、全市プラン、区プラン、地区プランの3段階で定めます。

図1：都市計画マスタープランの位置づけ



\* 基本計画及び区別計画の都市計画の部分を図面等により具体的に整理する。なお、全市プラン及び区プランの事業はゆめはま2010プランに基づく。

### 3 横浜市都市計画マスタープランの役割

～市民と行政の共通の指針～

横浜市都市計画マスタープランが担う役割は以下の3つです。

(1) 都市計画を定める際の指針になります。

都市計画法の規定によれば、横浜市の定める都市計画は、横浜市都市計画マスタープランに即することになります。

したがって、横浜市の定める地域地区、都市施設、市街地開発事業、地区計画等<sup>(注1)</sup>については、この都市計画マスタープランに基づいて定めることとなります。

(2) 都市計画に関する情報をわかりやすくまとめ、お知らせします。

都市計画の内容は、日常の生活に深い関わりをもっているにもかかわらず、とかく市民の方々に遠いものとなりがちです。横浜市都市計画マスタープランには、土地利用などに関する都市計画の制限や、道路や

市街地開発事業などの都市計画事業に関する方針と情報をわかりやすくまとめ、市民の方々にお知らせするという役割があります。

(3) 横浜のまちづくりについて、市民と行政とがともに考え、その将来の姿を共有します。

横浜市都市計画マスタープランは、市民の参加を得ながら策定します。それは、行政と市民とがおのこの役割を果たしながらよりよいまちづくりを進めるためには、マスタープランづくりを通して、行政と市民とが横浜の将来の姿についてともに考え、同じ将来像を共有することが大切であると考えるからです。

注1：地区計画等とは、地区レベルの小さな区域を対象に、地区の特性に応じて建築物の形態や意匠、地区内道路や広場の配置等をきめ細かく定めるものです。

### 4 計画期間

～中長期的な方針として～

横浜市都市計画マスタープランは、中長期的なまちづくりの方向性を指し示すものとして、おおむね20年後の将来像を見据えた方針としています。



# 第Ⅱ章 都市計画の目標

## 1 都市づくりの基本理念

「市民生活のすべてにわたり豊かさを実現する」

昭和30年代後半から40年代前半に至る高度経済成長は、郊外部の急激な宅地化、ベッドタウン化という形となって、横浜にさまざまな影響をもたらしました。

例えば、働く場や経済活動等について東京に依存する傾向が強くなり、また、道路や鉄道をはじめとする都市基盤施設の立ち遅れや、都市としての一体性に欠ける点が目立つようになるなど、都市構造上の問題が生じました。

これらの問題を解決するために、基幹的な交通施設の整備による都市の骨格づくりや、都心や副都心、地域拠点の整備による都市機能の強化、都心部・郊外部でのバランスのとれた都市基盤整備による市域の一体性の強化等に努めてきましたが、いまだに十分解決されたとはいえません。

横浜市は、昭和61年の首都圏整備計画基本計画において業務核都市<sup>(注1)</sup>に指定されましたが、それにふさわしい活力ある都市へと成長させていくためにも、これらの施策をさらに進めていく必要があります。

また、近年の社会経済状況の変化や市民の価値観の多様化に対応するために、既存の都市資源を活用した都市の再構築や、自然と調和した都市環境の形成、地域特性を生かしたきめ細かなまちづくり、身近な生活空間の改善、防災対策などのテーマについても、都市計画として取り組む必要があるでしょう。

このため、「市民生活のすべてにわたり豊かさを実現する」を都市づくりの基本理念とし、以下の点を目標として、都市づくりを進めていきます。

### (1) 市域のバランスある発展

計画的で効率的な土地利用を図りながら、都市機能を適正に誘導、配置することにより、市域のバランスある発展を実現します。

### (2) 快適で安全な環境の保全と創造

自然的環境を保全、創造することによっ

て、快適な都市環境を確保します。

また、公害や災害を防止し、環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムを構築することにより、安全で住みよい都市環境をつくります。

### (3) 拠点の強化による多心型都市構造への転換

拠点地区の業務機能を育成、強化することによって、職住が近接した多心型の都市構造への転換を図り、首都圏の業務核都市にふさわしい活力ある都市を形成します。

### (4) 市域の一体性の確保と利便性の向上

拠点の育成・強化に合わせて、市民の活動を支える交通施設などの都市施設を充実させることにより、市域の一体性を確保し、利便性の高い都市を形成します。

### (5) 楽しみと個性にあふれ、安心して暮らせる地域環境の創造

地域の歴史的・文化的資産を保全、活用しながら、地域ごとの特性を生かした、楽しみと個性あふれる市民参加のまちづくりを進めます。また、市民が安心して暮らせるよう福祉に配慮したまちづくりを推進し、人へのやさしさがあふれる地域環境を創造します。

### (6) 世界都市・横浜の実現

国際的な事業活動や取引活動の機会を提供する機能を強化するほか、横浜と世界とを結ぶ協力と交流の拠点を整備し、世界都市・横浜を実現します。

注1：業務核都市とは、住宅や交通、環境をはじめとする都市問題や震災等の災害に対するぜい弱性の要因となっている東京への一極集中を是正するために設置された、首都圏における5つの自立都市圏の中心となる拠点都市をいいます。

## 2 将来都市構造

### ～多心型都市構造の形成～

先に述べた都市計画の目標を実現するためには、都心等の都市機能の強化に努めるとともに、鉄道や道路などを整備して都市機能を支える都市構造を計画的に形成することが必要となります。

また、これら機能と構造の背景となる都市環境の枠組みを定めることも欠かせません。

横浜の都市機能と都市構造についての基本的な考え方は以下のとおりです。

まず都市機能については、首都圏の業務核都市としての役割を担うとともに、市民の就業の場を市内にバランスよく確保するために、都心、新横浜都心、副都心および京浜臨海部を重点的に強化します。

関内・関外やみなとみらい 21、横浜駅周辺地区などの都心地区については、横浜経済を強化し、自立性を確立するための国際業務拠点として機能を強化し、大都市にふさわしい活気ある地区の形成を図ります。

新横浜都心地区では、広域交通ターミナルとしての利便性を生かして多様で広域的な機能集積を図るとともに、新横浜北部地区に加え羽沢地区などの周辺各地区を計画的に関発整備し、総合的な機能を備えた地区として、都心とともに“ツインコア”を形成します。

また、日常生活における利便性を高めるとともに、身近な所に働く場を求める市民に多様な就業機会を提供するため、鶴見駅周辺、港北

ニュータウンセンター、二俣川・鶴ヶ峰駅周辺、戸塚駅周辺、上大岡駅周辺の各地区を副都心として位置づけます。

京浜臨海部は、既存の産業集積を生かした国際産業拠点として再編整備を進めます。

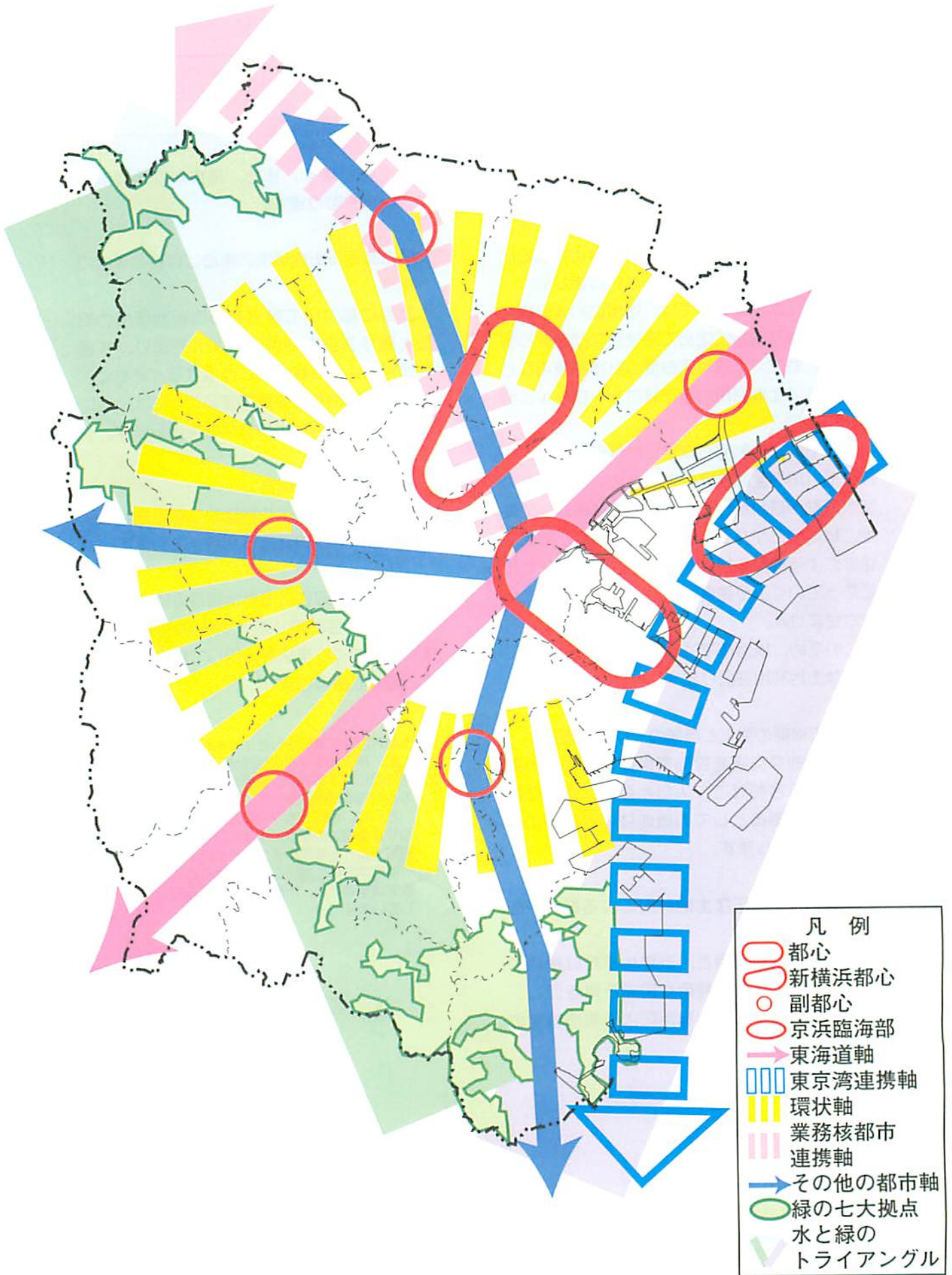
一方、都市構造については、横浜市は広域的には東京都心部を起点とする東海道軸上に位置していますが、業務核都市としての役割を果たすためには、都市間の広域的な連携を図りながら、横浜の都心部を中心にした構造へと是正することが急務となっています。

そこで、広域的なネットワークとして、東海道軸に加え、都心から新横浜都心、港北ニュータウンセンターを経て、東京北西部に向かう新たな都市軸（業務核都市連携軸）の形成を図るとともに、再編の進む京浜臨海部を東京湾連携軸の中に位置づけます。

また、都心を起点としたそのほかの放射軸の強化を図るとともに、副都心相互を連絡する環状軸を形成します。

環境の枠組みとしては、横浜の特色でもある丘、川、海の自然環境を生かすため、緑の七大拠点を中心とする丘の軸、海岸の水際線沿いの海の軸、鶴見川水系に沿った川の軸を「水と緑のトライアングル」として位置づけ、都市と自然とが共生したバランスのとれたまちづくりを目指します。

図2：将来都市構造図



# 第三章 部門別方針

## 1 土地利用の方針 (1) 基本方針

～バランスのとれた土地利用～

横浜市では、昭和40年代に郊外部を中心に、一時は年間10万人を超える人口の急増にみまわれ、市街地の縁辺部では道路や下水道などの基盤施設が整わないまま宅地化が進むいわゆるスプロール化の現象も進行しました。

こうした状況に対しては、市域の約4分の1を市街化調整区域に定めて無秩序な開発を抑制するとともに、地域地区制度の計画的運用などによって、土地利用の適正なコントロールに努めました。

現在では人口動態も安定した状況にあります。横浜の健全な発展には、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、商業地、工業地、緑地などがバランスよく配置され、市民や企業による建築や開発が地区特性に応じたものになっていくよう誘導していくことが今後とも欠かせません。

このため、横浜市では、次の方針に基づいて適正な土地利用を図ります。

### (1) 都市機能の強化と市域の一体化の促進

基幹的な交通施設の整備による都市の骨格形成に合わせて、人口と産業を適正に配置して、都市としての機能強化と市域の一体化を促進します。

### (2) 効率的で適正な土地利用による都市機能の向上

土地の有効利用と、遊休化または機能の低下した土地の再利用や用途転換を促し、効率的で適正な土地利用による都市機能の

向上を図ります。また、優良な農地や樹林地の保全を図ります。

### (3) 魅力ある市街地環境の創造と自然的環境の保全

計画に基づいて魅力ある市街地環境の創造と豊かな自然的環境の保全を図り、快適な環境づくりを総合的に推進するとともに、機能別に土地利用を誘導することによって、バランスのとれた土地利用を実現します。

### (4) 地下空間の利用促進

道路交通の円滑化や機能的な都市活動に資するよう、計画的な地下利用を進めます。

### (5) 地区特性に応じた市街地環境の誘導

地区の特性に応じた土地利用を検討し、様々な街づくり手法を活用して市街地環境をきめ細かに誘導します。<sup>注1)</sup>

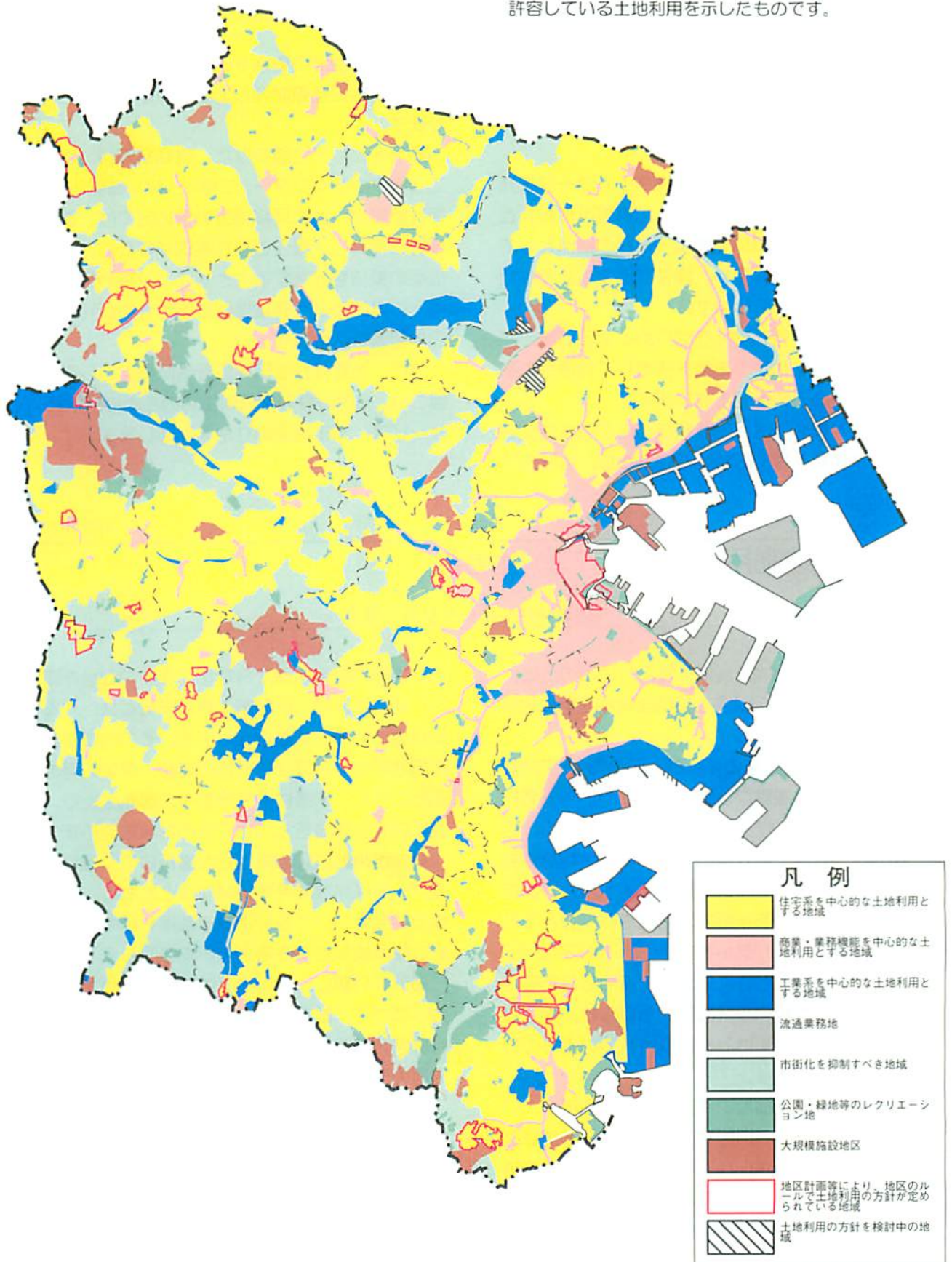
注1：土地利用は次頁に示した土地利用方針の枠組みをもとに、用途地域などの地域地区制度によって土地利用活動に対する規制、誘導を行っていくほか、公園等の整備や緑地の保全等により実現していきます。

さらに、地区の方々の意見がまとまれば、地区計画や建築協定の制度によって、よりきめ細かな土地利用のルールを定めることができます。

横浜市では、地区ごとの特性に応じた市街地環境を実現するため、市民の自発的なまちづくりを支援しています。

図3：土地利用方針図

この土地利用方針図は、土地利用の方針の大枠を示したものであり、凡例の内容は、その地域の中で想定している中心的な土地利用及びその地域の中で許容している土地利用を示したものです。



## 1 土地利用の方針 (2) 商業・業務系

～利便性と快適性～

首都圏の業務核都市として、横浜経済の活力向上を図り、様々な市民が利便性や快適性を享受できる都市づくりを進めるために、商業・業務地を計画的に配置します。

具体的には、市全体の交通ネットワークを充実させながら、都心部（都心、新横浜都心）と5つの副都心について商業・業務の拠点として重点的に機能を強化し、職住が近接した多心型の都市構造を形成します。

都心では、首都機能をはじめとする高次の商業・業務、文化等の集積を誘導して利便性の高い活気のある地区を形成します。

新横浜都心では、新幹線などによる広域交通ターミナルとしての利便性を生かし、広域的な

商業・業務機能の集積を図るとともに、周辺地区を計画的に整備開発して業務機能の集積を図ります。

副都心として位置づけた、鶴見駅周辺、港北ニュータウンセンター、二俣川・鶴ヶ峰駅周辺、戸塚駅周辺、上大岡駅周辺の各地区では、都心機能を補完し、職住近接を実現するため、業務機能の集積を促進するとともに、日常の利便性向上に資するよう商業施設の集積や市民利用施設の整備を進めます。

また、主要な鉄道駅周辺を地域拠点として位置づけ、市民の身近な日常生活のために、商業、サービス、文化機能の立地を促進します。

Ⅲ 部門別方針

## 1 土地利用の方針 (3) 住宅系

～地域特性に応じた整備と保全～

横浜の住宅地は、起伏に富んだ地形の上に、歴史的な経過に起因する多様な特性を持つ地域から構成されています。

例えば、開港以来の都心部とその周辺部では、全体的に狭い道路が多く、住宅についても老朽化した木造住宅が少なくありません。一方、昭和30年代までに鉄道の沿線で開発された住宅地では、スプロール的な開発によって、道路などの基盤整備が不十分で、無秩序な街並みを形成している地区が見られます。その後、昭和40年代以降に、主として郊外部で進められた宅地開発では、大規模な計画開発も行われ、良好な住環境や美しい街並みが形成されているものが多くなっています。

したがって、横浜の住宅地の土地利用については、穏やかな人口増や定住化志向の漸増など近年の傾向に配慮しながら、こうした地区の特性別に方針を立てる必要があります。

既成市街地の住宅地のうち、都心部では公共

公益施設の整備水準に合わせて住宅の立地を図り、特に臨海部では商業・業務機能と共存する都心型住宅の立地を誘導します。その他の既成市街地では、良好な住宅地の維持・保全に努めるとともに、木造住宅密集地等の改善を図り、適正な居住環境をもつ住宅地の形成に努めます。

既成市街地周辺の宅地化が進行している地区では、無秩序な開発を抑制するとともに、小規模な開発についても計画的な整備を誘導し、良好な住環境をもつ住宅地の形成を図ります。

郊外部の新しい市街地では、自然的環境に配慮しながら、都市基盤施設と一体となった計画的な開発を誘導し、良好な居住環境を備えた住宅地の形成を図ります。

幹線、地区幹線の沿道では、住宅と共存させながら、自動車による利用を目的とした施設や周辺住民のための利便施設などの立地を誘導します。



## 1 土地利用の方針 (4) 工業系

### ～活力ある工業地の形成と操業環境の確保～

横浜の臨海部は、京浜工業地帯の一翼を担い、日本の高度成長を支えてきました。しかし、東南アジアをはじめとする他国の工業化や一時の円高の影響を受けて、日本では製造業の海外移転が進んでおり、多くの市民が就業の場としていた臨海部でも、製造業中心だった土地利用を再編し、工業の高度化に対応すべき時期にきているといえます。

京浜臨海部では、首都圏という地の利と人材の厚み、産業の集積というポテンシャルを生かしながら、産学交流により生産機能と連携した研究開発機能の強化を図って既存産業の高度化や新産業の創出を促し、国際競争力のある産業拠点を計画的に形成します。また、遊休地等が発生した場合は、工場の再編整備や土地の有効利用を図っていきます。

中区、磯子区の根岸湾周辺の埋立地に形成された工業地では、高速湾岸線の整備に対応して引き続き保全・育成を図ります。

金沢区の臨海部埋立地の工業地では、工業の高度化に対応する良好な生産環境をもつ魅力ある新工業地の保全・形成に努めます。

また、内陸部の工業地域は、電機、機械産業等を中心に横浜経済の発展を支えてきましたが、周辺で宅地開発が進んだことや工場跡地を集合住宅へと利用の転換を図る例が増加してきたことによって、操業環境を維持あるいは保全する必要が生じています。そのため、今までに形成された産業集積を生かしつつ、研究開発、試作、生産機能をはじめとする産業の高度化を図るとともに、操業環境の整備と用途混在の防止に努めます。

## 1 土地利用の方針 (5) 流通業務系

### ～広域交通体系の整備に対応した機能強化と集約再編～

物流は、市民生活にとっても企業活動にとっても欠かせません。また、横浜の歴史が港とともに歩んできたことからわかるように、市内の経済活動にとっても流通は大きな役割を果たしています。

横浜の物流機能は市内だけでなく、北部地域は東京や川崎、南部地域は県内と結びついて、主に臨海部と都市間道路のインターチェンジを中心に集積してきましたが、近年、宅配便やコンビニエンスストアの普及に伴う物流の小口化が進み、市内住宅市街地での物流需要が増加する傾向にあります。

一方、物流交通が道路混雑の一因にもなっており、排気ガスが与える環境への影響や、災害時における交通混雑が懸念されます。

横浜市では、こうした社会的背景を踏まえた上で、首都圏の業務核都市として広域交通体系

の整備に対応した物流機能の充実強化と集約再編を図るとともに、物流の効率化と体系化のため新たな流通業務地の形成を計画的に進めます。

港湾関連の流通業務地では、時代に即した物流需要に対応して、ふ頭や物流関連施設を整備し、海陸空の総合ターミナルとして、国際港にふさわしい機能強化を図り、国際貿易の振興を図ります。また、臨海部における多様なニーズに対応し、物流機能と工業、商業、市民利用等諸機能との調和を図りつつ、市民に親しまれる快適なウォーターフロントの形成を図ります。

卸売流通業務地では、既存の物流施設の拡充と新たな埋立地の利用促進を図るとともに、高速道路のインターチェンジ周辺などの交通利便性の高い地区で、倉庫や配送センター等の卸売流通業務地の形成を図ります。



# 1 土地利用の方針 (6) 市街化調整区域

## ～無秩序な市街化の抑制と計画的な市街地整備～

横浜市では、昭和45年の市街化区域と市街化調整区域の指定にあたって、市域の約4分の1を市街化調整区域に指定し、開発を抑制してきました。

この結果、市街化調整区域は現在、都市にうるおいを与える貴重なオープンスペースであったり、市民に新鮮な野菜等を供給するための農業生産の場などになっています。

こうした樹林地や農地などについては、今後基本的には開発を抑制し、積極的に保全するとともに、市民が自然に親しみ、レクリエーションを楽しむ場として、利活用を図ります。

また、この区域における鉄道や幹線道路などの骨格的な都市基盤施設などの整備にあたっては、無秩序な市街化を防止しながら、周辺の土地利用について計画的な保全や誘導を行います。

### (1) 優良な農地の保全

優良な農地を保全するため、農業振興地域、

農用区域、農業専用地区を拡大します。

### (2) 防災的観点からの保全

浸水等の災害を防止するため、保水・遊水機能をもつ地域の保全に努めます。

### (3) 自然的環境の保全

まとまりある樹林地などを緑地保全地区や市民の森、公園などにより保全し、市民の散策や憩いの場とするほか、環境学習や自然体験、ボランティア活動の場として活用します。

### (4) 計画的な市街地整備の見通しのある区域の市街化区域への編入

都市計画の観点から必要と考えられる市街地の整備を行う区域(埋立地を含む。)では、多角的広域的な視点から検討を行い、関係する産業との調整を行った上で、必要な範囲で市街化区域に編入します。

## 2 市街地の開発及び再開発の方針 (1) 基本方針

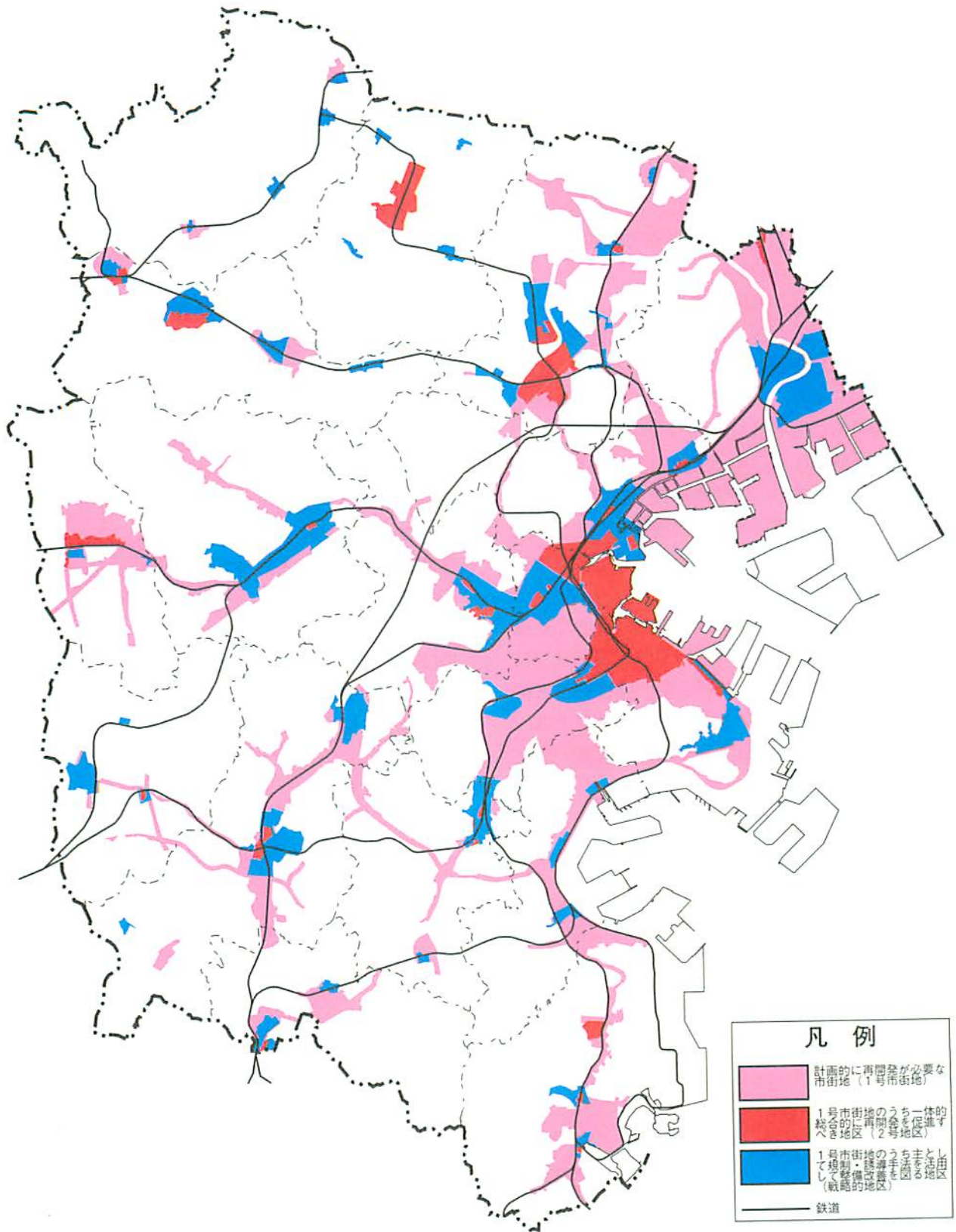
～業務核都市としての機能強化とバランスある市域の発展～

横浜市では、330万人を超える人口を擁するにふさわしい都市機能の強化と自立性の向上をめざして、市街地における開発と再開発を進めてきました。

今後も、市域のバランスある発展を図ることによって、首都圏における業務核都市としての役割を担い、職住が近接したゆとりある都市生活を市民の方々が享受できるようにするとともに、災害に強く、良好な環境をもつ都市を実現するため、以下の点を基本方針として市街地の整備を進めます。

- (1) 業務核都市として都市機能の強化を図るために、新たな市街地の開発と既成市街地の再開発を進めます。
- (2) 職住が近接した多心型都市構造を形成するために、都心、新横浜都心、副都心、地域拠点について重点的な再開発を進めます。
- (3) 都市機能の向上や更新、環境の保全、防災性の向上、住環境の改善を図るために、既存の都市資源を活用しながら既成市街地の再編整備を進めるとともに、良好な環境を持つ地区についてはその保全を図ります。
- (4) 市街化が進みつつある地域では無秩序な市街化を抑制して計画的な土地利用を図るとともに、宅地化の進んでいない新たな市街地では都市施設の整備と一体となった計画開発を推進します。
- (5) 市街化区域内にある未利用地等については、周辺の土地利用との調和を図りながら市街地としての整備を誘導するとともに、優良な農地や山林については保全を図ります。
- (6) 市民参加のもとで、地域の歴史や文化資源、自然的環境を保全あるいは活用し、個性と魅力にあふれた地域のまちづくりを展開します。
- (7) 市街地の開発や再開発を円滑に進めるために、各種規制・誘導・開発手法を連携、活用します。
- (8) 市街地の整備にあたっては、民間活力を活用し、事業の総合化と効率化に努めます。
- (9) 環境への負荷の低減に十分配慮したまちづくりを進めます。
- (10) 市街地の整備にあたっては、市民が安心して暮らせるような福祉に配慮した人にやさしいまちづくりを進めます。

図5：市街地整備の方針図



## 2 市街地の開発及び再開発の方針 (2) 住宅市街地の開発整備の方針

～利便性の向上と自然環境への配慮、主体的まちづくり活動への支援、すべての人が安心できるまちづくり～

横浜市では、総合的な機能を持ち自立性の高い都市を目指すとともに、市民のゆとりと産業の活力が広がる職住が近接した都市の実現を目指しています。

このため、都心、副都心、地域拠点について機能強化を図ると同時に、都心部、都心周辺部、郊外部など各地域特性に応じて、利便性と自然的環境を考慮した特色ある住宅市街地の形成を目指しています。

住環境を総合的に向上させていくために、道路や下水道、公園緑地など生活基盤の整備を進め、公共施設等の整備を図るとともに、建築物の用途や形態、密度等に対する適切な誘導による調和のとれた街並みの形成を図ります。

また、地域住民による主体的な活動を支援して良好な住環境の形成や維持保全を促進するとともに、子ども、高齢者、障害者等すべての人々が安心して住むことのできる住宅地をつくります。

市街地の類型別に方針を示すと、都心や新横浜都心のうち、商業・業務地では、面的なプロジェクトとも連携して良質な都心型住宅を供給し、住宅と商業機能が併存している地域では、老朽化した建物の建替えを推進し、商業の活性

化と良質な住宅の供給を図ります。

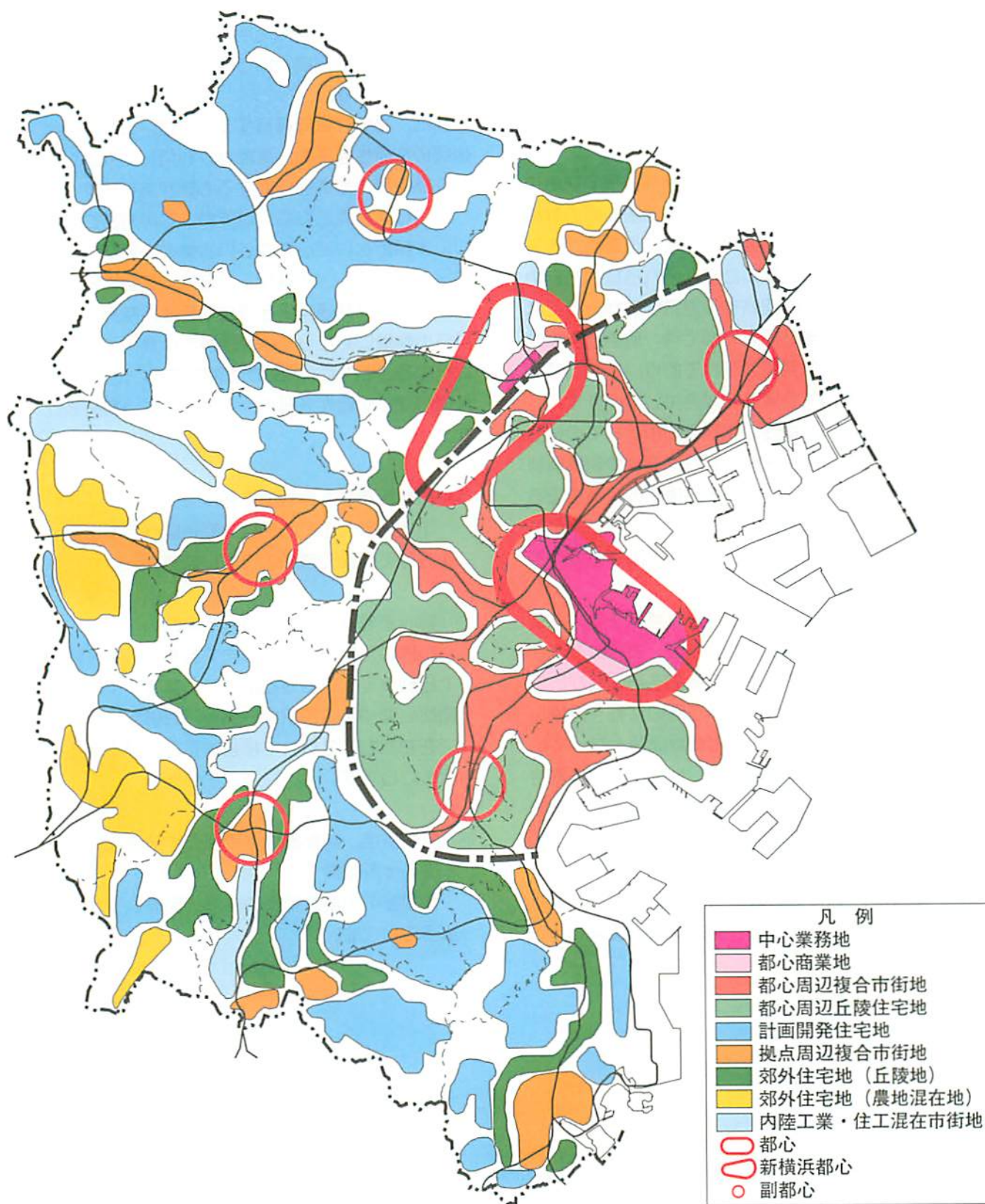
都心周辺で住宅と商業機能が併存している地域では、市街地の整備とも合わせて居住水準の向上を図り、その他の主として都心周辺の丘陵部の住宅地では、生活基盤施設等の整備を進めながら、良好な住環境の保全・育成に努めます。

郊外部では、副都心や地域拠点で再開発等と連携した都市型住宅の供給を図ります。計画的に開発された住宅地では、建築協定や地区計画等の制度を活用し、良好な住環境を守ります。

その他の郊外住宅地のうち、農地と混在している地域では、生産緑地の保全を図りながら、計画的な基盤整備と宅地化農地の誘導によって良好な住宅市街地の形成に努め、その他の主として斜面地に広がる一般住宅地では、道路や公園緑地など生活基盤施設の充実に努めます。

なお、既成市街地の中で、老朽化した狭小な住宅が密集している地域では、計画的な建替えを促進し、また、低・未利用地のうち住宅としての利用に適するものについては、土地利用転換に合わせて、周辺の環境との調和を図りながら、計画的開発の誘導によって良好な住宅市街地の形成に努めます。

図6：住宅市街地類型別整備方針図



### 3 交通体系の整備方針 (1) 基本方針

～快適性、速達性、安全性、信頼性～

横浜市の鉄道網は、東京方面と連絡する広域機能をもつ鉄道と、横浜駅を中心とする放射型鉄道から構成されています。駅の配置をみると、郊外部では都心部と比較して密度が低くなっています。

道路網については、関内、関外、横浜駅周辺地区などの都心部を中心とした放射方向の幹線道路や東京と県央、湘南方向を結ぶ道路が街道として発達してきましたが、それら放射方向の道路を環状方向に連絡する道路整備が十分ではありません。また、郊外部では、放射方向の幹線道路でさえも整備が遅れており、市内の多くの箇所において交通渋滞が発生しています。

横浜市は、首都圏の業務核都市としての役割を担うことが期待されており、都心や新横浜都心、副都心などについて業務機能の集積を図るため、首都圏の主要な都市等との連絡を強化する広域交通ネットワークの形成を図る必要があります。

市内においては、さまざまな需要を支える交通サービスを提供するとともに、市域の一体性や内陸部と臨海部の連絡を強化する必要があり、特に都市の骨格として環状方向の移動を重視した交通ネットワークの形成が課題となっています。また、防災面からも、地震などの災害時に代替経路の確保など、緊急時に対応できる放射・環状型交通ネットワークへと改編することが求められています。

さらに、近年の社会経済情勢の変化と環境問題への関心の高まりは、交通体系の整備にあた

って、既存施設の有効活用や環境への負荷の少ない都市構造の形成という課題に対応することを求めています。

また、高齢社会に移行する中では、公共交通機関の利便性を高め、高齢者が利用しやすい公共交通機関の整備を促進する必要があります。

こうした観点に立ち、以下の3つの方針により、大都市としてふさわしい水準の交通ネットワークを形成し、快適性、速達性、安全性及び信頼性の高い交通体系を確立します。なお、これらの整備にあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の生活環境等に配慮し、地域の魅力や個性を維持、育成するよう努めます。

#### (1) 最寄駅まで15分の交通体系整備

市内のほとんどの地域で最寄駅へおおむね15分で到達できるようにします。

#### (2) 都心まで30分の交通体系整備

市内の各地域から都心までおおむね30分で自動車でも到達できるようにします。また、副都心間や市内各駅から都心、新横浜都心までをおおむね30分で移動することができるようにします。

#### (3) 全国各地、首都圏の主要都市や空港を結ぶ交通体系整備

首都圏の主要な都市や空港に到達しやすいようにします。

### 3 交通体系の整備方針 (2) 道路の整備方針

～放射・環状型の体系的な道路ネットワークの形成～

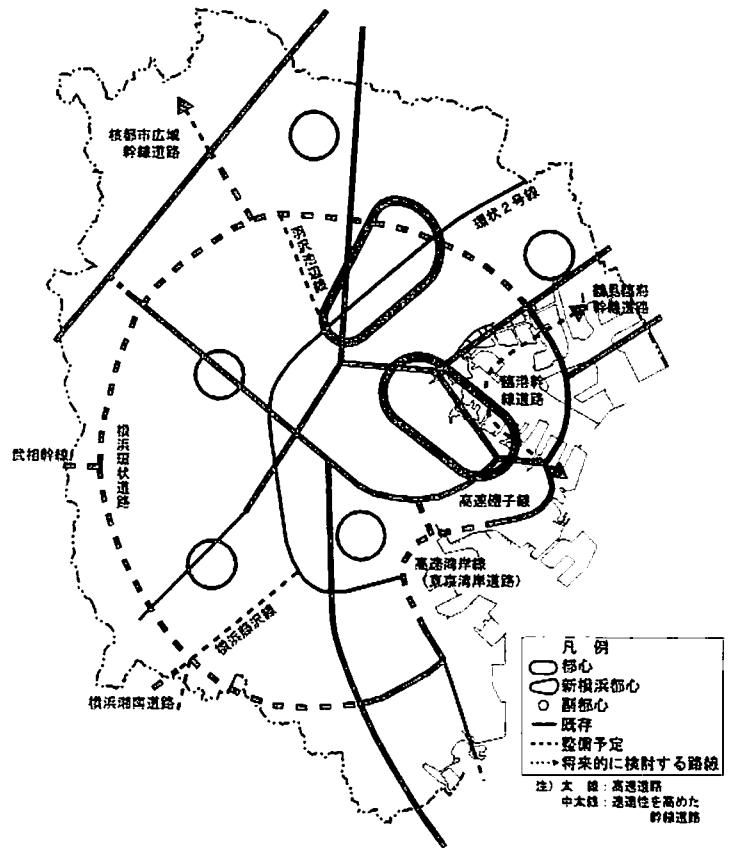
横浜市では、都市計画道路を中心に道路整備が遅れており、市内各所で交通渋滞が生じています。そのため、生活道路への通過交通の流入やバス交通の定時性が確保されないなど、さまざまな課題を抱えています。円滑な交通流を確保し、これらの課題を解決するために、高速道路、幹線道路、地区幹線道路などからなる体系的な道路ネットワークの形成を図ります。

高速道路については、市内各地域の結びつきを強め、首都圏や全国の主要都市との間の利便性を高めるために、横浜環状道路や横浜湘南道路、横浜湾岸線などの整備を進め、放射・環状型の高速道路のネットワークを形成します。

幹線道路については、市域の一体性を図るため、環状2号線、3号線、4号線、横浜藤沢線、羽沢池辺線など、3環状10放射道路を中心に整備を進めます。

また、住宅地と最寄駅や幹線道路を連絡する地区幹線道路の整備を進め、高速道路、幹線道路とともに、体系的な道路ネットワークを形成します。

図7：主要道路整備方針図



### 3 交通体系の整備方針 (3) 都市高速鉄道等の整備方針

～放射・環状網の整備と既存線の活用～

基本方針の項で述べた考え方に沿って、都心地区を強化するみなとみらい21線の完成を図ります。環状方向の鉄道として、副都心の間を結ぶ横浜環状鉄道(シティループ)の日吉～中山間について整備を進めるとともに、他の区間について計画の具体化を図ります。また、二俣川・鶴ヶ峰副都心から新横浜都心を経て大倉山及び川崎方面に至る神奈川東部方面線の計画の具体化を図ります。交通需要に対応して、郊外部連絡線の具体化に向けて調整を進めます。

また、既存の鉄道の輸送力強化を図るため、

東京急行東横線の複々線化の早期完成を促進します。

さらに、JR東日本東海道貨物線の旅客駅の設置、こどもの国線の通勤線化、ドリームランド線の運行再開など既存線の有効利用による公共交通ネットワークの強化を図るとともに、横浜市の将来都市構造における東京湾連携軸や業務核都市連携軸を強化する路線として、京浜臨海線や高速鉄道3号線のあざみ野以北の延伸について計画の具体化を進めます。

図8：幹線道路整備方針図

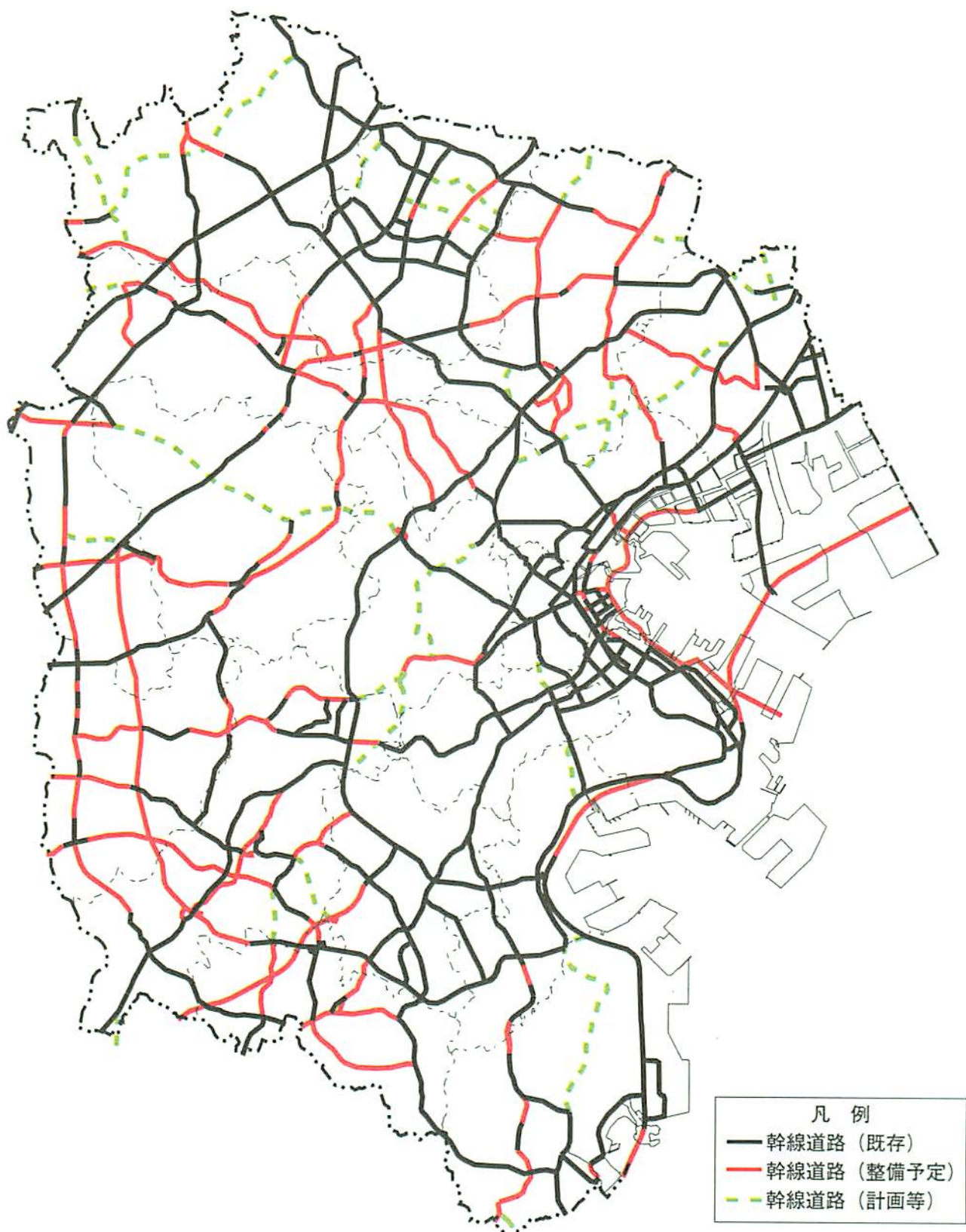
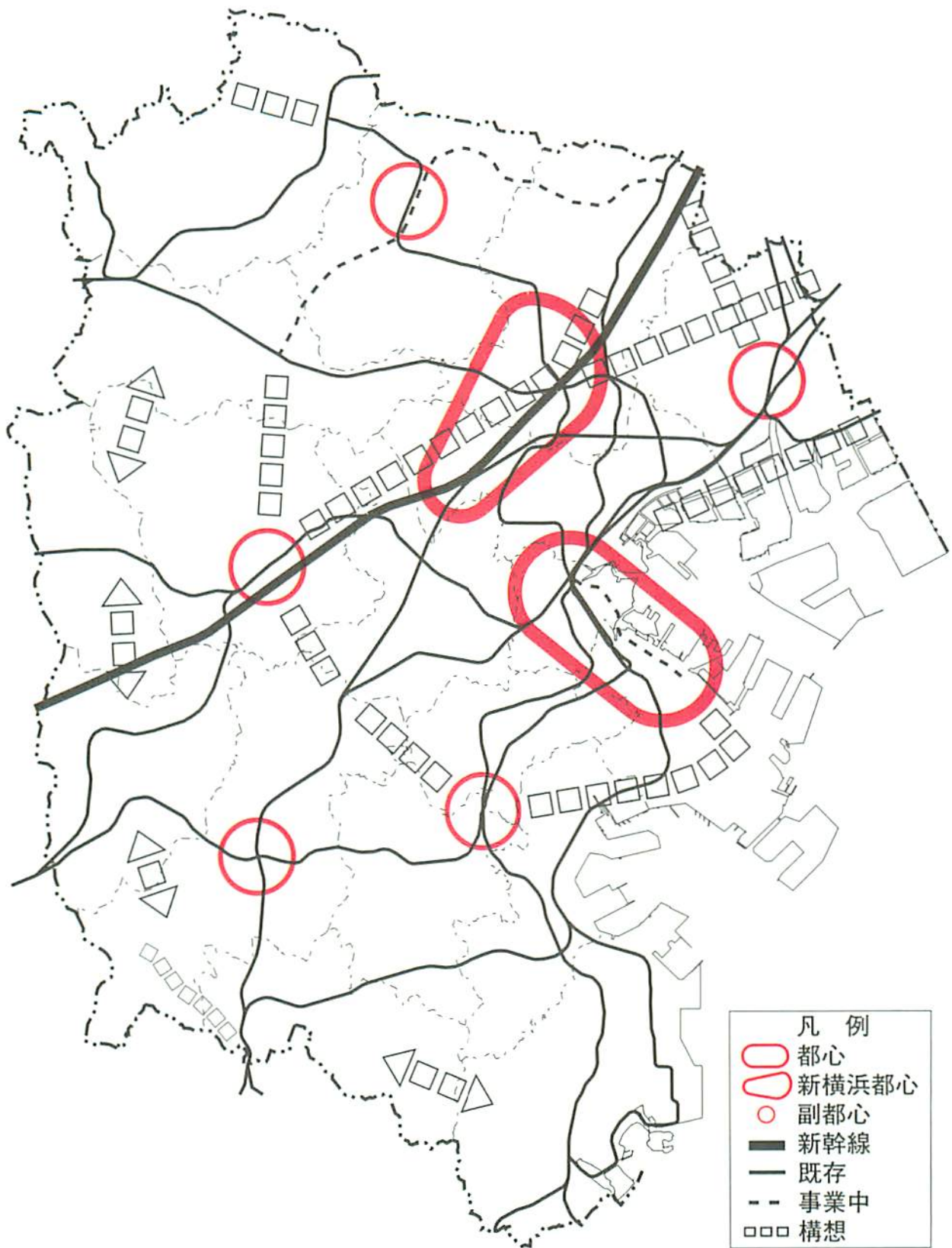




図9：都市高速鉄道等整備方針図



## 4 緑の保全と創造の方針

～緑あふれる環境づくりと恵み豊かなふるさとづくり～

樹林地や農地、公園などの緑は都市にうるおいとやすらぎを与え、豊かな市民生活をおくる上で必要不可欠な都市の要素といえます。

このうち樹林地は、様々な制度や土地所有者の協力により残されているものもありますが、多くは所有者の意向により開発などの可能性があるものとなっています。

また、自然的環境の維持や防災・治水などの機能を持つ農地についても、多様な農業振興策により保全されていますが、農業者の高齢化や後継者不足などから不耕作農地が増加し、転用も続いています。

一方、開発にともなう提供や計画的配置による公園整備、公共施設や民有地の緑化を進めています。緑の総量を維持・回復するためには、より一層の取組が必要となっています。

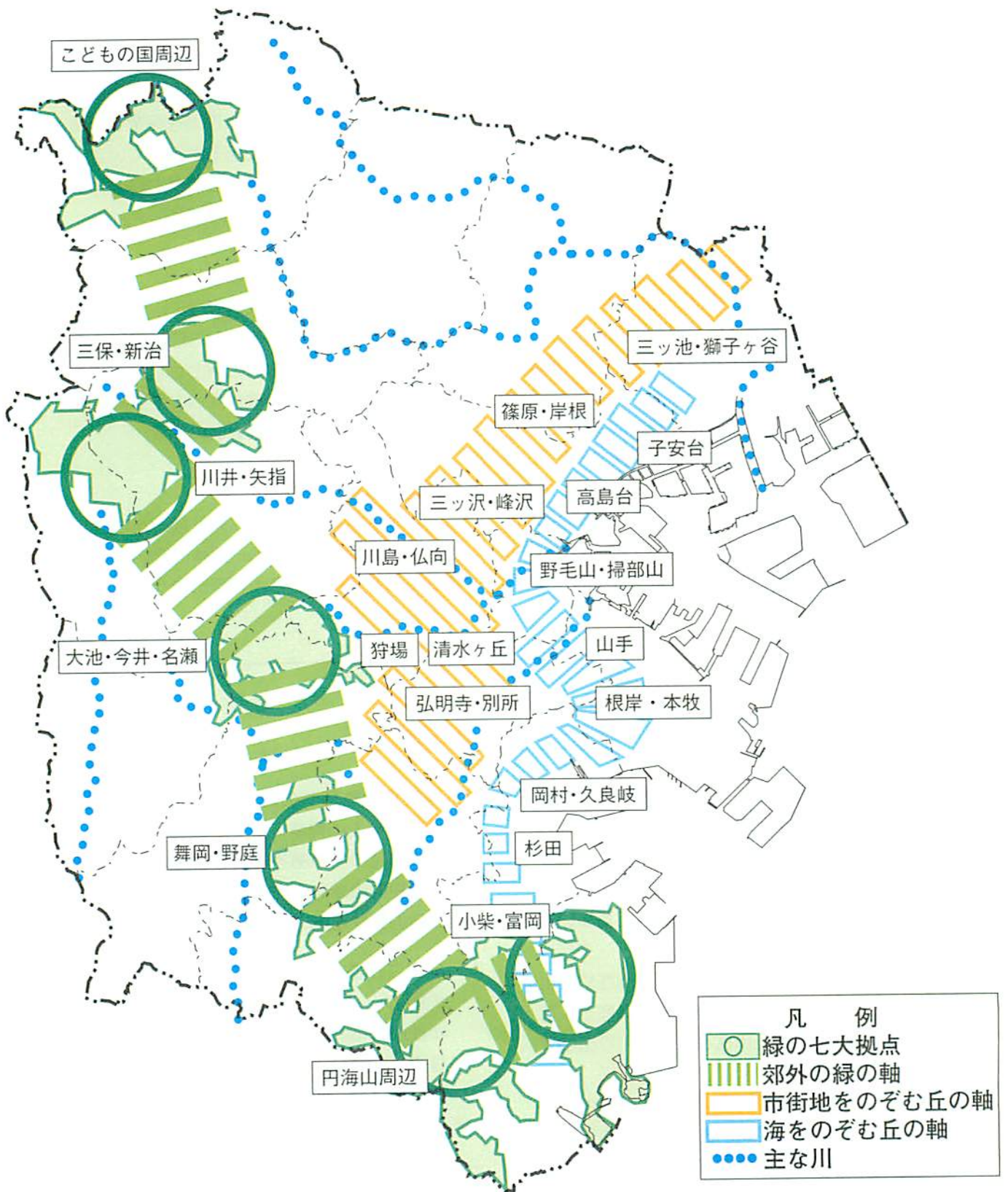
このため、樹林地や農地の保全と活用、公園整備、緑化の推進により緑のオープンスペースを計画的に確保し、緑あふれる環境づくりを進めるとともに、農業者や農協、市民と連携しながら、恵み豊かなふるさとづくりを進めるため、次の基本方針により具体的な施策を展開していきます。

(1) 郊外部に連なる緑の七大拠点や市街地のまとまりのある樹林地、斜面緑地、社寺

林、名木古木等を保全するとともに、市街地の再開発等に合わせて新しい緑の空間を創造します。

- (2) 生産緑地の指定や市街化調整区域にある優良な農地の保全を進めるとともに、多様な市民利用型の農園の整備、良好な田園景観をもつ地域での市民の憩いと農体験の場の整備を進めます。
- (3) 水辺の生物生息環境を維持回復するとともに、市民が親しめる水辺空間として公園や水際線緑地の整備を進めます。
- (4) スポーツ・レクリエーション、防災など市民の様々なニーズと地域の歴史や自然的環境などの特性を生かした特色ある公園を計画的に整備します。
- (5) 道路、河川、公共施設の緑化や民有地緑化を進め、花と緑の美しい街をつくりまします。
- (6) 市民や企業を主体とした緑を守り育てる活動を支援し、緑に関する人と情報のネットワークを広げます。

図 10：緑の将来像図



## 5 下水道及び河川の整備方針

～快適な水環境の保全・創造と安全な市民生活の推進～

横浜市では、かつては農耕地や丘陵の樹林地であった郊外部が無秩序かつ急速に宅地化されたため、土地の遊水保水機能が低下し、わずかな降雨によっても浸水等の被害が生じるようになりました。また、下水道の整備が遅れたまま、工場群の建設と宅地化が進行したことにより、河川や海域の汚染が進みました。

そこで、市内全域において下水道整備の積極的な推進を図り、公共用水域の水質浄化や浸水対策に努めてきました。また、河川についてもその改修を進めるとともに、流域において河川への流出抑制を行い、下水道整備と連携した総合的治水対策を進めてきました。

この結果、昭和40年代と比較して浸水被害は大きく減少し、多くの市民が下水道サービスを受けられるようになりました。

しかし、身近な住環境に対する市民の関心が高まるにつれ、水路や河川は市民が親しめる空間へと活用することが求められるようになりました。

した。

このため、今後は下水道と河川の両事業がより密接な連携を図り、市民生活の安全性を向上しながら、市民が親しめる水環境を保全し創造するといった視点が必要であると考えています。

そこで、以下の点を基本的な方針として、下水道と河川の整備を進めていきます。

### (1) 快適な水環境の保全と創造

水洗化事業の早期完成に向けて、下水道施設の整備をさらに進めるとともに、河川や水路などについては、水質の向上と水害の確保を図りながら、都市景観や水辺の生態系等も考慮した水辺空間の整備を進めます。

### (2) 安全な市民生活の推進

河川・下水道・流域が一体となった総合的治水対策を段階的に進め、浸水のない安全な市民生活が確保できるよう努めます。

## 6 都市デザインの方針

～都市デザイン活動の展開～

横浜市では、他都市に先駆けて魅力あるまちづくりを進めるため、都市デザイン活動に取り組んできました。

これは、機能性や利便性の向上だけでは快適な市民生活は得られないという考えに基づいたものです。

都市デザインは、都市や各地域に個性や文化的特色をもたらし、市民が守るべき資産としての質の高い都市空間を市民とともに創り出していくことに目的があります。

緑や川などの自然の保全、歴史資産を生かした新しいまちづくり、憩いの空間を持つ活気ある商業地づくり、港と市民が接することのできる水際線づくり、新しい住宅地の街並み景観整備などを行ってきましたが、今後も以下の方針に沿って魅力ある地域空間形成に努めていきます。

### (1) 歴史や自然などの地域の資源を生かした個性と魅力の育成

横浜の持つ特徴ある風景や都市の自然的環境、歴史的資源などの保全、活用を図り、横浜独自の個性と魅力あるまちをつくります。

### (2) 地域にふさわしい快適で豊かな都市空間の創造

ゆとりある歩行者空間の確保、うるおいある緑やオープンスペースの創造、都市の賑わいの演出など、地域の特性に合わせた魅力ある都市空間を創造します。

### (3) 市民、企業、行政が一体となったまちづくり

市民、企業とともにまちづくりの目標を共有し、地域の個性と魅力あるまちづくりを推進します。

## 7 福祉のまちづくりの方針

～だれにもやさしいまちづくり～

横浜市では、平成9年4月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を施行しました。

これは、障害者や高齢者等にとって暮らしやすいまちは、すべての人に暮らしやすいまちである、という基本的な考え方のもとに、市民のだれもが安心して生活し、様々な活動に参加できるよう、市民・事業者・市が一体となってまちづくりを進めていくための基本となるものです。

今後、以下の点を基本的な方針として福祉のまちづくりを進めていきます。

### (1) 人間性豊かな福祉都市の実現

すべての人が自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加することができるよう福祉のまちづくりを進めます。

### (2) 市、事業者、市民の協力、連携によるまちづくり

市民が暮らし地域に着目し、地域を構成する人たちと連携し、地域で支え合う仕組みづくりや建築物等の施設整備を一体とした、だれにもやさしいまちづくりを進めます。

## 8 環境管理の方針

～人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり～

横浜市では、高度成長期のいわゆる産業型公害に対して、公害防止協定の締結など、市民や事業者との連携にもとづく先進的な取組により、大幅な改善を図ってきました。

しかし、今日なお、自動車公害など都市・生活型公害の改善が課題となっており、廃棄物による環境への負荷の増大や有害な化学物質による新たな環境汚染が懸念され、また、身近な緑や水辺の減少により生態系の多様性が失われつつあります。さらに、エネルギーの大量消費による地球の温暖化など地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

こうした環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが認識を深めるとともに、行政・事業者・市民が連携して、これまでの経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ないうるおいとやすらぎのある都市づくりが必要になっています。

そのため、以下の点を方針として、「人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり」を目指します。

- (1) 大気汚染や水質汚濁等の産業型公害や自動車公害等都市・生活型公害などの改善を進めるとともに、有害化学物質などによる新たな環境汚染を未然に防止します。

- (2) 自然とふれあえるうるおいとやすらぎのある都市を実現するため、都市の緑化や水質の向上、水辺の整備などを進めるとともに、緑地、河川、沿岸域、さらに流域を単位とした生物の生息空間の保全や創造を図ります。

- (3) 環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市を実現するため、公共交通網の整備や地域冷暖房の導入等エネルギーの合理的・効率的利用を推進します。また、廃棄物の減量化・資源化を進め、リサイクル型の社会経済システムとライフスタイルの確立を図ります。

- (4) 地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市を実現するため、地球温暖化防止対策など地球規模の環境の保全にも資する持続的発展が可能なまちづくりを進めます。

- (5) 開発事業等の計画立案にあたっては環境への配慮を促し、環境への負荷の少ない、自然の持つ機能を生かした都市の形成を進めます。

## 9 都市防災の方針

### ～災害に強いまちづくり～

総合的な防災対策を推進するため、市民の誰もが安心して日常生活を送り、災害が発生しても市民の安全が守られ、早期に都市機能が復旧する、災害に強いまちづくりを進めます。

このため、防災体制の強化を図るとともに、次の方針に基づき、都市基盤の整備や建築物の不燃化等を、市民や企業との連携のもとに進めます。

- (1) 都心、新横浜都心、副都心等を整備することによって、都市機能の強化・分散を図り、災害に強い多心型都市構造を形成します。
- (2) 防火・準防火地域等の地域地区や地区計画など都市計画の法制度を活用して、災害に強いまちづくりを計画的に推進します。
- (3) 木造建築物の密集する市街地などで、市民とも連携して、防災的機能を持つ道路、公園等のオープンスペースを確保するとともに、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅等を促進するなど、市街地の修復による防災性の向上に努めます。また、防災再開発促進地区の指定や防災街区整備地区計画の策定により、建替えの支援を行うとともに、必要に応じて、土地区画整理事業や市街地再開発事業など面的な市街地開発事業を推進し、都市の防災性を高めます。
- (4) 災害時の都市機能の速やかな復旧と延焼の防止を図るため、主要道路の耐震化や沿道の不燃化を進め、都市の防災骨格の形成を促進します。

# 第Ⅳ章 計画の実現に向けて

～パートナーシップによるまちづくり～

横浜市都市計画マスタープラン全市プランは、今後地域別に定める、より具体的な区プラン及び地区プランの指針となり、それらが示す将来像に向けて、まちづくりに関わる主体がそれぞれの役割を果たすことによって、まちづくりが展開されます。

## (1) 区プラン、地区プランの策定

全市プランの内容は、地域別の方針である区プラン、地区プランによってより具体的に記述され、まちづくりへの動きにつながっていくこととなります。

### ① 区プラン

区プランは、地域の視点を反映させながら各分野の計画を区の単位で相互に調整し、ゆめはま 2010 プラン区別計画をより具体的、詳細に整理するもので、区役所が主体となって策定します。

横浜市では、平成9年度からプランの策定作業に着手しており、その後も順次策定します。

### ② 地区プラン

地区プランは、区のまちづくりを進めるために必要な地区を対象とするもので、主として区役所が主体となって策定します。いろいろなまちづくりへの動きにつなげていくことをねらいに、素案の作成段階から市民の方とのパートナーシップによって策定作業を進めます。

区プランと同様、平成9年度から策定作業を行っています。

## (2) まちづくりの主体と役割分担

都市計画マスタープランの内容を実現するためには、まちづくりにかかわる主体がおのの役割を分担することが必要です。

行政の役割としては、①道路や公園の整備などの事業を実施する、②事業を規制・誘導する、③市民の活動を支援し、必要な情報の提供と調整を行う、などがあげられます。

再開発などについては、企業をはじめとする事業者が行政の支援のもとに事業を実施することになります。

市民の役割としては、個々人として、あるいはグループとして、身近な住環境の保全・向上のためのルールづくりなどの活動、行政の実施する施策への参加や提案などがあげられるでしょう。

よりよいまちづくりのためには、市民、企業、行政が共通の指針のもとにパートナーシップを組みながら、役割を担い、責任をもつことがよりよいまちづくりのために不可欠なことだといえます。

## (3) 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、計画期間が中長期にわたることから、社会経済状況の変化や市民意識の変化などによって、見直すことが必要になります。

こうした見直しは、都市計画法にもとづいて策定される市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針や市の総合計画の見直しとも連動しながら行われます。

横浜市都市計画マスタープラン・全市プラン

2000（平成12）年1月

発行 横浜市都市計画局都市計画部都市計画課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-2658 FAX 045-663-8641

横浜市広報印刷物登録 第110510号

類別・分類 B-JA060



古紙配合率70%再生紙を使用しています



## 現行プラン

### 全市プラン（平成11年度(1999年)策定）

第I章	<b>基本的な姿勢</b>
	1 都市計画マスタープランの意義 ・これからのまちづくりを進めるにあたっての指針として
	2 都市計画マスタープランの位置付け ・整備開発保全の方針に即し、 ゆめはま2010プランの都市計画に関する内容を具体的に表す
	3 都市計画マスタープランの役割 ・都市計画を定める際の指針 ・都市計画情報を市民にお知らせし、市民と行政が将来像共有
第II章	4 計画期間 ・おおむね20年後の将来像
	<b>都市計画の目標</b>
	1 都市づくりの基本理念 ・市域のバランスある発展 ・快適で安全な環境の保全と創造 ・拠点の強化による多心型都市構造への転換 ・市域の一体性の確保と利便性向上 ・楽しみと個性にあふれ安心して暮らせる地域環境の創造 ・世界都市・横浜の実現
	2 将来都市構造 ・多心型都市構造の形成 ・5つの副都心とそれらを連絡する環状軸の形成 ・緑の7大拠点、水と緑のトライアングル
第III章	<b>部門別方針</b>
	1 土地利用の方針
	2 市街地の開発及び再開発の方針
	3 交通体系の整備方針
	4 緑の保全と創造の方針
	5 下水道及び河川の整備方針
	6 都市デザインの方針
	7 福祉のまちづくりの方針
	8 環境管理の方針
	9 都市防災の方針
第IV章	<b>計画の実現に向けて</b>
	・パートナーシップによるまちづくり

## 区プラン

平成11年度(1999年)～17年度(2005年) 全区で策定済み（所管：区役所）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>まちの将来像</b>（概ね20年後の将来像、市総合計画の区別計画に即する）</li> <li>・<b>分野別まちづくり方針</b>（水と緑、歴史、交通、安全安心、福祉等）</li> <li>・<b>地区別まちづくり方針</b></li> <li>・<b>推進方策</b>（事業実施計画への具体化、必要に応じた見直し等）</li> </ul>

## 地区プラン

平成11年度(1999年)～17年度(2005年) 5地区で策定済み（所管：区役所）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>まちづくりの目標、方針</b></li> <li>・<b>具体的まちづくりの方策、プロジェクト</b></li> <li>・<b>推進方策</b></li> </ul>

## 関連計画の改定

- ・首都圏広域地方計画(H21・2009)
- ・整備開発保全の方針(H22・2010)
- ・長期ビジョン(H18・2006)
- ・中期計画における中長期的な都市づくりの方向性(H18・2006)
- ・水と緑の基本計画(H19・2007)
- ・CO-DO30(H20・2008)
- ・都市交通計画(H20・2008)
- ・次期環境管理計画(H21・2009)等

## 運用上の課題

- 意義・目的の検証
  - 進捗管理、実効性
  - 関連計画等との整合性
  - 改定の仕組み
- 特に、区プランのあり方

## 新たな視点

- 人口減少社会を見据えた持続可能な集約型都市構造(コンパクトな市街地)
- 環境モデル都市にふさわしい、環境にやさしく環境と経済が好循環するまちづくり
- 東アジア圏を視野に入れた国際競争力の強化
- 既存の基盤を生かした合理的なまちづくりとストックマネジメント
- 地域の個性や特色を活かした市民主体のまちづくり
- 誰もが移動しやすく人にやさしい交通の実現
- 都市活力の維持、発展のための都市づくり

## 新プラン

### 全体構想（全市プラン）

#### ■意義・目的

○「市町村が定める都市計画の方針」という位置付けの明確化

#### ■計画期間

○超長期(2050年・平成62年頃)を見据えた上で、市の長期ビジョンと整合した目標年次(2025年・平成37年)

#### ■都市づくりの基本理念

- 長期ビジョンにおける「5つの柱」をブレイクダウン
- 新しい横浜らしさの創造と持続を支える都市づくり
  - ・人口規模や少子高齢社会に相応した効率的でコンパクトな市街地形成
  - ・脱温暖化の実現に向けた都市づくり
  - ・東アジアなど国際社会における役割を發揮するための基盤整備
  - ・緑や景観など横浜らしいストックの育成
  - ・今まで整備してきた都市基盤施設等の有効活用と合理的な更新
  - ・安全安心で気持ちよく暮らせる市民本位のまちづくり
  - ・土地利用方針の明確化、制度化による個性ある魅力的なまちづくり

#### ■将来都市構造

- 生活圏を基盤とした、集約型でシンプルな都市構造
  - 都心部の重層的機能強化
  - 郊外部の持続可能なまちづくり(メリハリある土地利用)

#### ■土地利用の方針

- 都心部・臨海部
- 都心周辺部
- 郊外の駅周辺部、郊外の市街地
- まとまった緑や農地

#### ■基盤整備の方針

- 市街地の開発と更新
- 都市交通

#### ■テーマ別の方針

- 水と緑の保全と創造
- 都市機能の集積
- 景観の形成
- 都市防災(地震・都市型水害等) など
- 地球環境や地域環境への配慮
- 新たな産業・経済に対応した都市づくり
- 福祉のまちづくり

#### ■計画の実現に向けて

○定期的な点検、見直しのルール化(区プラン・地区プランを含む)

#### ■区プラン

- 現行の区プランをベースに、見直し修正
- ・土地利用の方針を充実させ、事業については各局の個別計画等からの記述とする

### 地域別構想（地区プラン）

羽沢駅周辺地区、本郷台駅周辺地区等で策定検討中

- ・**まちづくりの目標、方針**
- ・**具体的まちづくりの方策、プロジェクト**
- ・**推進方策**

■現行の都市計画マスタープラン(全市プラン)における目標や方針に対する取組状況等について <作業中>

現行プランの概要	取組みの概要	取組み例
<p><b>第Ⅱ章 都市計画の目標</b></p> <p>1 都市づくりの基本理念</p> <p>2 将来都市構造</p> <p>○多心型都市構造の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜都心、新横浜都心、副都心、京浜臨海部</li> <li>東海道軸、業務核都市連携軸、東京湾連携軸、環状軸</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多心型都市構造の形成に向け、特に副都心の整備を重点的に実施し、中域的に整備すべき施設等の整備が図られた。</li> <li>整備が進んだ結果、現在においては、副都心としての位置づけの必要性が薄れており、すでに市総合計画や都市計画区域の整備、開発及び保全の計画においては、「副都心」という表記はなされていない。</li> <li>各種の軸についても、方針に沿った強化が図られている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>副都心の整備（鶴見駅東口再開発、港北NTセンター地区区画整理、二俣川駅北口再開発、鶴ヶ峰駅南口再開発、上大岡駅B地区・C南地区再開発、戸塚駅西口再開発、戸塚駅中央地区区画整理 等）</li> <li>地下鉄3号線の整備、延伸計画（業務核都市連携軸）</li> <li>地下鉄4号線の整備（環状軸）</li> <li>3環状10放射道路等幹線道路整備（業務核都市連携軸、環状軸）</li> <li>高速道路網整備着手（業務核都市連携軸） 等</li> </ul>
<p><b>第Ⅲ章 部門別方針</b></p> <p><b>1 土地利用の方針</b></p> <p>(1)基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市機能の強化と市域の一体化の促進</li> <li>効率的で適正な土地利用による都市機能の向上</li> <li>魅力ある市街地環境の創造と自然的環境の保全</li> <li>地下空間の利用促進、</li> <li>地区特性に応じた市街地環境の誘導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針に沿った取り組みがなされている。（具体的には以下のとおり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取組み例は、以下のとおり</li> </ul>
<p>(2)商業・業務系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜経済の活力向上を図り、様々な市民が利便性や快適性を享受できる都市づくりを進めるために、商業・業務地を計画的に配置</li> <li>都心部(都心、新横浜都心)と5つの副都心について商業・業務の拠点として重点的に機能を強化し、職住が近接した多心型の都市構造を形成</li> <li>主要な鉄道駅周辺を地域拠点として位置づけ、商業、サービス、文化機能の立地を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>横浜都心、新横浜都心において、商業・業務機能の強化を行った。</li> <li>副都心に関しても、再開発事業を行い、機能強化を図った。</li> <li>地域拠点に関しても、再開発事業や土地利用の誘導を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>みなとみらい21地区の基盤整備、街区開発、横浜駅周辺の整備</li> <li>新横浜駅前広場、駅ビルの整備</li> <li>企業立地促進条例（平成16年4月：平成22年3月まで57件）</li> <li>重点産業立地促進助成（平成13年度：平成22年3月まで113件）</li> <li>横浜都心機能誘導地区建築条例(平成17年12月)</li> <li>新杉田駅周辺再開発、東戸塚駅東口開発</li> </ul>
<p>(3)住宅系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都心部ではインフラ整備水準に合わせて住宅立地を図る。特に臨海部では都心型住宅の立地を誘導</li> <li>その他の既存市街地では良好な住宅地の維持・保全、木造密集市街地の改善</li> <li>既存市街地周辺では無秩序な開発を抑制、計画的な開発を誘導</li> <li>郊外部の新市街地では計画的な開発を誘導し、良好な住宅地を形成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都心部や臨海部において、都市型住宅の整備を図った。</li> <li>地区計画等、まちのルールづくりの推進</li> <li>木造密集市街地の整備、改善を推進</li> <li>開発に関する制度を充実させ、無秩序な開発を抑制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>MM地区住宅整備、コットンハーバー・ポートサイド地区住宅開発</li> <li>北仲北地区開発計画</li> <li>まちのルールづくり相談センターの設立</li> <li>地域まちづくり条例制定、地区計画制度推進（平成22年8月まで93地区）</li> <li>開発調整条例の制定</li> <li>いえ・みち まち改善事業</li> </ul>
<p>(4)工業系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>京浜臨海部では、産学交流により生産機能と連携した研究開発機能の強化を図って既存産業の高度化や新産業の創出を促し、国際競争力のある産業拠点を計画的に形成する</li> <li>内陸部の工業地域は、今までに形成された産業集積を生かしつつ、研究開発、試作、生産機能をはじめとする産業の高度化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>末広地区を中心に研究開発機能の強化が図られた。</li> <li>内陸部の工業地域については、共同住宅や大規模商業施設への転換が散見される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイエンスフロンティアの整備</li> <li>企業立地促進条例（平成16年4月：平成22年3月まで57件）</li> <li>中小製造業経営革新促進助成（平成13年度：平成21年度11件）</li> <li>工業地域内の共同住宅の高さ制限（平成16年3月）</li> <li>横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱(平成19年11月：平成22年8月まで届出件数22件)</li> </ul>
<p>(5)流通業務系</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>港湾関連の流通業務地では、ふ頭や物流関連施設を整備し、海陸空の総合ターミナルとして、国際港にふさわしい機能強化を図る</li> <li>市民に親しまれる快適なウォーターフロントの形成を図る</li> <li>高速道路のインターチェンジ周辺などの交通便利性の高い地区で、倉庫や配送センター等の卸売流通業務地の形成を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾計画に基づく施設整備</li> <li>都心臨海部を中心としたウォーターフロント開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>港湾計画の改訂（平成18年）、本牧ふ頭再整備や南本牧ふ頭整備の推進</li> <li>国道357号（ベイブリッジ区間：平成16年4月供用）や臨港幹線道路（山内・瑞穂区間：平成20年12月供用）など物流を支える臨海部の道路整備</li> <li>国際コンテナ戦略港湾の選定(平成22年8月)</li> <li>都心臨海部・インナーハーバー整備構想提言書(平成22年3月)</li> <li>象の鼻パークの整備（平成21年6月）</li> <li>みなとみらい21地区新港地区街並み景観ガイドラインの策定（平成22年1月）</li> <li>大さん橋国際客船ターミナルの整備（平成14年）</li> <li>新山下地区まちづくりの促進</li> <li>特定流通業務施設の建築行為等の特例措置の制定</li> </ul>

現行プランの概要	取組みの概要	取組み例
<p>(6) 市街化調整区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・優良な農地を保全するため、農業振興地域、農用地区域、農業専用地区を拡大</li> <li>・まとまりある樹林地などを緑地保全地区や市民の森、公園などにより保全し、市民の散策や憩いの場とする</li> <li>・都市計画の視点から必要と考えられる市街地の整備を行う区域では、関係する産業との調整を行った上で、必要な範囲で市街化区域に編入する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地面積、樹林地面積、緑被率とも年々減少傾向にある。</li> <li>・市民の森等は、現行プラン策定以降も新たに整備が進められている。</li> <li>・さまざまな施設立地などによる都市的土地利用への転換が徐々に進行している。(公益施設、資材置場、既存宅地等)</li> <li>・市街化区域編入の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「調整区域のあり方」(答申)を踏まえた土地利用の対応方針の制定</li> <li>・新横浜長島地区市街化編入</li> <li>・泉ゆめが丘地区の特定保留地区への位置づけ</li> </ul>
<p><b>2 市街地の開発及び再開発の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな市街地の開発と既成市街地の再開発を進める</li> <li>・都心、新横浜都心、副都心、地域拠点について重点的な再開発を進める</li> <li>・市街化が進みつつある地域では無秩序な市街化を抑制して計画的な土地利用を図るとともに、宅地化の進んでいない新たな市街地では都市施設の整備と一体となった計画開発を推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業、土地区画整理事業等により、都心・鉄道駅周辺を中心に整備が進捗している。</li> <li>・土地区画整理事業、住宅地区改良事業、地区計画等により、既成市街地の改善も行われている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜駅大改造計画(平成21年11月)</li> <li>・副都心の再開発事業等(鶴見駅東口再開発、港北NTセンター地区区画整理、二俣川駅北口再開発、鶴ヶ峰駅南口再開発、上大岡駅B地区・C南地区再開発、戸塚駅西口再開発、戸塚駅中央地区区画整理等)</li> <li>・地域拠点の再開発事業等(新杉田駅西口再開発、中山駅北口区画整理、瀬や駅北口区画整理等)</li> <li>・開発調整条例の制定</li> </ul>
<p>(2) 住宅市街地の開発整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都心や新横浜都心のうち、商業・業務地では、面的なプロジェクトとも連携して良質な都心型住宅を供給する</li> <li>・都心周辺で住宅と商業機能が併存している地域では、市街地の整備とも合わせて居住水準の向上を図る</li> <li>・郊外部では、副都心や地域拠点で再開発等と連携した都市型住宅の供給を図る。計画的に開発された住宅地では、建築協定や地区計画等の制度を活用し、良好な住環境を守る</li> <li>・既成市街地の中で、老朽化した狭小な住宅が密集している地域では、計画的な建替えを促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域において、方針のとおり取り組んでいる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅前再開発事業などによる住宅供給</li> <li>・新山下地区住環境整備事業</li> <li>・いえ・みち まち改善事業</li> </ul>
<p><b>3 交通体系の整備方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内のほとんどの地域で最寄駅へおおむね15分で到達できるようにする</li> <li>・市内の各地域から都心までおおむね30分で自動車に到達できるようにする。副都心間や市内各駅から都心、新横浜都心までをおおむね30分で移動することができるようにする</li> <li>・首都圏の主要な都市や空港に到達しやすいようにする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスまたは徒歩で最寄り駅まで概ね15分以内に行くことのできる「駅まで15分圏」人口は、平成9年度には全市民の約74%、平成19年度には人口比で約88%</li> <li>・自動車で都心まで30分で行くことのできる地域は、平成6年度では約5割、平成15年度には約9割</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下鉄3号線、4号線の整備</li> <li>・3環状10放射道路等幹線道路整備</li> <li>・羽田アクセス(京急線直通)の促進</li> <li>・横浜環状道路南線は主に用地取得など実施、北線は本線工事中、北西線は都市計画決定の手続き中。</li> <li>・駅まで15分道路の整備</li> </ul>
<p>(2) 道路の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路については、横浜環状道路や横浜湘南道路、横浜湾岸線などの整備を進め、放射・環状型の高速道路のネットワークを形成する</li> <li>・幹線道路については、市域の一体性を図るため、3環状10放射道路を中心に整備を進める</li> <li>・住宅地と最寄駅や幹線道路を連絡する地区幹線道蹟の整備を進め、高速道路、幹線道路とともに、体系的な道路ネットワークを形成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜環状道路は事業中・調査中で、高速道路のネットワーク整備には至っていない。</li> <li>・3環状10放射道路の整備率は約74%(平成21年度末)</li> <li>・都市計画道路の整備は着実に進展しているが、整備率は約66%(平成21年度末)と他の政令指定都市に比べ低く、道路混雑は依然問題となっている。</li> <li>・駅まで15分圏は、人口比で約88%達成(平成19年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜環状道路南線は主に用地取得など実施、北線は本線工事中、北西線は都市計画決定の手続き中。</li> <li>・3環状10放射道路等幹線道路整備</li> <li>・駅まで15分道路の整備</li> </ul>

現行プランの概要	取組みの概要	取組み例
<p>(3) 都市高速鉄道等の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとみらい21線の完成を図る</li> <li>・副都心の間を結ぶ横浜環状鉄道の日吉～中山間について整備を進めるとともに、他の区間について計画の具体化を図る</li> <li>・神奈川東部方面線の計画の具体化を図る</li> <li>・交通需要に対応して、郊外部連絡線の具体化に向けて調整を進める</li> <li>・東京急行東横線の複々線化の早期完成を促進する</li> <li>・JR東海道貨物線の旅客駅の設置、こどもの国線の通勤線化、ドリームランド線の運行再開など既存線の有効利用を図るとともに、京浜臨海線や高速鉄道3号線のあざみ野以北の延伸について計画の具体化を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環状鉄道は、日吉～中山間は開通したが、その他の区間の具体化は図られていない。</li> <li>・ドリームランド線を含む郊外部連絡線についても、具体化していない。</li> <li>・その他は、おおむね方針どおり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みなとみらい線開業(平成16年)</li> <li>・市営地下鉄グリーンライン(日吉～中山)開業(平成20年)</li> <li>・神奈川東部方面線の事業着手(平成18年)</li> <li>・こどもの国線の通勤線化(平成12年)</li> <li>・横浜市都市交通計画の策定(平成20年)</li> <li>・運輸政策審議会答申18号</li> </ul>
<p>4 緑の保全と創造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郊外部に連なる緑の七大拠点や市街地のまとまりのある樹林地、斜面緑地、社寺林、名木古木等を保全するとともに、市街地の再開発等に合わせて新しい緑の空間を創造</li> <li>・生産緑地の指定や市街化調整区域にある優良な農地の保全を進める</li> <li>・水辺の生物生息環境を維持回復するとともに、市民が親しめる水辺空間として公園や水際線緑地の整備を進める</li> <li>・スポーツ・レクリエーション、防災など市民の様々なニーズと地域の歴史や自然的環境などの特性を生かした特色ある公園を計画的に整備する</li> <li>・道路、河川、公共施設の緑化や民有地緑化を進め、花と緑の美しい街をつくる</li> <li>・市民や企業を主体とした緑を守り育てる活動を支援し、緑に関する人と情報のネットワークを広げる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針に基づき、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)などの取組みを実施</li> <li>・平成21年に「緑の総量」の調査(緑被率調査)を実施</li> <li>・しかし、緑被率は、昭和50年:45.4%→平成16年:31.0%→平成21年:29.8%と推移しており、減り続けている現状がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市水と緑の基本計画(平成18年)、横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)(平成21年)</li> <li>・横浜市緑化地域に関する条例(平成21年度より)</li> <li>・緑化地域指定(平成20年6月都市計画決定:住居系用途地域24,471ha)</li> <li>・横浜みどり税の実施(平成21年度より)</li> <li>・150万本植樹行動(平成18年～平成21年)</li> <li>・市民の森:31箇所、451.2ha(現行プラン策定以降5か所開園、4か所指定)(平成22年4月1日現在)</li> <li>・特別緑地保全地区:36箇所、211.1ha(同18箇所決定)(平成22年4月1日現在)</li> <li>・生産緑地地区:1,906箇所、336.9ha(市街化区域内農地の約51%)(平成22年4月1日現在)</li> <li>・農業専用地区:27地区、1,033ha(平成22年4月1日現在)</li> <li>・農業振興地域、農用地区域:4,914.9ha、1,044.5ha(平成22年4月1日現在)</li> <li>・横浜市生物多様性保全再生指針策定(平成21年3月)</li> </ul>
<p>5 下水道及び河川の整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の整備をさらに進める。河川や水路などについては、水質の向上と水量の確保を図りながら、都市景観や水辺の生態系等も考慮した水辺空間の整備を進める</li> <li>・河川・下水道・流域が一体となった総合的治水対策を段階的に進め、浸水のない安全な市民生活が確保できるよう努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道の普及(平成17年度末99.7%)により、河川の水質は大幅に改善されている。</li> <li>・水と緑の基本計画では、河川の流域単位で推進計画を展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市水と緑の基本計画(平成18年)</li> <li>・住宅用雨水浸透ます設置助成制度(平成19年:ただし実績は少ない)</li> <li>・雨水浸透機能促進方策の検討(平成21年度)</li> <li>・鶴見川流域特定都市河川指定(平成17年4月)</li> <li>・鶴見川水系河川整備計画、鶴見川流域水害対策計画 策定(平成19年3月)</li> </ul>
<p>6 都市デザインの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜の持つ特徴ある風景や都市の自然的環境、歴史的資源などの保全、活用を図り、横浜独自の個性と魅力あるまちをつくる</li> <li>・ゆとりある歩行者空間の確保、うるおいある緑やオープンスペースの創造、都市の賑わいの演出など、地域の特性に合わせた魅力ある都市空間を創造する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針に基づき、取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市デザイン推進会議の設置</li> <li>・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(景観条例、平成18年)</li> <li>・横浜市景観ビジョン(平成18年)</li> <li>・横浜市景観計画-関内地区・みなとみらい21中央地区-(平成19年)</li> </ul>
<p>7 福祉のまちづくりの方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すべての人が自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加することができるよう福祉のまちづくりを進める</li> <li>・市民が暮らす地域に着目し、地域を構成する人たちと連携し、地域で支え合う仕組みづくりや建築物等の施設整備を一体とした、だれにもやさしいまちづくりを進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方針に基づき、取組みを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月)及び福祉のまちづくり推進指針(平成11年)</li> <li>・バリアフリー基本構想の策定(横浜駅周辺地区等)</li> </ul>

現行プランの概要	取組みの概要	取組み例
<p><b>8 環境管理の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気汚染や水質汚濁等の産業型公害や自動車公害等都市・生活型公害などの改善</li> <li>・ 緑地、河川、沿岸域、さらに流域を単位とした生物の生息空間の保全や創造を図る</li> <li>・ 環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市を実現するため、公共交通網の整備や地域冷暖房の導入等の推進</li> <li>・ 廃棄物の減量化・資源化を進め、リサイクル型の社会経済システムの確立</li> <li>・ 地球温暖化防止対策など持続的発展が可能なまちづくり</li> <li>・ 開発事業等の計画立案にあたっては環境への配慮を促し、環境への負荷の少ない、自然の持つ機能を生かした都市の形成を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本方針や環境管理計画等に基づき、取組みを実施</li> <li>・ 緑被率は減少傾向</li> <li>・ G30の取組みを成功させ、横浜の循環型社会の形成や市民の行動力を全国にアピール</li> <li>・ 全国に先駆けてCO2排出に関する高い目標を掲げた「CO-DO30」を発表。また、これらの取組みが評価され、国から「環境モデル都市」に選定される。</li> <li>・ 現行プラン及び新プランの検討経緯、その他関連施策を踏まえつつ、「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定。（平成23年4月予定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜市環境管理計画の策定</li> <li>・ G30の推進</li> <li>・ 公共交通網の整備</li> <li>・ 地域冷暖房の推進（港北NTセンター地区、横浜駅西口地区）</li> <li>・ CO-DO30の策定</li> <li>・ 横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定（平成23年4月予定）</li> <li>・ 大型風力発電施設の建設</li> <li>・ 横浜市ヒートアイランド対策取組方針の策定（平成18年）</li> </ul>
<p><b>9 都市防災の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都心、新横浜都心、副都心等を整備することによって、都市機能の強化・分散を図り、災害に強い多心型都市構造を形成する</li> <li>・ 防火・準防火地域等の地域地区や地区計画など都市計画の法制度を活用して、災害に強いまちづくりを計画的に推進する</li> <li>・ 木造建築物の密集する市街地などで、市民とも連携して、防災的機能を持つ道路、公園等のオープンスペースを確保するとともに、建築物の不燃化や狭あい道路の拡幅等を促進するなど、市街地の修復による防災性の向上に努める</li> <li>・ 災害時の都市機能の速やかな復旧と延焼の防止を図るため、主要道路の耐震化や沿道の不燃化を進め、都市の防災骨格の形成を促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域に対する割合：防火地域(4.5%)、準防火地域(55.5%)</li> <li>・ 非木造建築物比率は近年は増加から停滞の傾向</li> <li>・ 密集住宅市街地は、主に環状2号線の内側の既成市街地(鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区等)に存在</li> <li>・ 道路幅員5.5m未満の道路は、48.9%と多く、救命・救急活動や消防活動の妨げとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次緊急輸送路、第2次緊急輸送路：50路線、42路線</li> <li>・ 狭あい道路拡幅整備事業の実施</li> <li>・ いえ・みち まち改善事業：23地区、660ha</li> <li>・ 道路沿道の防火地域の設定</li> </ul>

# 都市計画マスタープランと関連計画との関係

国土形成計画（全国計画【平成20年策定】・首都圏広域地方計画【平成21年】）

## 横浜市の計画

横浜市基本構想（長期ビジョン）【平成18年6月】（2025年）  
都市像を支える柱：「多様な働き方や暮らしができる生活快適都市」

### 市総合計画

具体化  
実施計画

即する

中期4か年計画  
【平成22年12月頃】

**本市の未来図  
都市レベルのまちづくり  
（概ね10年）**

- ・2つの都心・鉄道駅を拠点とした生活圏づくりと地域運営の充実
- ・環境の保全・創造
- ・交通基盤の強化
- ・様々な産業が織りなす都市の活力
- ・首都圏の中の横浜・世界とつながるヨコハマ

**基本政策（4年）**

- ・コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり
- ・交通ネットワークの充実による都市基盤の強化
- ・ヨコハマの活力源となる都心部の構築など

各区・局運営方針（1年）

即する

即する

### 都市計画マスタープラン （都市計画分野の長期計画）

全市プラン  
【平成12年1月】

- ・将来都市構造
- ・土地利用の方針
- ・市街地の開発及び再開発の方針
- ・交通体系の整備方針
- ・緑の保全と創造の方針
- ・下水道及び河川の整備方針
- ・都市デザインの方針
- ・福祉のまちづくりの方針
- ・環境管理の方針
- ・都市防災の方針

前提

### 地域別プラン

区プラン（全区）  
【平成12～17年】

整合

地区プラン（5地区）  
【平成12年～】

深度化

### 分野別計画（主なもの）

- |                        |                       |                           |                        |                         |                          |                            |                      |                        |
|------------------------|-----------------------|---------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------|------------------------|
| ○第2期21年4月<br>【平成21年4月】 | ○景観ビジョン<br>【平成18年12月】 | ○防災計画<br>【平成21年3月】        | ○脱温暖化行動方針<br>【平成20年1月】 | ○環境管理計画<br>【平成22年度改定予定】 | ○住生活基本計画<br>【平成23年度改定予定】 | ○都市計画道路網見直し素案<br>【平成20年5月】 | ○都市交通計画<br>【平成20年3月】 | ○水と緑の基本計画<br>【平成19年3月】 |
| ○地域福祉保健計画<br>【平成22年5月】 | ○景観計画<br>【平成21年7月】    | ○CO2削減ロードマップ<br>【平成21年1月】 | ○みどりアップ計画<br>【平成21年3月】 |                         |                          |                            |                      |                        |

整合

整合

実行・進捗管理

実行・進捗管理

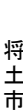
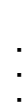
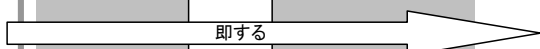
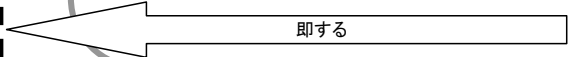
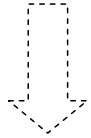
整合

県の計画

- ・整備、開発、保全の方針
  - ・再開発方針
  - ・住宅市街地方針
  - ・防災方針
- 【平成22年3月】

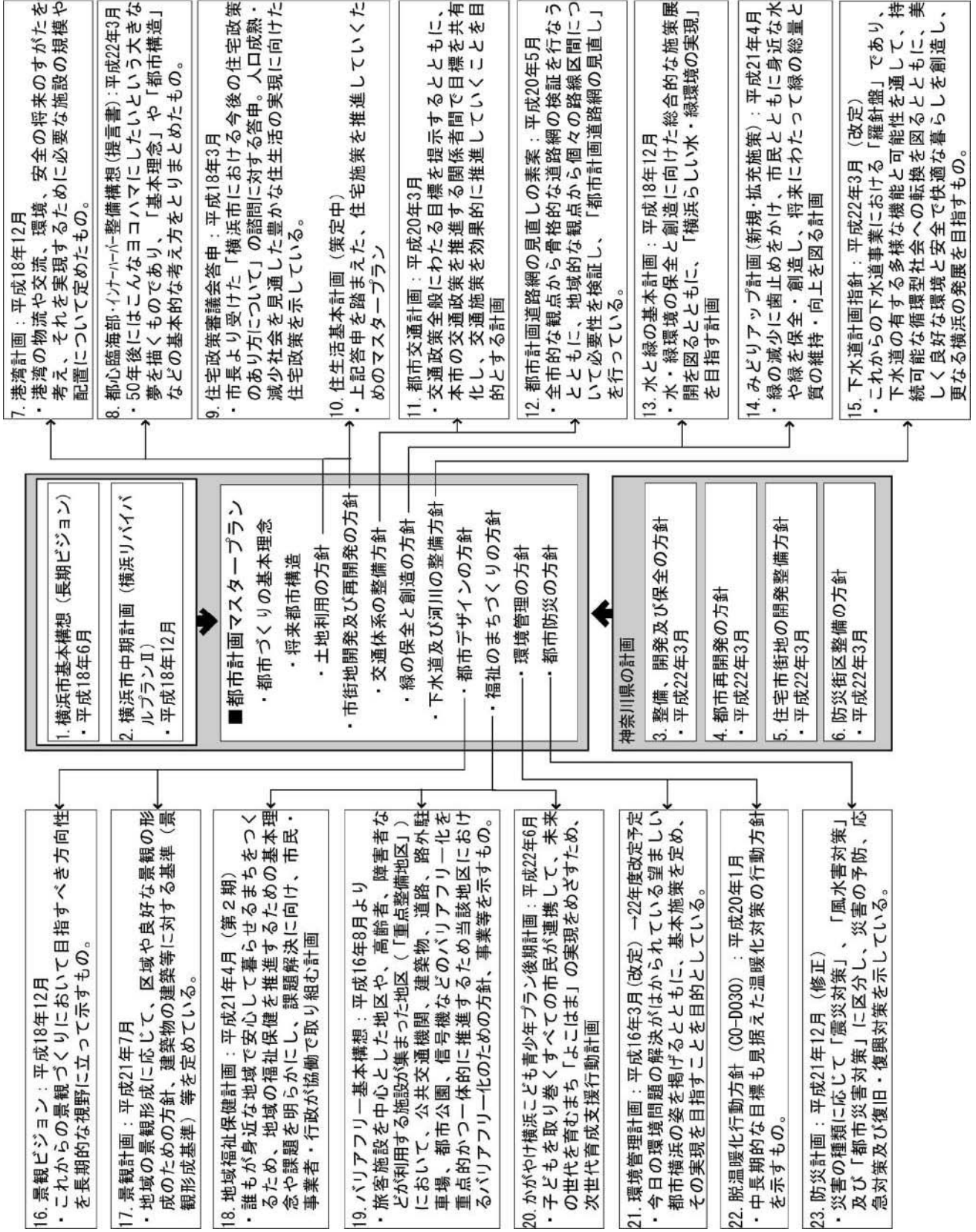
即する

都市計画



# 調速計画について

## 調速する計画の一覧







## 1. 横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成 18 年 6 月）

- ・ 市政運営の根本となる指針。今後 20 年間にわたり、横浜が目指す都市の姿を描いている。
- ・ 将来都市像⇒市民力と創造力により新しい「横浜らしさ」を生み出す都市

### ■新しい「横浜らしさ」を生み出す柱（都市像を支える 5 つの柱）

#### 1. 世界の知が集まる交流拠点都市

- ・ 国内外の知識や人が集まる場を豊富に提供するとともに、次代を担う子どもたちを社会で温かく見守り、充実した教育環境の下、世界で活躍する人々をはぐくむ
- ・ 世界から集まる多様な文化や技術を持つ人々が交流し、互いに切磋琢磨することにより、新しい文化芸術や先進的技術を生み出し、特色ある都市の創造性を発信する

#### 2. 新たな活躍の場を開拓する活力創造都市

- ・ 横浜から新たなビジネスチャンスと企業活動を生み出すことにより、国内外から企業の集積を進め、多くの人に活躍の場を提供していく
- ・ 高度な技術や人の集積による都市の創造力と、新しい就業の場の創出

#### 3. 多様な働き方や暮らしができる生活快適都市

- ・ 個人の価値観に応じて、働きながら地域や家庭で心豊かな生活を送ることができるような、高齢者や女性も生き生き暮らせるライフスタイルを実現していく
- ・ 自然環境や都市景観など地域の特性に応じたまちづくりを市民自らが愛着を持って行う

#### 4. 市民の知恵がつくる環境行動都市

- ・ 身近なところで積極的に環境を守り、質の高い環境を創造していく行動を積み重ねる
- ・ 世界から環境に関する情報や技術、人が集まり、その交流の中から新たな環境技術や取組を生み出すとともに、人と自然が共生し、環境と経済の好循環を実現する

#### 5. いつまでも安心して暮らせる安全安心都市

- ・ 一人ひとりの知恵と行動力を結集しつつ、セーフティネットの行き届いた社会の仕組みをつくりあげていく

### ■実現の方向性と取組

- (1) 多様な文化を持つ人々と共に生きよう
- (2) 充実した学びにより豊かな人生を送ろう
- (3) 子どもを温かく見守りのびのびと育てよう
- (4) 横浜ならではの魅力を創造し都市の活力を高めよう
- (5) 活発な情報交流により新たな可能性を創造していこう
- (6) 個性を生かして働ける社会をつくろう
- (7) 暮らしやすい快適なまちづくりをしよう
- (8) 地球にやさしい都市環境を未来へ引き継ごう
- (9) 住み続けたいと感じられる魅力をつくろう
- (10) ゆとりをもって安心して暮らそう

## 2. 横浜市中期計画（横浜リバイバルプランⅡ）（平成 18 年 12 月）⇒次期プラン策定中

- ・横浜市基本構想の都市像を実現するための最初の 5 か年計画。5 か年で目指す姿や目標、重点的な施策・事業や行政面での取り組みを示している。

### ■中長期的な都市づくりの方向性

#### □地域レベルのまちづくり

- ・市民と行政の協働による「住民が主体となった」まちづくりへの取組をさらに充実させ、地域の魅力と創造力の発揮を図っていく。
- ・「地域」に関わる人々同士が話し合い、まちの将来像を共有し、地域施設の整備への取り組みや維持・管理を担っていくなどの活動を通じ、住民自らがまちづくりを進められるよう、横浜市は、パートナーとして関わっていく。

#### □都市レベルのまちづくり

##### ○横浜都心（横浜駅周辺～みなとみらい 21～関内・関外）

- ・魅力と活気ある拠点地区として整備を進める。
- ・3 地区の結節点等でのプロジェクトを進め、3 地区を一体化し、世界にアピールする横浜の顔づくりを進める。

##### ○新横浜都心

- ・広域交通ターミナルとして拠点性を一層高め、横浜都心とともに「ツインコア」を形成する。

##### ○鉄道駅周辺

- ・地域の資源、特性に応じた個性的で魅力的な地区形成に重点をおきつつ、基盤整備を進め、働く、学ぶ、楽しむ、買う、憩うといった機能充実を図る。

##### ○産業拠点ゾーン

- ・京浜臨海部⇒国際的産業、研究開発拠点として再編整備
- ・臨海南部、内陸北部、内陸南部⇒既存集積を活かした産業拠点環境を整え、企業立地を促進
- ・港湾関連流通業務地⇒ふ頭や物流関連施設を整備し、海陸空の総合ターミナル、国際港にふさわしい機能強化を図る。

#### □交通ネットワーク

##### ○空港

- ・東アジア主要都市との就航への取組推進により、横浜の国際競争力強化につなげる。

##### ○港湾

- ・南本牧ふ頭の整備推進、本牧ふ頭の機能強化、臨港道路整備と海上交通ネットワーク強化

##### ○道路

- ・横浜環状道路や横浜湘南道路など市内の高速道路網に構築
- ・3 環状 10 放射道路など市内の感染道路整備

##### ○鉄道

- ・既存鉄道路線有効活用（連絡線整備、相互直通運行化等）
- ・高速鉄道 4 号線（グリーンライン）、神奈川東部方面線整備、その他の路線の事業化検討

##### ○バス

- ・「最寄り駅まで 15 分の交通体系」の維持、充実
- ・地域主体による乗合型交通サービスの実現を目指す。

##### ○歩行者等

- ・駅施設や駅周辺のバリアフリー化
- ・誰もが移動しやすい歩行環境形成（自転車速度抑制、踏切の歩道設置、放置自転車対策）

#### □水と緑の回廊形成

##### ○豊かな水・緑環境をまもり・ふやす

- ・緑の七大拠点や河川沿いの樹林地、農地、市街地の斜面緑地などの保全
- ・郊外部の大規模な緑や市街地の緑をまもり、ふやす（緑の総量の維持・向上）
- ・きれいで豊かな水の流れの回復

##### ○身近な水・緑環境をつくり・高める

- ・水と緑の回廊形成を進める（身近な公園整備、河川・海辺・水路の環境整備等）
- ・多様な生物が生息できる水・緑環境の充実

##### ○市民とともにつくる緑・水環境

- ・市民、団体、企業との連携・協働を進める。（緑化推進、環境活動推進等）

(抜粋)

**横 浜 市**

**中期4か年計画**

**2010～2013**

～市民と歩む「共感と信頼」の市政～

(素案)

平成22年9月

横浜市

## 第1章 中期4か年計画とは

### 1 中期4か年計画の位置づけ

横浜市では、18年6月に、横浜の20年（概ね2025年頃）を展望した市政の根本となる指針として、「横浜市基本構想」（長期ビジョン）を策定しました。

**中期4か年計画は、基本構想が掲げる目指すべき都市像の実現に向けた政策や工程を具体化する、22年度を初年度とした、25年度までの4か年計画**です。

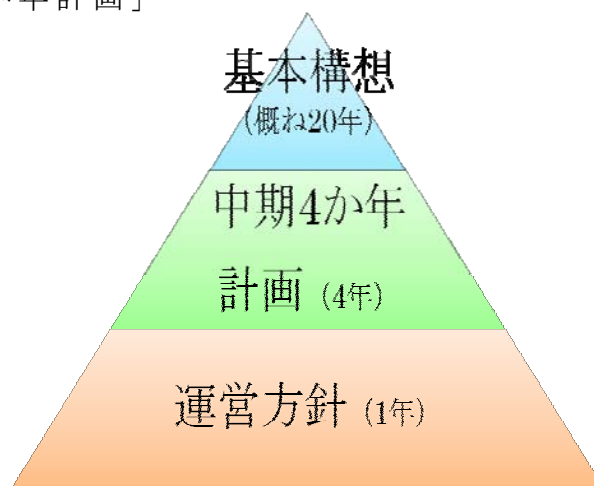
### 2 本市の計画の構成

本市の計画は、「基本構想」「中期4か年計画」「運営方針」の3層で構成されています。

#### ア 「基本構想」

「横浜市基本構想」（長期ビジョン）は、概ね2025年頃を展望し、本市が目指す都市の姿を描いたものです。

本市の様々な計画の最上位に位置付けられる、市政運営の根本となる指針です。



横浜の都市像

～市民力と創造力により新しい  
「横浜らしさ」を生み出す都市～

横浜は、平和や人権の尊重を基調として、世界との窓口として歴史的に果たしてきた役割を常に認識しながら、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれる都市であり続けます。

また、年齢や性別、障害の有無や国籍にとらわれることなく、多様な個性を尊重し、市民自らが多様な力を地域社会で発揮します。

市民の意識と行動が、これからの横浜を形づくりします。新しい「横浜らしさ」を生み出し世界に発信することで、横浜は常に新たな魅力と活力を創造し続けます。

イ 「中期4か年計画」

「中期4か年計画」は、基本構想を着実に具体化していくための、4か年の実施計画です。4か年で目指す姿や目標などを示します。

ウ 「運営方針」

運営方針は、各年度における、本市の区・局・事業本部の、目標や取組を明確に示したものです。

3 中期4か年計画の進行管理

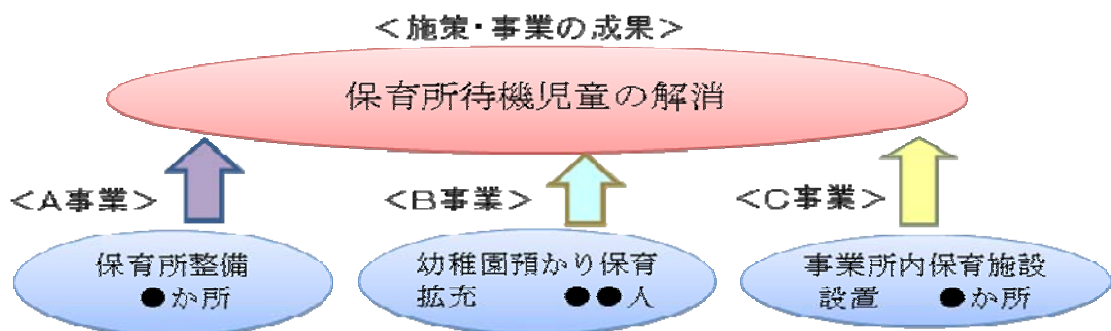
(1) 達成指標の設定

これまでの計画は、具体的な事業量を目標に掲げ、その実現に向けた予算編成や進行管理を行ってきました。しかし、市民から見て、どのように生活が向上するのかが、より重要です。

そこで、**中期4か年計画は、施策や事業の「量」よりも、施策や事業を実施した結果発生する「成果」を重視して、計画期間中に達成を目指す指標を設定**しています。

この指標の達成に向け、社会情勢や市民ニーズの変化に対応しつつ、**毎年度、個々の施策や事業を柔軟かつ効果的に組み合わせていきます。**

【施策・事業の「成果」と施策・事業の「量」のイメージ図】



(2) 計画の進行管理

ア 計画の推進にあたっては、社会状況の変化などを踏まえながら、毎年度の予算編成等において、計画の具体化を図ります。

イ 計画の進行管理として、政策課題ごとに掲げた各指標の達成状況や、その達成に向けた取組状況などを公表していきます。

## 計画の全体像

### 計画の ポイント

- ①「つながり」が安心と活力を生み出します！
- ②横浜版成長戦略によって将来を見据えた布石を打ちます！
- ③計画期間4か年で現在の様々な課題へ対応します！

### 横浜版成長戦略～将来を見据え、着手します～(P24～)

#### 成長産業の強化

- 戦略1: 環境最先端都市戦略
- 戦略2: 観光・創造都市戦略

#### 地域で暮らす人々の活力づくり

- 戦略3: 「未来の人材」子ども戦略
- 戦略4: 100万人の健康づくり戦略
- 戦略5: 女性による市民力アップ戦略

### 基本政策～現在の様々な課題に対応します～(P42～)

#### 【基本政策1】

##### 子育て安心社会の実現

本市の未来を担う子どもを、安心して産み、育てるための環境をつくっていきます。

#### 【基本政策2】

##### 市民生活の安心・充実

地域でのつながりを大切にし、身近な暮らしの安心、充実を実現していきます。

#### 【基本政策3】

##### 横浜経済の活性化

地域経済の下支えと、未来に向けた投資により、活力ある横浜経済の実現に向けて取り組んでいきます。

### 行財政運営 ～政策を進める土台です～ (P134～)

#### 行政運営 共感と信頼のある市政の推進

- ・市民力発揮をささえる市役所
- ・最適で確実な市政の推進
- ・職員の能力発揮による市民サービスの向上

- ④市民の皆さまから信頼される市役所であり続けます！
- ⑤現場目線にこだわりました！

成長を支える基盤づくり

- 戦略6:海と空のハブ戦略
- 戦略7:中小企業の技術・経営革新戦略
- 戦略8:海外ビジネス展開戦略

【基本政策4】  
環境行動の推進

高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、環境行動を推進していきます。

財政運営 持続可能な財政運営

- ・財政健全化の取組(市全体の借入金の縮減)
- ・行政コストの縮減とわかりやすい財政情報の提供
- ・未収債権の回収整理や使用料等の適正化による財源確保の取組
- ・保有資産の戦略的な有効活用

本市の未来図〜概ね10年後の目指す姿です〜(P10)〜  
「つながるしあわせ」〜安心と活力があふれるまち・横浜〜

## 第3章 本市の未来図

本章では、まず、概ね10年後のまちづくりの考え方(基本理念)を示します。  
次に、基本理念に基づく、「市民生活の姿」と「都市の姿」を描き、それらを実現するための「行政の姿」を示します。  
これら全体を本市の「未来図」として、その実現を目指します。

### 1 つながるしあわせ ～安心と活力があふれるまち・横浜～

#### (1) これからの10年

本市の総人口が減少局面へ入る2020年頃、高齢者数は約96万人に達するとともに、生涯未婚率の上昇などから、幅広い年齢層で一人暮らし世帯が増えると想定されます。

こうした中、引き続き、誰もが安心して暮らせる都市であるためには、人権尊重の考えに立ち、社会全体において互いに包み支えあう関係性を構築するとともに、**様々な主体の協働により社会的課題を解決**していく必要があります。

そして、何よりも、横浜が将来にわたって持続可能な都市であるためには、**基盤となる横浜経済を元気**にしなければなりません。そのため、本市の**強みを最大限**いかし、**新たな産業や雇用の創出**に全力をあげ、活力みなぎる横浜をつくり上げていく必要があります。

今こそ、私たちは**持てる力を結集し、子どもたちが未来に希望を抱くことのできるまち**を創っていかねばなりません。

#### (2) 「つながり」の構築による「安心と活力」の実現

幸いここ横浜には、**長い歴史の中で蓄積された多くの財産**があります。368万の市民の力を始め、先駆的な市民活動、水や緑の豊かな都市環境、歴史性・国際性あふれる港や都心部の景観、質の高い文化・集客施設、高度な技術を持つ企業の集積、大学や研究機関などの知的資源、学校・コミュニティ施設・商店街などの豊富な地域資源など、魅力に満ちています。

これらの素晴らしい財産が、互いの**強みをいかし、新しい「つながり」を創ることにより、大きな相乗効果を生み出し、横浜をさらなる高みに押し上げる**ことができます。

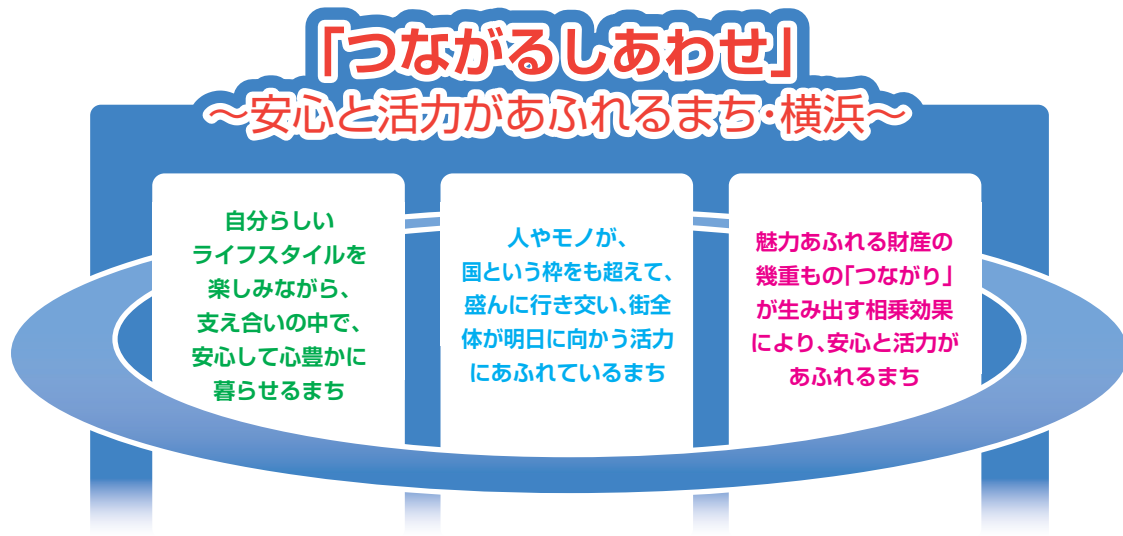
**様々な主体が創る幾重もの「つながり」の網の目を、人、モノ、情報がダイナミックに行き交うことにより、社会的課題の解決や新しい価値の創造を促し、「安心と活力」を生み出していきます。**



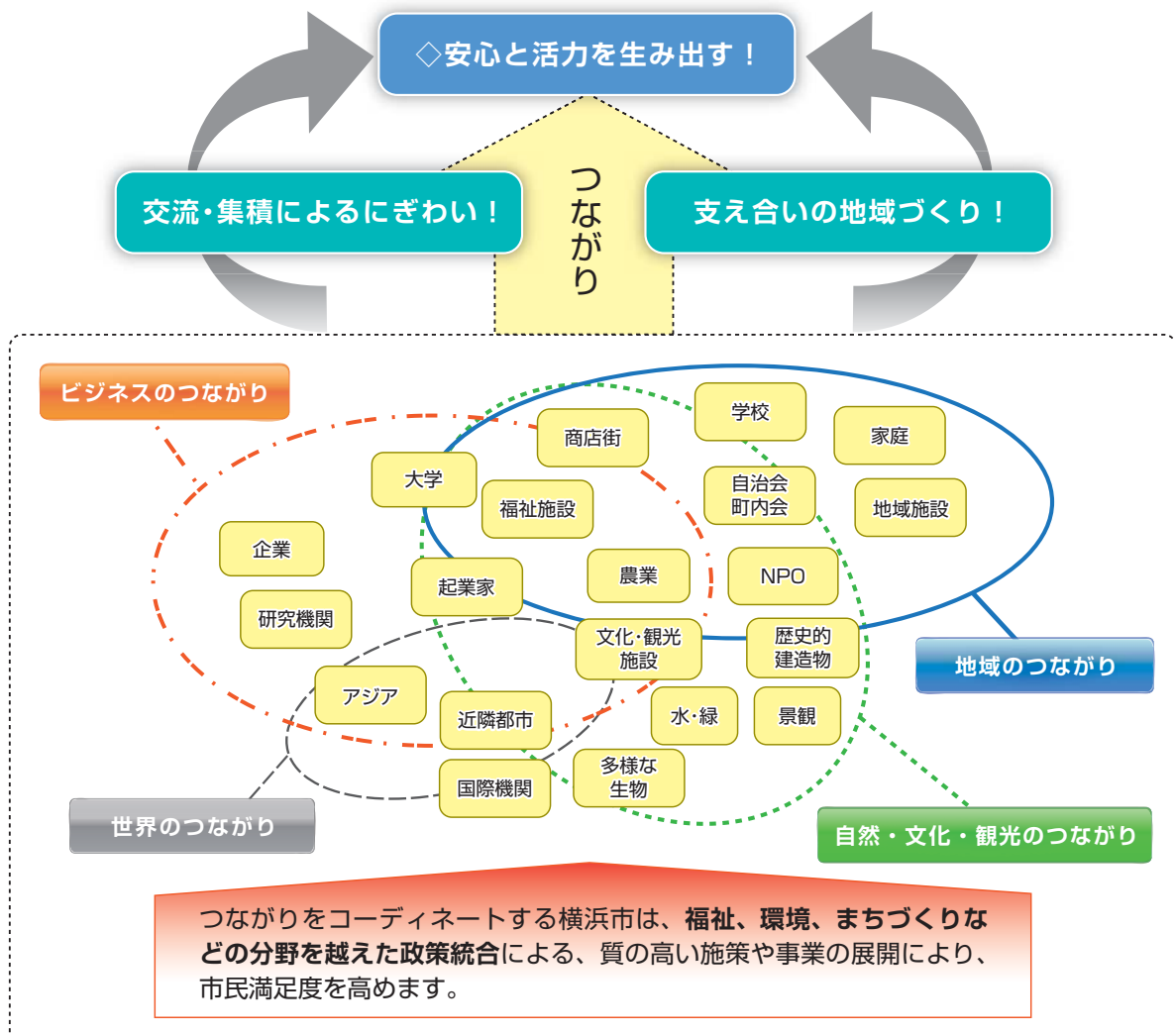


(3) 基本理念

「つながり」の構築とつながる効果により、「安心と活力」を生み出していく考え方を、計画の基本理念とします。



(図) 多様な「つながり」の創出により、生み出される「安心と活力」



## 2 市民生活の姿

ここでは、「市民の力」や「都市の資源」の幾重もの「つながり」により創り出される、安心や活力ある「市民生活の姿」のイメージを、「郊外部」と「都心臨海部」という生活空間に着目し描きます。

### (1) 郊外部でのゆとりある豊かな生活

#### <横浜郊外部の成り立ちと状況>

●横浜の郊外部は、首都圏全体の中にあって、主に、昭和30～40年代の高度成長時代に市街地が急速に広がる中で、拡大をコントロールしつつ、道路や公園などの公共施設などを整備しながら形成されてきました。

●地域の拠点としての駅を中心に、身近な緑にあふれ、**良好な住環境をもつ郊外住宅地・団地**は、住む、働く、遊ぶ、学ぶ、憩うなどの様々な機能を有しており、一定の生活圏が形成されています。

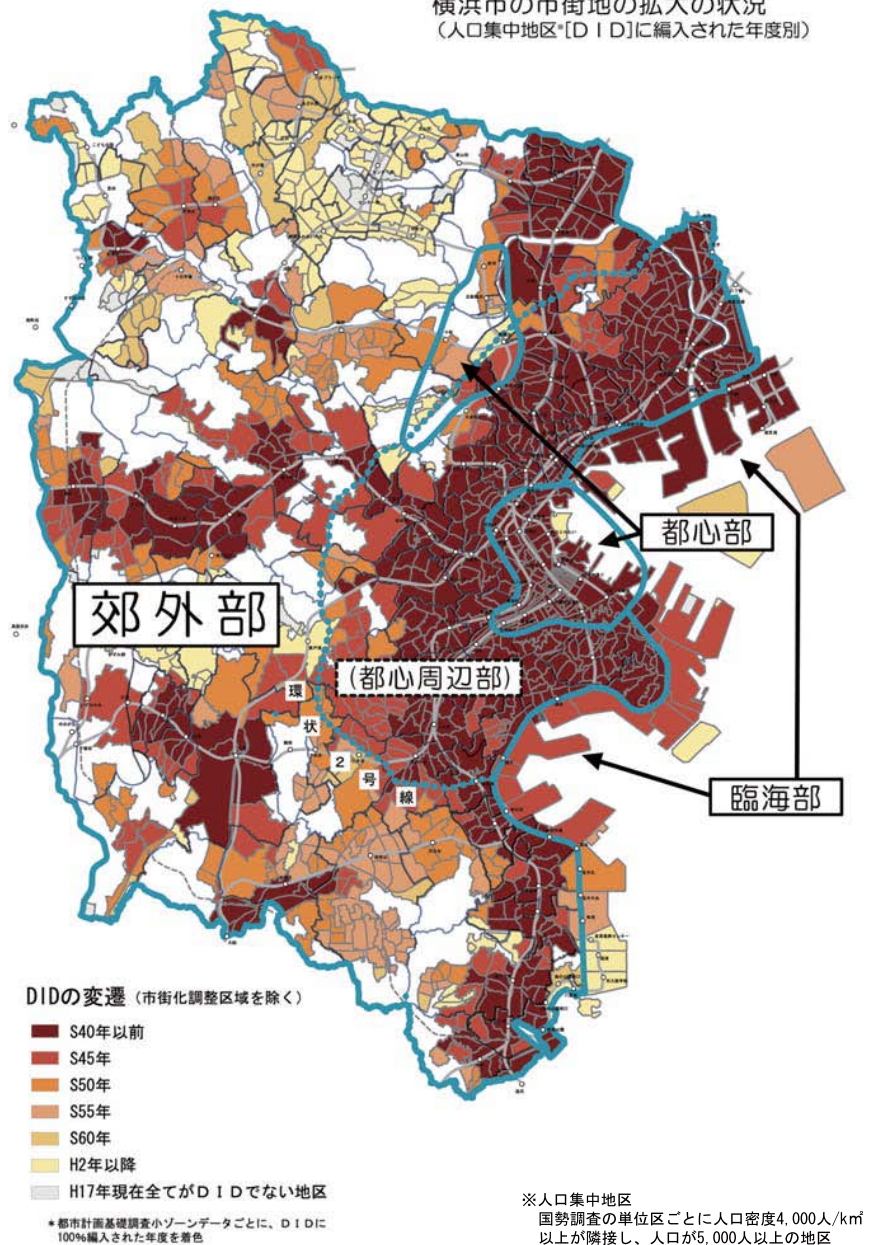
●その一方、人口減少・少子高齢化が進むにつれて、一部の地域では、既に空き地・空き家の拡大による**地域活力の低下**などが課題となってきています。

●また、昭和35年ごろまでに形成された**旧市街地(都心周辺部:概ね環状2号線より内側の区域)**では、**住戸密度が高く防災性に課題のある密集市街地**も点在しています。

●そのような中で、これまでの都市の様々なストックを生かしながら、駅前を中心に機能の集積を図り、職住が近接し、環境負荷の低減にも配慮した**豊かな住環境を形成していくことが、首都圏全体の共通課題**でもあります。

●そして、高まりつつある多様な市民ニーズや活発な市民・地域活動の展開を背景に、横浜郊外部が、その特徴でもある**身近な緑や美しい景観などを保全・創造し、次世代に継承できる場**となることで、市民生活がゆとりある豊かなものになっていくことが望まれています。

横浜市の市街地の拡大の状況  
(人口集中地区\*〔D I D〕に編入された年度別)



## 市民生活ストーリー

将来の暮らしをひとつのイメージとして描いたものです。

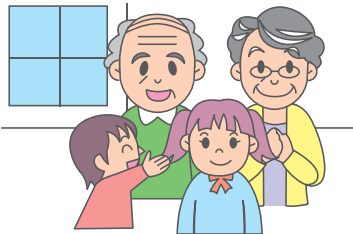
## 子育て家族【夫婦(43歳と46歳)と子ども2人(12歳と8歳)】の郊外生活

## (生活を支える身近な都市の機能と交通)

- \*私の家族は、父と母、弟の4人家族、横浜駅から電車とバスで40分くらいの住宅地に7年前から住んでいます。家は古い(築35年)ですが、地震にも強いように補強され、屋根には太陽光パネルが設置されていて、父も母もお気に入り。父は今でも自分流にリフォームしたりしています。
- \*この住宅地ができた当時からあったスーパーは、5年前に撤退してしまいました。でも、その空き店舗に、生活用品売り場や近隣の農園で収穫された野菜などの直売所ができたおかげで、ほとんどの買い物を歩いてすることができます。小さな保育室もあって、みんなで賑わっています。
- \*駅から離れた病院や公共施設へ行く時には、新しい仕組みのコミュニティバスが家の近くを循環しているので、便利です。路線バスのターミナルでもある駅前には、福祉施設や市民利用施設が数多くあり、駅からは横浜都心や渋谷の方への交通の便もいいんです。この間、父親の仕事の都合でインドから来ているクラスメートと、みなとみらい21や関内、インナーハーバーって港の先の方へ出かけて、芸術家の人と一緒に作品を創るってイベントを楽しんできました。



## (充実した地域コミュニティとたすけあい)



- \*隣に住んでいる、おじいさん、おばあさんにはよくしてもらっていて、特に弟は、そのお家の庭に面しているスペースにいつも上がり込んで宿題を教えもらったり、昔ながらの七輪を使って石焼き芋を作ったり。ここでは、おばあさん、おじいさん、子どもたち、その親たち、その他みんなが集い・見守る「地域に開かれた共有のスペース」なんです。

- \*そのサツマイモは、地域グループの人が空き地を使って栽培したもので、市民農園で農家の人たちに教えてもらって栽培したこまつななどの野菜と一緒に、近所の高齢の方向けの配食サービスセンターにも届けられています。そこで出る生ごみは堆肥化され、その菜園や近くの農地で利用されたり、エネルギーにもなるんですって。



- \*放課後の夕方遅くまで、小学校の空き教室で子どもたちの面倒をいろいろとみってくれる大学生のお兄さんに教えてもらいました。小1の子も弟もお姉さんやおばあさんを囲んで放課後を楽しんでいます。
- \*地域グループの取りまとめ役のお姉さんは、サツマイモの配送やインターネットでエコ商品を販売したり、コミュニティカフェを開設したりでとっても忙しそう。でも、地域の中で仕事ができみんなの役に立って楽しいと言っていました。…次のページに続く▶

子育て家族【夫婦(43歳と46歳)と子ども2人(12歳と8歳)】の郊外生活

\* コミュニティカフェでは、地域みんなが集まって、次のお祭りやイベントの話などで盛りあがります。みんなで考えてみんなでやろう!が合言葉です。カフェには、レンタルボックスというのがあって、地域みんなが趣味の手作り作品を競って並べています。そのカフェの隣には、障害のある人たちが運営するパン工房もあります。アイデア満載の創作パン、横浜の中でもかなり有名になって、売的上々のようです。



(緑あふれるゆとりある生活)

- \* 母と父は、日頃からいくつかの地域活動に参加しています。特に、うちの住宅地のすぐ裏手にある里山保全の活動は、体力的にはきついけれど、楽しいと言っています。
- \* 地域活動の中でタケノコ狩りをしたり、間伐材で私たちの机やイスを作ったり、その合間に、生き物調査をしたりしています。なんとなく時間がゆっくり流れる感じがみんな気に入っています。

【キーワードの説明】

◆空き店舗、空き地…(既存ストックの活用の視点)

郊外住宅地の中では、人口減少等により、空き店舗や空き地が増えていく地区も出てきます。これらを有効に活用することで、様々な活動拠点や交流拠点を確保することができたり、菜園・果樹園化することで、ゆとりと緑あふれる郊外住宅地を形成していくことができます。

◆近隣の農園、裏手にある里山保全、生き物調査…(“農・緑保全等”の視点)

横浜郊外部は、その多くが起伏に富んだ複雑な地形のもと、住宅地と水・緑空間が隣接し、自然環境豊かな市街地が形成されています。その意味で、より身近に、農体験や里山などの環境保全活動などに参加しやすい場が豊富にあります。

◆コミュニティバス…(地域交通の視点)

人口減少・少子高齢化に伴い、今後さらに、地域交通が重要になっていきます。公共施設・医療機関などへのアクセスとして、地域の力や意見を踏まえ、高齢者等地域住民みんなの移動の確保を目的に運行されるバスのことです。

◆地域に開かれた共有のスペース…(地域拠点の視点)

地域の中に、子どもから高齢者までみんなが相互に温かく見守りあう、共有スペースがあれば、ぬくもりのある地域コミュニティが生まれます。さらにこのような拠点をもとに見守りのネットワークが広がっていくことでしょう。

◆コミュニティカフェ…(コミュニティビジネスの視点)

地域の中で「たまり場」「居場所」になっているところ。地域住民やいろいろな人が集まって、食事をしたりお茶を飲むだけでなく、いろいろな活動をする人たちの情報交流の場であったり、会合、趣味の場、生活相談、展覧会・発表会などの場として活用されます。地域資源をいかしながら、活動資金等を得て地域住民自身で自主運営されています。

◆みんなで考えてみんなでやろう…(市民主体の地域運営の視点)

地域では、お祭りなどの季節の行事や、行事を通したコミュニティづくり、高齢者の見守り、防災・防犯などの地域課題の解決に向けた様々な取組が行われています。

これらの活動は、自治会町内会、各種団体、PTA、公園愛護会、NPO、学校、行政など、様々な主体が協働し進められており、横浜の強みと言えます。

一方で、高齢化の急速な進展により、地域活動の主体である自治会町内会活動の担い手不足も進んでおり、地域が自主的に地域課題を解決するために、地域と行政が協働し、身近な地域での元気な地域づくりを今後もさらに進めていく必要があります。

## (2)都心臨海部における産業・文化の活力

## 産業・文化ストーリー

将来の暮らしをひとつのイメージとして描いたものです。

旅行代理店に勤務する母親の仕事・生活と  
横浜都心臨海部の活力・魅力P 13の「子育て家族の  
郊外生活」に登場する  
お母さんです！

## &lt;職場復帰とワークライフバランス&gt;

- \* 私は、2人の子どもの母親です。横浜の都心部の旅行代理店に勤務しています。通勤は、バスと電車を乗り継いで、約40分。それほど遠くもないという感じでしょうか、何とか仕事と子育ての両立ができています。
- \* 2人目を出産して、今から6年前に職場復帰したんです。長女の時は保育所待機児童数が1,000人を超えていたので、職場復帰に不安がありました。2人目の時には横浜保育室などの選択肢も増えて、自宅近くの駅前にするか、勤務地近くの駅前にするか迷うくらいの状況だったので、安心して出産することができました。結局、夫の仕事先との都合上、自宅近くの駅前にある保育園を選びました。
- \* その頃から、ワークライフバランスの考え方が浸透し、夫も私も、仕事と家庭や趣味、地域活動などのメリハリのきいた時間の過ごし方ができています。



## &lt;都心臨海部の活力&gt;

- \* 私の旅行代理店での仕事を紹介します。
- \* 10年前にスタートした羽田空港の国際化をきっかけに、特に中国・韓国からの旅行客が急速に伸びてきました。私の事務所で、日本旅行客の旅行の手配をするだけでなく、上海やソウルでは現地法人が、横浜と東京・箱根等の人気観光地を組み合わせたパッケージの企画・販売に力を入れています。
- \* 現地では、横浜都心からほど近い商店街でのイベントのときに見つけた、横浜マイスターの作品を紹介して回ります。とても評判なんですよ。手が込んでいて横浜の下町職人の気概やこだわりが感じられるんです。その商店街では子育て世帯や高齢者のサポートも行っていて、とても活気があるんです。
- \* 先日、パシフィコ横浜で開催された国際会議では、高度先端医療の学会が行われ、世界各国から医学・工学の技術者が横浜に集結しました。京浜臨海部のサイエンスフロンティアでは、バイオ関連産業が発展し、世界をリードする研究開発が横浜でさらに展開されていくようです。
- \* 10年前のAPEC横浜会議の時から始まった次世代エネルギーを使った実証実験を契機に、環境関連の産業も発展したり、家庭や企業での環境への取組もかなり進んでいます。アフリカの国々からも視察の引き合いがとって多く、資源リサイクルの取組も諸外国から参考にされています。
- \* また、横浜の下水処理システムを導入したいという国々が増え、企業とタイアップした海外展開が進んでいます。…次のページに続く▶

旅行代理店に勤務する母親の仕事・生活と横浜都心臨海部の活力・魅力

- \* 京浜臨海部や内陸部の工場・研究施設とICT（情報通信技術）の企業群のネットワークが構築され、世界の中でもユニークな取組をしているそうです。東京・川崎・横浜3港の連携によりハブポート化も進み、横浜の企業も国際化、活性化している感じがします。今では産業観光が盛んなので、来月には、これらの関係者にヒアリングし、新しい産業観光の企画をするつもりです。

<都心臨海部の魅力>

- \* 海外や国内からMICE（P28参照）に参加するために訪れるお客様から必ずオーダーがあるのが、アフターコンベンションです。
- \* 国際会議の日程の後、延泊して横浜・箱根などの観光も楽しむのが恒例になっています。国内のお客様には、関内・山手地区などの歴史的建造物群や中華街を楽しみつつ、ゴージャスな夜景クルーズやミュージカルなど上質な夜のエンターテイメントを楽しむ宿泊プランが人気です。海外からは、都心臨海部のホテルに拠点置き、日帰り圏にある人気観光地（東京・箱根等）を周遊するフリーツアーの人气が高まっています。
- \* 観光やビジネス等、横浜への来街者の玄関口である横浜駅周辺では開発が進み、歩行者ネットワークの整備などが進んでいます。
- \* 大道芸や落語などのエンターテイメントは、国内随一と評判。
- \* 横浜の名前は国際的にも知名度が高まって、客船クルーズの数もずいぶん増えてきました。
- \* 最近の人气は、インナーハーバーです。特に、かつてのふ頭の一部が文化芸術の拠点となっているところが人気です。アーティストがたくさんいて、創作意欲が溢れています。海を背景に、毎日何かが生み出され、創られているイメージが素敵だと思います。



【キーワードの説明】

◆羽田空港国際化

羽田空港の国際化を踏まえた成長戦略により、横浜を訪れる訪日外国人が急増すると予想され、経済の活性化、様々な文化に触れる機会の増加などが急速に進んでいます。（横浜版成長戦略P28～29）

◆サイエンスフロンティア

バイオ関連の産業育成・集積促進のため、京浜臨海部に研究開発拠点が設置され、ここを起点に新たなビジネスチャンスが生まれています。

◆環境関連の産業

臨海部を再生可能エネルギー活用等の最先端エリアにする「横浜グリーンバレーの推進」やMM21地区を環境技術のショーケースと見立て、取組を集中していく「横浜スマートシティプロジェクト」の展開、市内企業の技術革新など、横浜に環境関連の産業のすそ野が広がっていきます。（横浜版成長戦略P26～27）

◆ハブポート化

川崎港と東京港との連携によるハブポート化が推進され、国際競争力が強化されるとともに、地域の産業活動が活性化されていきます。（横浜版成長戦略P36～37）

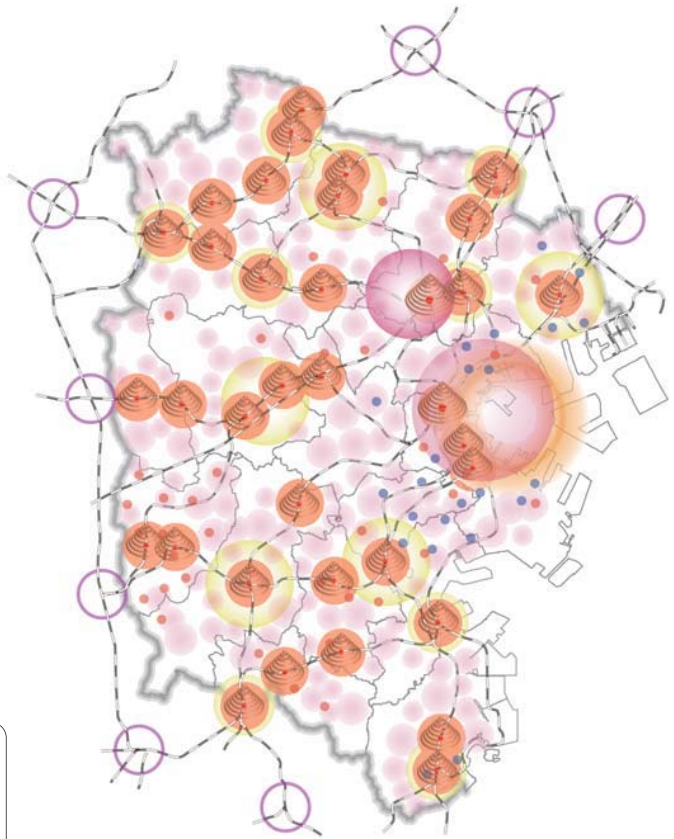
◆都心臨海部・インナーハーバー整備構想（P21）



(2)都市レベルのまちづくり(都市構造)

1 2つの都心・鉄道駅を拠点とした生活圏づくりと地域運営の充実

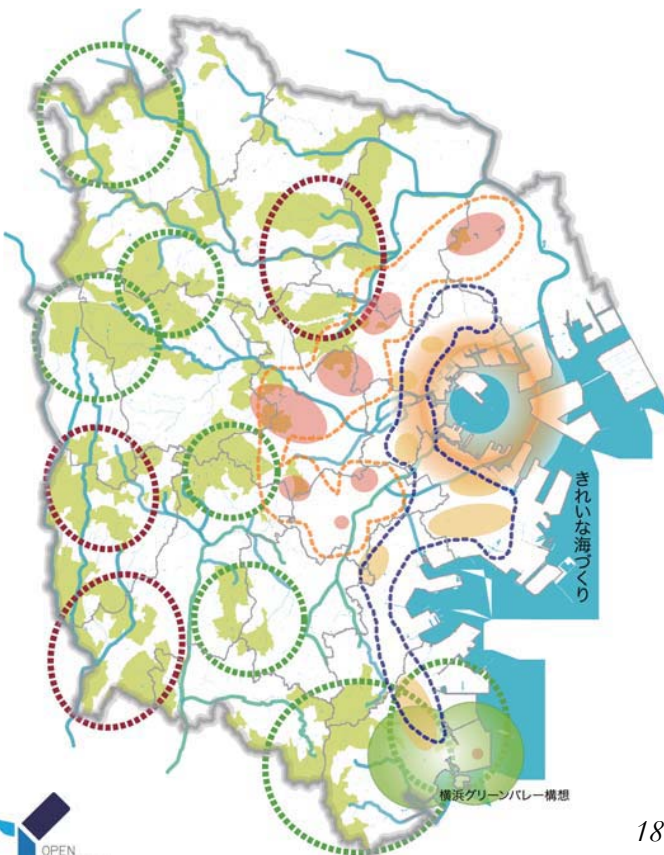
- 横浜都心:エキサイトよこはま22やみなとみらい21、関内・関外地区でのプロジェクトやインナーハーバー構想により、都心機能の魅力・活力が増大し、横浜の新たな顔づくりも進んでいます。
- 新横浜都心:広域交通ターミナルとしての利便性や北部地区におけるIT産業の集積をいかし、神奈川東部方面線の進ちょくにあわせたまちづくりが進められています。
- 鉄道駅を中心に都市機能の集約化と施設立地が進み、拠点機能が充実します。隣接する地域との相互連携も進み、生活圏における都市機能が十分に享受できるようになっています。
- 郊外部では、市民主体の地域運営や地域まちづくりが進展し、様々な主体が連携することによって、地域課題が解決し、地域への愛着が増しています。



【凡例】

- イナーハーバー構想
- 鉄道の乗換駅
- いえ・みち まち改善事業地区
- 都心部
- 隣接都市の拠点駅
- 身近な地域・元気づくりモデル事業地区
- 主な鉄道駅
- 主な鉄道駅の徒歩圏と機能集約
- 地域運営の広がり

2 環境の保全・創造



- 緑の10大拠点のようなまとまった規模の緑や市街地の中にある斜面緑地などの保全・創造が図られています。これらの緑は、維持管理が進み、多くの市民に利活用されています。
- 特に貴重な動植物などの生息場所では、適切な保全が進んでいます。
- 公園・河川・海辺、水路等の環境整備により、水と緑のネットワークが形成され、多様な生物の生息環境が創出されています。
- 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用など、低炭素型のまちづくりを市民・事業者・行政が一体となって進めています。

【凡例】

- イナーハーバー構想
- 河川・海
- 市街地をのぞむ丘
- 緑の七大拠点
- 市街化調整区域
- 海をのぞむ丘
- 市街地をのぞむ丘の軸
- 海をのぞむ丘の軸
- 河川沿いのまとまりのある 農地・樹林地の拠点

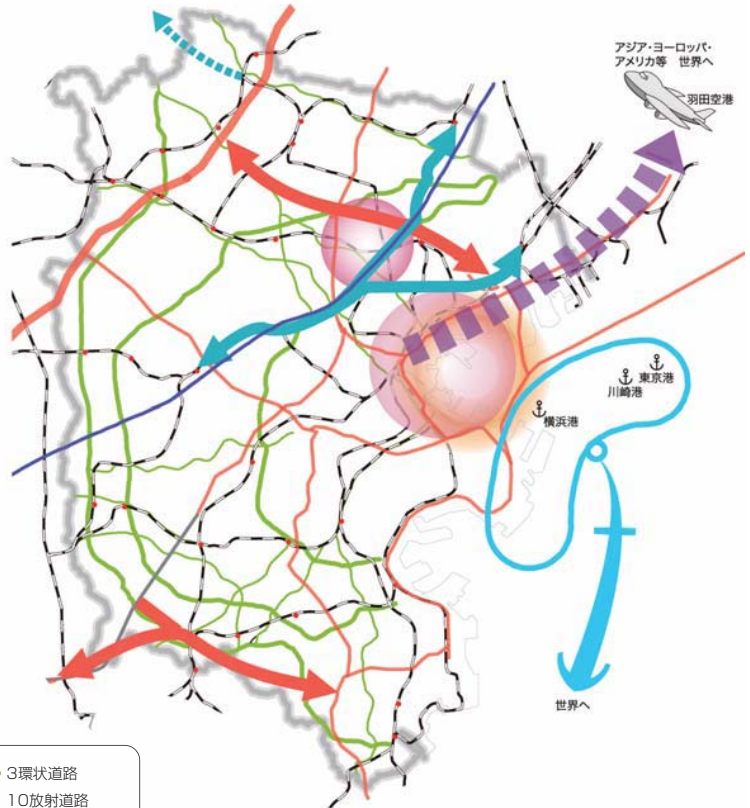


### 3 交通基盤の強化

- 羽田空港の国際化や横浜港のハブポート化を支える市内交通網が強化されています。
- 市内外の拠点間の連絡強化のための鉄道整備を基本としつつ、費用対効果が高く大きなネットワーク効果が発揮できる、神奈川東部方面線の整備や、相互直通運行による乗り換えの解消など、鉄道の利便性が増進されています。

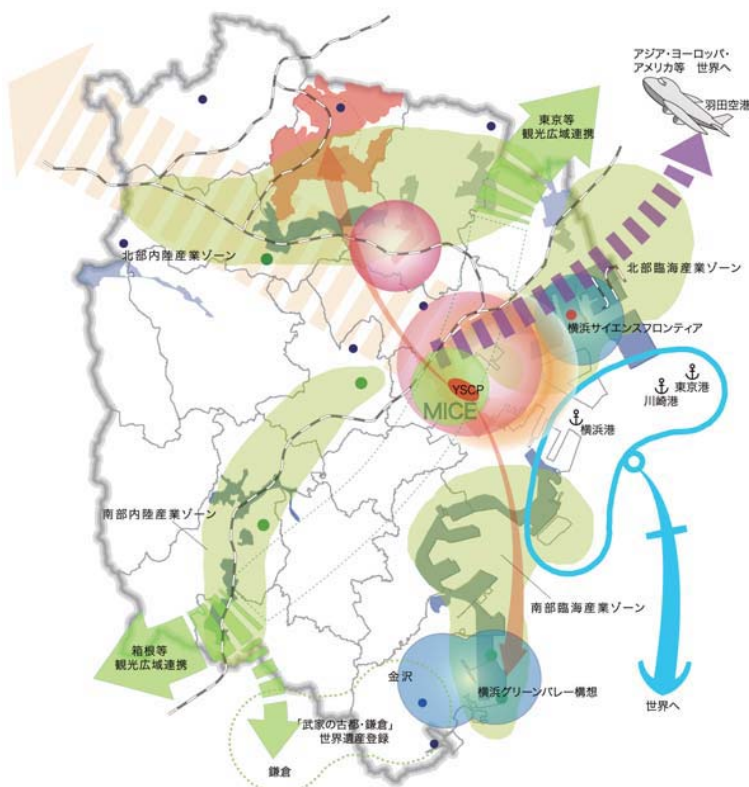
高速鉄道3号線の延伸(あざみ野以北)など、運輸政策審議会第18号答申路線があります(P116図を参照)。

- 市内の交通渋滞の解消等を図るため、横浜環状道路や横浜湘南道路などの高速道路網や、3環状10放射道路など幹線道路整備が進み、人と物の移動が円滑化していきます。



- 【凡例】
- インナーハブ-構想
  - 都心部
  - 自動車専用道路
  - 横浜環状道路・横浜湘南道路
  - 神奈川東部方面線
  - 羽田空港軸
  - 3環状道路
  - 10放射道路
  - 東海道新幹線
  - 高速鉄道3号線

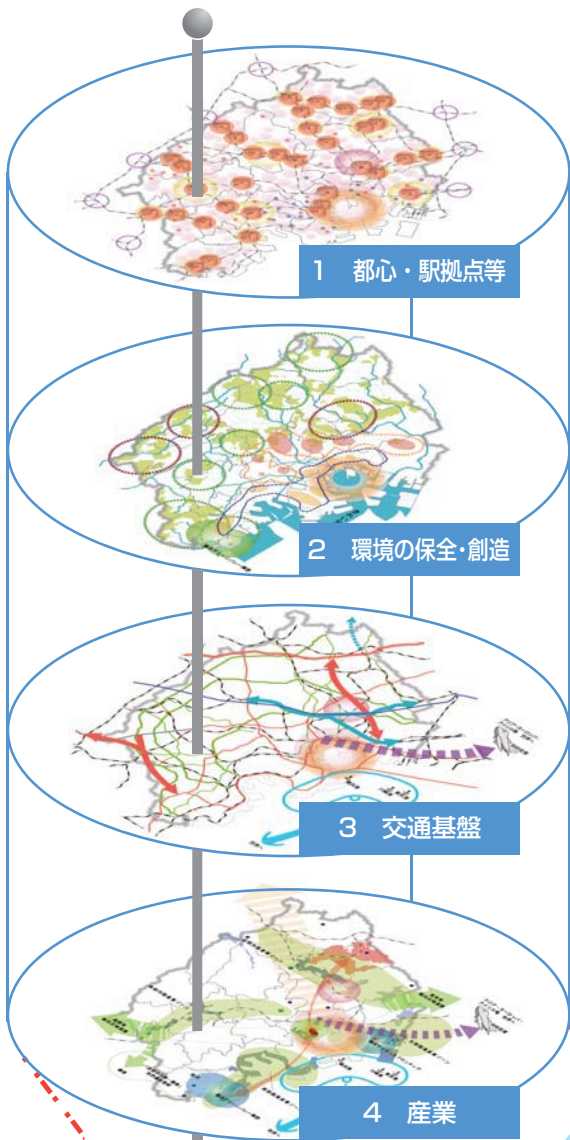
### 4 様々な産業が織りなす都市の活力



- 横浜サイエンスフロンティアを中心としたバイオ関連産業の集積や東京・川崎・横浜の3港連携によるハブポート化も進んでいきます。
- 横浜スマートシティプロジェクトや横浜グリーンバレー構想を契機とした環境関連の産業が成長しています。
- 羽田空港の国際便就航により、アジア地域では、東京・箱根などを巡る周遊型観光の人气が高まり、横浜に宿泊する観光客が増加しています。都心部を中心に観光・MICE・創造都市の取組により賑わいにあふれています。

- 【凡例】
- インナーハブ-構想
  - 都心部
  - 産業集積地(業務系)
  - 産業集積地(工業系)
  - 産業拠点
  - リニア軸
  - 大学(工学系)
  - ビジネスパーク等
  - みなとみらい21
  - MICE
  - 羽田空港軸
  - 観光連携

5 首都圏の中の横浜・世界とつながるヨコハマ



- 日本のけん引役としての首都圏の中において、東京・川崎・横浜の京浜の軸を中心として、横浜の強みを発揮し、活力ある横浜が築かれています。
- 隣接都市等との連携が進み、横浜と隣接都市の活力が高まるとともに、市民に身近な生活圏が充実しています。
- 羽田空港の国際化などにより、より多くの人々に横浜の魅力が伝わり、多くの人が仕事や観光で横浜を訪れるようになっています。
- 東京・川崎との連携のほか、リニア中央新幹線を想定した連携軸や国土軸としての東海道軸、東京・箱根等との観光連携など、広域レベルでの連携強化により、産業の活性化が図られています。

重ね図の見かた

例) 港南区日限山周辺での市民生活を支える都市の姿イメージ

- ◆上永谷駅を地域の拠点として子育て支援施設等が充実しました。
- ◆駅とバス交通でつながる住宅地では、地域見守りの活動が活発です。
- ◆舞岡ふるさとの森から野庭団地まで連なる緑地の保全が進んでいます。
- ◆横浜湘南道路により、藤沢・厚木方面へのアクセス性が向上しました。
- ◆戸塚駅周辺の南部内陸ゾーンに産業が集積し、勤務地として職住近接の生活をしています。

市民生活を支える都市の姿



コ・ラ・ム

50年先を見据えた「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」※

これからの50年は、少子高齢化、人口減少、地球温暖化など、社会環境の大きな変化に直面することが予想されます。そのような中で、都市としての自律性を高め、豊かさと活力をもたらす長期的な戦略を進めていくことで、海をいまく豊かな都心空間「海都(うみのみやこ)」を創造します。

リング状都市

都心に隣接した広大な海は横浜にとっての大きな資源です。豊かな水辺の環境を市民が利用できるまちづくりを進めるとともに、交通ネットワークによって支えられる様々な活動が集積する市街地の形成、海を囲む緑などの環境の豊かさを最大限に活かしたリング状の都市構造を形成していきます。



※横浜市インナーハーバー検討委員会より、22年3月29日に市長が提言を受けているものです。

選ばれる魅力がある国際都市ヨコハマ

本市は、市民の皆さまとともに、海外都市との交流・協力、国際機関の支援、在住外国人のサポートなどを進め、ピースメッセンジャー都市(※)として、世界の安定と発展に貢献しています。今後も、海外都市とのネットワークを活用して、国際関連施策を総合的に進め、国際都市としての魅力を高めていきます。

※さまざまな国際平和に関する取組事業が評価された結果、1987年に国際連合からピースメッセンジャーの称号を授与され、1991年に設立されたピースメッセンジャー都市国際協会の副会長都市を務めています。



### 3. 横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成22年3月）

- ・都市計画法第6条の2により、都市計画相互間のきめ細かい調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保するための都市計画区域における基本的な方針として、次のものを定めている。

都市計画  
の目標

区域区分の決定の有無及び  
区域区分を定める際の方針

主要な都市計画  
の決定の方針

#### ■都市計画の目標

- 都市づくりの基本理念（基本構想の「将来都市像」及び「都市像を支える5つの柱」を踏襲）
- 地域毎の市街地像
  - 横浜都心、新横浜都心、鉄道駅周辺、産業拠点ゾーン⇒中期計画（都市レベルのまちづくり）を踏襲
  - 新市街地ゾーン
    - ・ゆめが丘駅・下飯田駅周辺⇒住居・産業系土地利用の検討を行っていく。

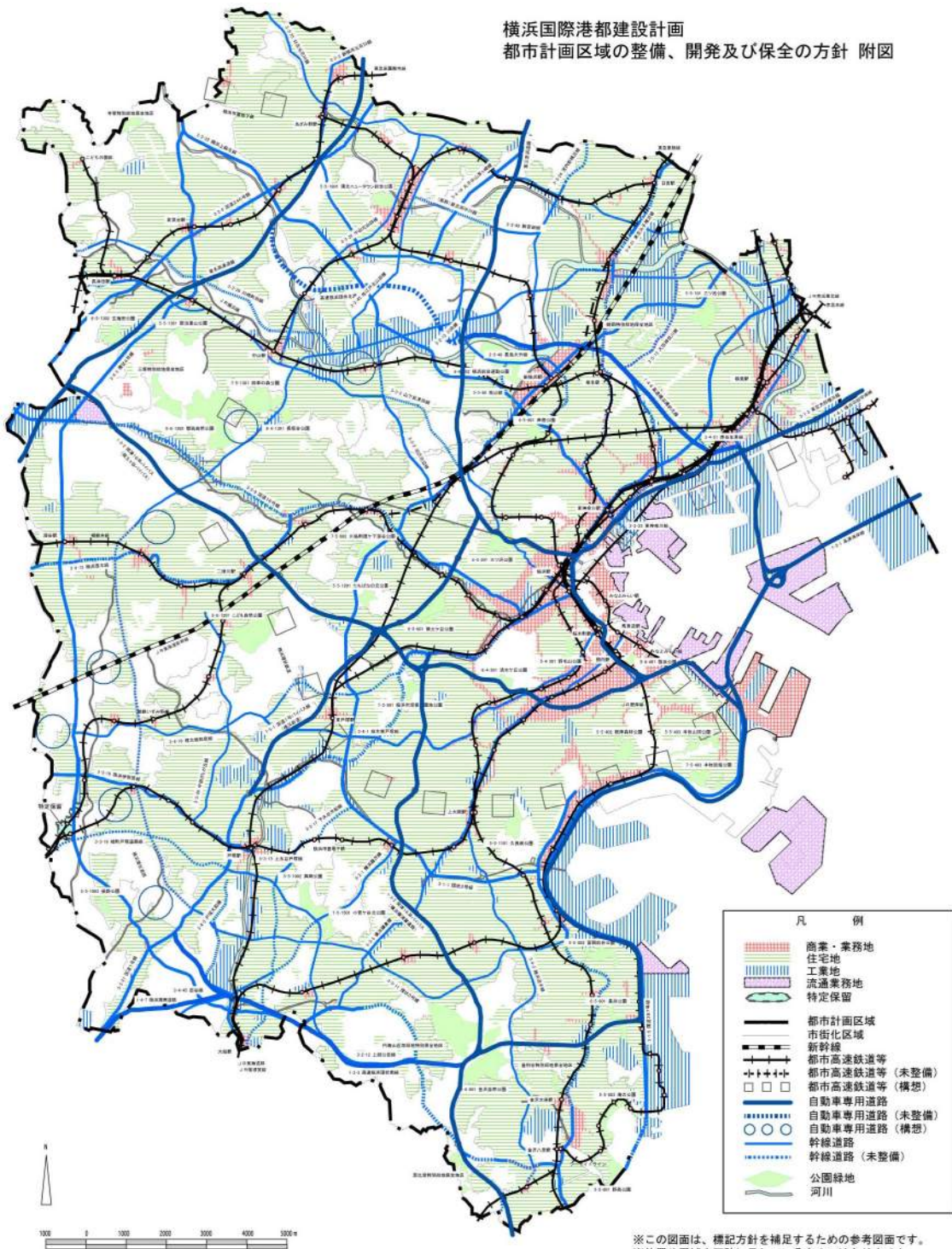
#### ■区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 人口推計
  - ・平成27年 都市計画区域内 ⇒概ね3,728千人 市街化区域内 ⇒概ね3,596千人

#### ■主要な都市計画の決定の方針

- 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - 主要用途の配置方針
    - ・商業・業務地、工業地、流通業務地、住宅地の4つの用途について示している。
  - 市街地における建築物の密度の構成に関する方針
    - ・商業・業務地、工業地・流通業務地、住宅地の3つの区分について示している。
  - 市街地における住宅建設の方針
  - 市街地において特に配慮すべき問題等を有する市街地の土地利用の方針
  - 市街化調整区域の土地利用の方針
- 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - 交通施設の都市計画の決定の方針（道路、都市高速鉄道等、駅前広場等）
  - 下水道及び河川の都市計画の決定の方針
  - その他の都市施設の都市計画の決定の方針
- 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

横浜国際港都建設計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



※この図面は、標記方針を補足するための参考図面です。  
 ※位置や区域を正確に示しているものではありません。  
 ※道路、公園緑地等は主なものを示しています。  
 ※凡例にある(未整備)は、整備中も含まれています。

#### 4. 横浜国際港都建設計画都市再開発の方針（平成22年3月）

##### ■都市再開発の方針

- 基本方針 ⇒既存のストックを有効に活用したコンパクトな市街地の形成、災害に強い都市の実現を図るため、緑の保全・創造や良好な景観形成に配慮しつつ、市街地の開発及び再開発を進める。
- 市街化進行地域の整備方針 ⇒無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を進める。
- 新市街地の整備方針 ⇒周辺の土地利用との整合性に留意し、計画的な市街地整備を進める。
- 既成市街地の再開発の方針 ⇒公共施設整備と土地利用の適正化や効率化を図り、市街地の整備改善を進める。また、良好な環境を有する地区の保全に努める。

##### ■計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）

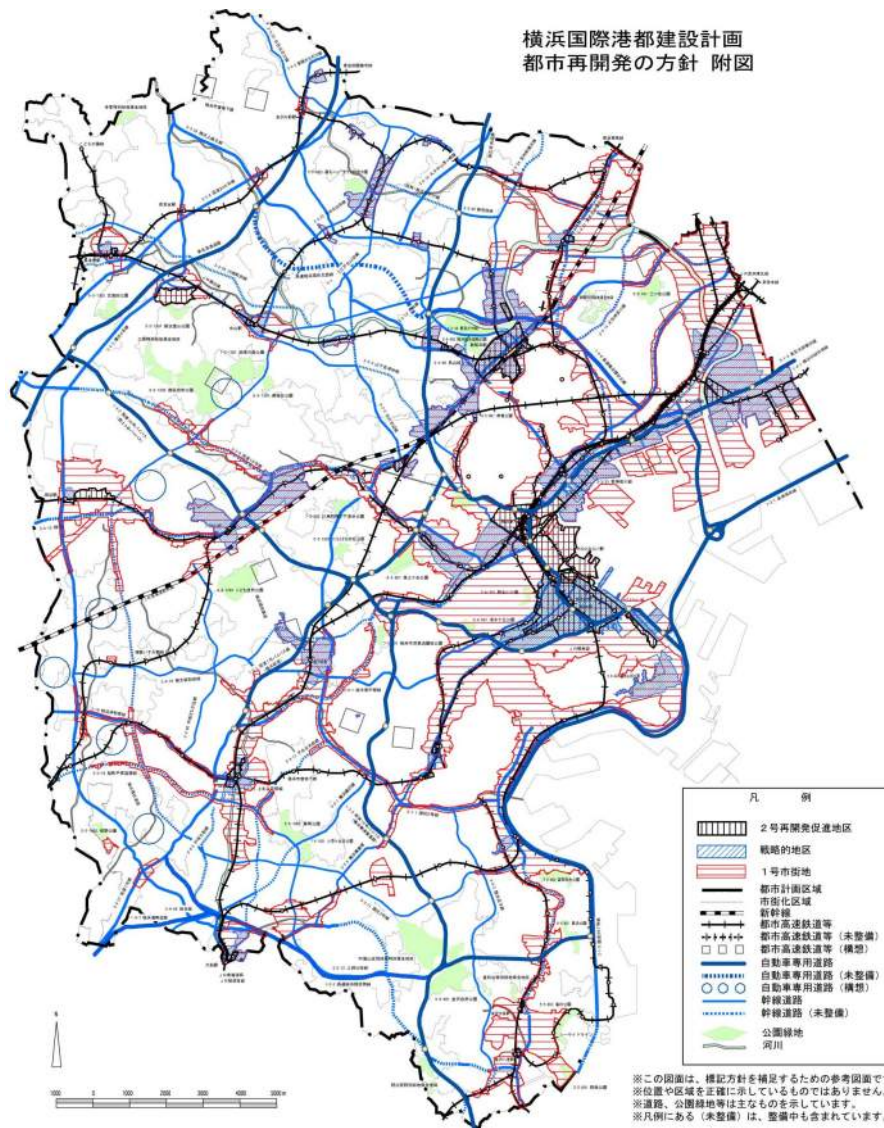
- ・既成市街地のうち、第1種・第2種低層住居専用地域及び第1種・第2種中高層住居専用地域等を除いた区域を中心に、課題のある市街地を計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）とし、整備・改善を図る。

##### ■特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（2号再開発促進地区）

- ・1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（2号再開発促進地区）については、再開発の実現を図る。

##### ■戦略的地区

- ・1号市街地のうち、事業実施の熟度が不足している地区及び民間による事業が想定され、規制・誘導を主体として整備改善を図る地区を戦略的地区とし、事業化の促進や適切な誘導を図る。



## 5. 横浜国際港都建設計画住宅市街地の開発整備方針（平成22年3月）

### ■住宅市街地の開発整備の目標

- ・地域の個性や特色に応じた魅力的な居住を実現し、良質で持続可能な居住環境を確保することにより、少子高齢社会、将来の人口減少社会に対応できる住宅市街地の形成を目指す。

### ■良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

□住宅市街地の適切な配置及び密度の確保、その他の適切な土地利用の実現に関する事項

- ・都市計画手法等を活用しつつ、それぞれが目指す地域像に相応しい住宅の形態・密度等を誘導し、既存の住宅市街地を中心にコンパクトなまちづくりを進める。

□既存住宅市街地の更新、整備及び新住宅市街地の開発に関する事項

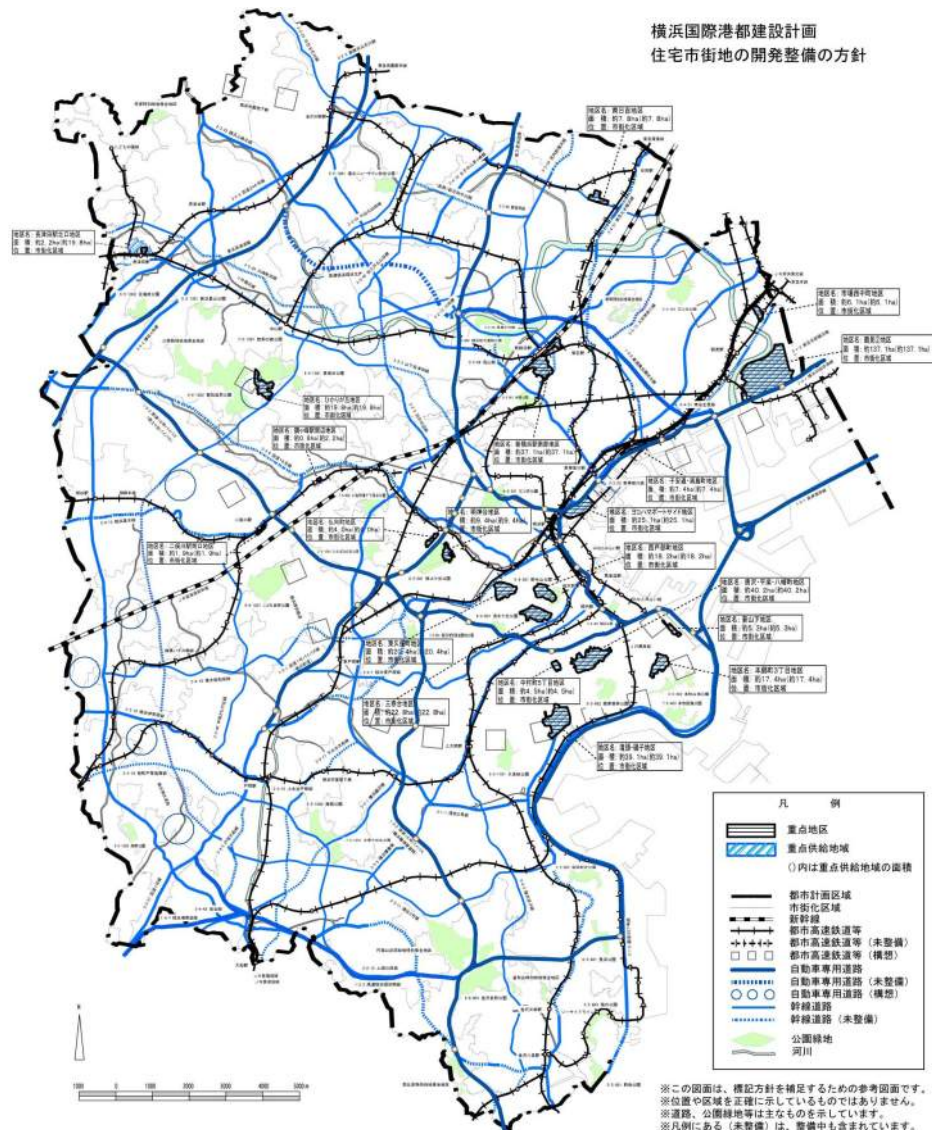
- ・人口動態や地域の実情に応じた更新・整備を図る。
- ・老朽住宅等密集地域では、木造住宅等の不燃化や共同住宅建替等により住宅市街地の更新を行う。

□その他良好な住宅市街地の整備又は開発に関して特に必要な事項

- ・大規模中層住宅団地のストックの適正な更新等による再生
- ・人口減少が予測される地域では、空家活用や地域コミュニティの力により、生活利便性の維持・向上を図りつつ、潤いとゆとりにあふれる住環境の更なる充実を図る。
- ・人口増加が予測される地域では、人口増加による成長を適切に制御し、地域の特性に相応しい建築を誘導しつつ、良質な住宅ストックの形成を図る。

### ■重点地区の整備又は開発の計画

- ・「神奈川県住生活基本計画」に定める重点供給地域のうち、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な地区を重点地区として整備又は開発を図る。



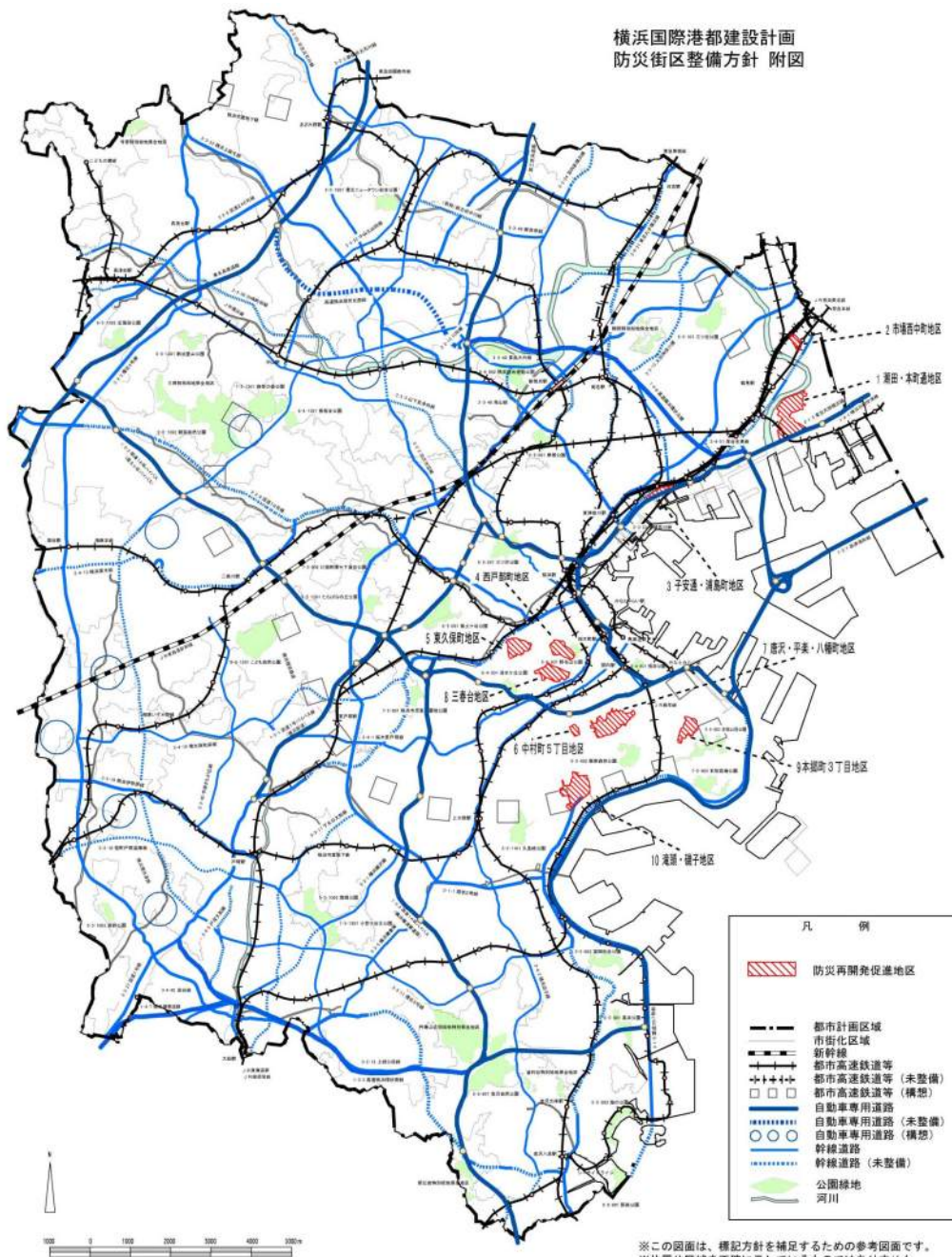
## 6. 横浜国際港都建設計画防災街区整備の方針（平成22年3月）

### ■基本的な方針

- ・ 火事又は地震が発生した場合、建築物の倒壊、延焼等が連鎖的に起こる恐れがある市街地について、計画的な建替及び再開発を行うことにより、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保し、併せて土地の合理的かつ健全な利用を図り、災害に強い都市の実現を目指す。

### ■防災再開発促進地区

- ・ 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区。必道路、公園等の公共施設の整備及び建築物の不燃化等を促進し、土地の合理的かつ健全な利用を目的とした再開発の実現を図る。



#### 防災再開発促進地区

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1 瀬田・本町通地区 (約53.1ha) | 6 中村町5丁目地区 (約4.5ha)     |
| 2 市橋西中町地区 (約6.1ha)   | 7 唐沢・平楽・八幡町地区 (約40.2ha) |
| 3 子安通・浦島町地区 (約7.4ha) | 8 三春台地区 (約22.8ha)       |
| 4 西戸部町地区 (約18.2ha)   | 9 本郷町3丁目地区 (約17.4ha)    |
| 5 東久保町地区 (約20.4ha)   | 10 滝頭・磯子地区 (約39.1ha)    |

※この図面は、標記方針を補足するための参考図面です。  
 ※位置や区域を正確に示しているものではありません。  
 ※道路、公園緑地等は主なものを示しています。  
 ※凡例にある（未整備）は、整備中も含まれています。



## 7. 横浜港港湾計画（平成 18 年 2 月）

- ・港湾の物流や交流、環境、安全の将来のすがたを考え、それを実現するために必要な施設の規模や配置について定めたもの。
- ・目標年次⇒平成 20 年代後半

■横浜港の能力（目標年次）⇒総貨物量：15,070 万 t、船舶乗降旅客数：100 万人

### ■港湾計画で定める機能別の計画

#### 1. 物流

##### 1-1 公共ふ頭計画

(1) 国際コンテナターミナルの機能強化

(2) ふ頭の再編

⇒自動車取扱いターミナルへの機能転換、一般貨物取扱機能の強化、係留施設の廃止

(3) 効率的な運営を促進する区域

##### 1-2 専用埠頭計画

##### 1-3 水域施設計画

##### 1-4 外郭施設計画

##### 1-5 臨港交通施設計画

#### 2. 交流

##### 2-1 港湾環境整備施設計画

##### 2-2 旅客船ふ頭計画

#### 3. 環境

##### 3-1 港湾環境整備施設計画

⇒市民に開かれた緑地空間の確保、自然再生・水質浄化への取組み

##### 3-2 廃棄物処理計画

#### 4. 安全

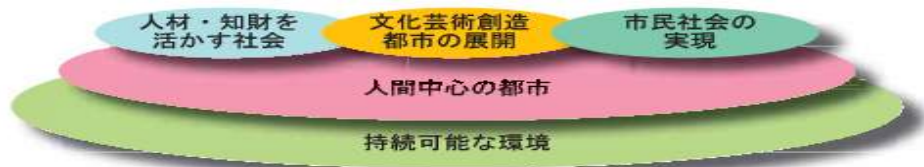
##### 4-1 大規模地震対策施設計画

⇒緊急物資の輸送に対応した大規模地震対策施設、国際海上コンテナ輸送に対応した大規模地震対策施設

##### 4-2 小型船だまり計画

## 8. 都心臨海部・インナーハーバー整備構想（提言書）（平成22年3月）

- ・50年後にはこんなヨコハマにしたいという大きな夢を描くものであり、「基本理念」や「都市構造」などの基本的な考え方をとりまとめたもの
- ・対象地域 ⇒ おおむね横浜ベイブリッジの内側でJR京浜東北線・根岸線の海側の地域  
(面積：全体 約3,200ha、陸域 約2,000ha、水域 約1,200ha)
- ・50年後の横浜 ⇒ 東アジアなどにおける、国を越えた都市間ネットワークの要  
⇒ 更なる地方分権社会の中で、横浜の都市としての自律性と求心性を確立
- ・50年後のインナーハーバー地区 ⇒ 持続可能な社会や、自然環境「海」との共生のモデルゾーン  
⇒ 都市の活力を生むエンジンとしての役割
- ・50年後の横浜港 ⇒ 港湾物流機能の高度化した横浜港の外縁部と役割分担し、内港に「海都」の都心空間をつくる
- ・基本理念 ⇒



### ■ 将来構想

#### □ 戦略

- 環境 → 持続可能な社会を実現し、多様な活動を支えるインフラを整備する
- 交通 → 水上交通と公共交通を中心としたシームレスな移動を実現する
- 交流 → 都市文化を発信し、国際性豊かで多彩な人材交流の場を創る
- 産業 → 研究・開発機関の立地を進め、国際的な産業発信拠点を創る
- 生活 → 多世代・多文化の多様なライフスタイルを育む

#### □ リング状都市 ～ 内水面を囲む豊かな都心空間の創造

内水面を囲む環境の豊かさを最大限に活かした都市構造として、「リング状都市」を提案

#### □ 将来活動量の目標

- 人口 約11万人 → 約20万人
- 人口密度 約55人/ha → 約100人/ha
- 従業者数 約36万人 → 約56万人

#### □ 新たな都市構造

- ・環境・交通の仕組み 新たな公共交通、エネルギーネットワーク、浜風の道の導入などにより、持続可能な社会を実現する都市づくりを提案
- ・生産・産業・交流の仕組み 豊かな水辺の暮らしと水文化を実現し、有能な人材を育み、活躍できる都市づくりを提案

#### □ 環境

- ・海を抱くように丸く都市が広がる地理的特徴に着目し、海を中心に据えた戦略を提案

#### □ 交通

- ・過度に車に依存しない交通体系を提案

#### □ 交流

- ・「都市文化」を都市づくりの中心に据え、さまざまな人々が交流できる場が設けられ、これまでにない新たな知識・文化が生まれる。

#### □ 産業

- ・多種多様な産業や人材が、融合、協働、交流することで、常に新しい都市活動を生み出す都市

#### □ 生活

- ・子どもから高齢者、海外からの移住者など多様な人々がみな暮らしやすい地区、地域コミュニティ主体の地域社会づくり

## 9. 第3次横浜市住宅政策審議会答申（平成18年3月）

- ・市長より受けた「横浜市における今後の住宅政策のあり方について」の諮問に対する答申。人口成熟・減少社会を見通した豊かな住生活の実現に向けた住宅政策を示している

### ■住宅政策の目標

- 「選択」～市民が主体的に居住を選択・実現できる環境づくりをめざす
- 「安心」～少子高齢社会の中で市民だれもが安心して居住できることをめざす
- 「住環境」～住環境の向上による地域づくりを実現することをめざす

### ■取組の視点

- 総合的な居住政策としての取組 ⇒まちづくり、福祉、市民活動などとの連携。ハード面のみならずソフト的な面も含めた総合的な取組。
- 民の主体性を尊重し、市場機能が十分発揮できる環境づくりの推進 ⇒住宅市場を通じた施策展開。市場機能を補完し、その環境を整備する取組。
- 住宅ストックの質の向上と有効活用 ⇒持家の新規供給による居住水準・住宅性能水準の向上への取組をさらに進める。賃貸住宅や中古住宅の良質化や有効活用を図るための取組。
- 地域の課題に対応した住宅・住環境の質の向上 ⇒地域に応じた対応。地域が主体となる取組。

### ■人口成熟・減少社会を見通した住環境づくり

- 人口成熟・減少社会を見通した住環境ビジョン～(仮称案)自立と持続の住環境ビジョン～J3ビジョン～
  - 部分から全体へ ⇒個々の地域による将来の有様の自立的・主体的模索。その集合体をもってその都市の住環境の姿となる。
  - 選択の拡大～選択できる個人と選択される住宅地 ⇒それぞれのまちが、選択されうる魅力的な居住像を掲げて、これを実現するためのまちづくりが進められるべきである。
  - 魅力的な居住像を目指して ⇒豊かさを実感できる持続可能な住環境とするための重要な事項
    - ・高齢者や子育て世帯が身近な地域で支えあいにより暮らせる仕組み
    - ・空家・空地进行地域の特性に応じた資産として活かす仕組み
    - ・個性と魅力のある住宅地の景観・街並
    - ・自立した日常生活圏と駅前機能の補完・分担
  - 実現の鍵～コミュニティの力 ⇒地域の個性に応じた魅力ある居住像を実現するためには、地域コミュニティの力を活かし、地域が主体となる取組みが求められる。
  - 都市全体の視点 ⇒都市全体としての魅力の向上、都市内の健全な人口移動、コンパクトな都市構造を実現する土地利用施策
- 人口成熟・減少社会を見通した住環境ビジョンを実現するための対応の方向
  - 高齢者居住に対する支援 ○子育て支援 ○生活支援サービスの誘導 ○地域における活動の場、就業の場の確保 ○景観の誘導 ○建物の質的向上 ～長期間利用でき、誰もが使いやすい住宅へ ○空地・空家の有効活用 ○防災等課題のある地区への対応 ○都市の魅力を体感できる都心居住の実現 ○産業系の土地利用に配慮した共同住宅の供給 ○地域コミュニティが主体となった取組の推進～合意の形成と地域による住環境管理
- 市街地タイプと対応の方向性の関係
  - 人口が減少する都心周辺の市街地 ⇒利便性があり安全で安心して居住できる住宅地
  - 人口が減少する郊外の計画開発地 ⇒生活の利便性を維持、潤いとゆとりにあふれる魅力的な郊外住宅地
  - 人口が増加する市街地 ⇒都心周辺は、機能性、文化性、利便性に優れた都心のライフスタイルの実現。工業系の地域は、産業系土地利用を基本、住工が混在する地域は相互に調和して共存できるまち。

## 10. 横浜市住生活基本計画（現在策定中 平成 23 年度予定）

- ・「厳しい経済情勢を踏まえた本格的な少子高齢社会における今後の住宅政策のあり方」の諮問に対し、第4次住宅政策審議会にて答申策定作業が開始されている。それをもとに、「住生活基本計画」が策定される。

第1回 住宅政策審議会 平成 22 年 7 月 16 日 開催

### 横浜市住宅政策審議会 諮問：～厳しい経済情勢を踏まえた本格的な少子高齢社会における今後の住宅政策のあり方～

諮問理由説明資料  
第1回横浜市住宅政策審議会

#### 審議の目的

- ・「選択と集中」の観点から必要な政策を見定め、市民の暮らしの充実を図るための、長期的視野に立った住宅政策を検討します。
- ・審議を踏まえ、本市の住宅マスタープランとして、住生活基本法に基づく「横浜市住生活基本計画」を策定します。

#### 基本的な目標

**選択**  
ライフステージやライフスタイルに応じた住まいが選択できる

**安全・安心**  
子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが安心して暮らしていける

**豊かさ・誇り**  
住まいとまちに誇りと愛着を持って、生活に豊かさを感じられる

#### 対応の視点

**市場の活用**  
住宅市場の透明性・競争性を高め、市民ニーズに的確に対応できる環境づくり

**関連分野との連携**  
福祉、まちづくりなど住生活に関わる多様な主体の活力が活かされる仕組みづくり

**ストック重視**  
住宅ストックの質の向上と長期使用の促進

**地域への着目**  
地域の力を活かし、少子高齢化、環境等の課題への対応

#### 検討テーマ

##### ◇テーマ1 社会情勢を踏まえた本市の住宅政策のあり方

多様化する居住ニーズへの対応

少子高齢、低炭素社会への対応

住宅セーフティネットの構築

厳しい財政状況における住宅政策

##### ◇テーマ2 良質な住宅ストックの形成と活用のあり方

住宅ストックの質の向上と長期使用の促進

住宅と世帯のミスマッチ解消

住宅市場における「公」「民」の役割

公的住宅における新たな供給改善手法

##### ◇テーマ3 多様な主体との連携のあり方

福祉、まちづくり等の関連施策との連携

各地域の課題、ニーズに対応した施策の展開

人口減少傾向にある郊外の活性化

住みやすいまちに向けた市民力の発揮

#### スケジュール

第1回 住宅政策審議会〔H22.7.16〕  
(諮問)

第2回 住宅政策審議会〔H22.12月〕

第3回 住宅政策審議会〔H23.3月〕  
(中間案)

第4回 住宅政策審議会〔H23.7月〕  
(答申案)

パブコメ

第5回 住宅政策審議会〔H23年秋頃〕  
(答申)

住生活基本計画策定（H23年秋頃）

## 11. 横浜都市交通計画～20年後を見据えた持続可能な交通に向けて～（平成20年3月）

- ・交通政策全般にわたる目標を提示するとともに、本市の交通政策を推進する関係者間で目標を共有化し、交通施策を効果的に推進していくことを目的とする計画

### ■目標年次

- 概ね20年先（平成37年頃） 主要な施策・事業⇒概ね5年程度

### ■これからの交通政策に求められる視点

- 視点1 供給側の交通政策から利用者とともに支える交通政策へ
- 視点2 公共交通利用促進と自動車交通対策を一体的に進める交通政策へ
- 視点3 集約型の都市構造実現のための交通政策へ
- 視点4 人と車が共存する交通政策へ
- 視点5 広域的な移動を一層円滑にする交通政策へ
- 視点6 既存の交通施設を有効に活用し運用する交通政策へ

### ■基本方針・政策目標と施策の方向

#### □基本方針1 協働で支える交通政策の推進

- 政策目標1 多様な主体が参加する交通政策推進体制を構築

#### □基本方針2 環境をまもり人にやさしい交通の実現

- 政策目標2 マイカー交通から公共交通への転換を促進
- 政策目標3 環境負荷軽減につながる交通施策を推進
- 政策目標4 楽しく快適・安全に移動できる交通環境を整備

#### □基本方針3 誰もが移動しやすい交通の実現

- 政策目標5 移動の円滑化に向けた体系的な交通ネットワークを整備
- 政策目標6 横浜の競争力強化に資する広域交通ネットワークを形成
- 政策目標7 駅周辺など集約型都市づくりに対応する施策を展開

### ■20年後における横浜の交通の姿

- 多様な主体が参加する効率的な交通政策が運営されている。
- 徒歩や自転車、公共交通によって移動できる便利で地球に優しいまちが実現している。
- 移動することが楽しい快適で活力ある魅力的なまちが実現している。
- 産業活動が効率的に展開され国際交流や連携が活発に行われている
- 地域の活力で地域の暮らしに必要な交通サービスが提供されている。

## 12. 都市計画道路網の見直しの素案（平成 20 年 5 月）

- ・全市的な観点から骨格的な道路網の検証を行なうとともに、地域的な観点から個々の路線区間について必要性を検証し、「都市計画道路網の見直し」を行っている



### 13. 横浜市水と緑の基本計画（平成 18 年 12 月）

- ・水・緑環境の保全と創造に向けた総合的な施策展開を図るとともに、「横浜らしい水・緑環境の実現」を目指す計画
- ・目標年次⇒平成 37 年
- ・基本理念⇒～かけがえのない環境を未来へ～横浜らしい水・緑環境の実現

#### ■拠点となる緑、特徴ある緑をまもり・つくる

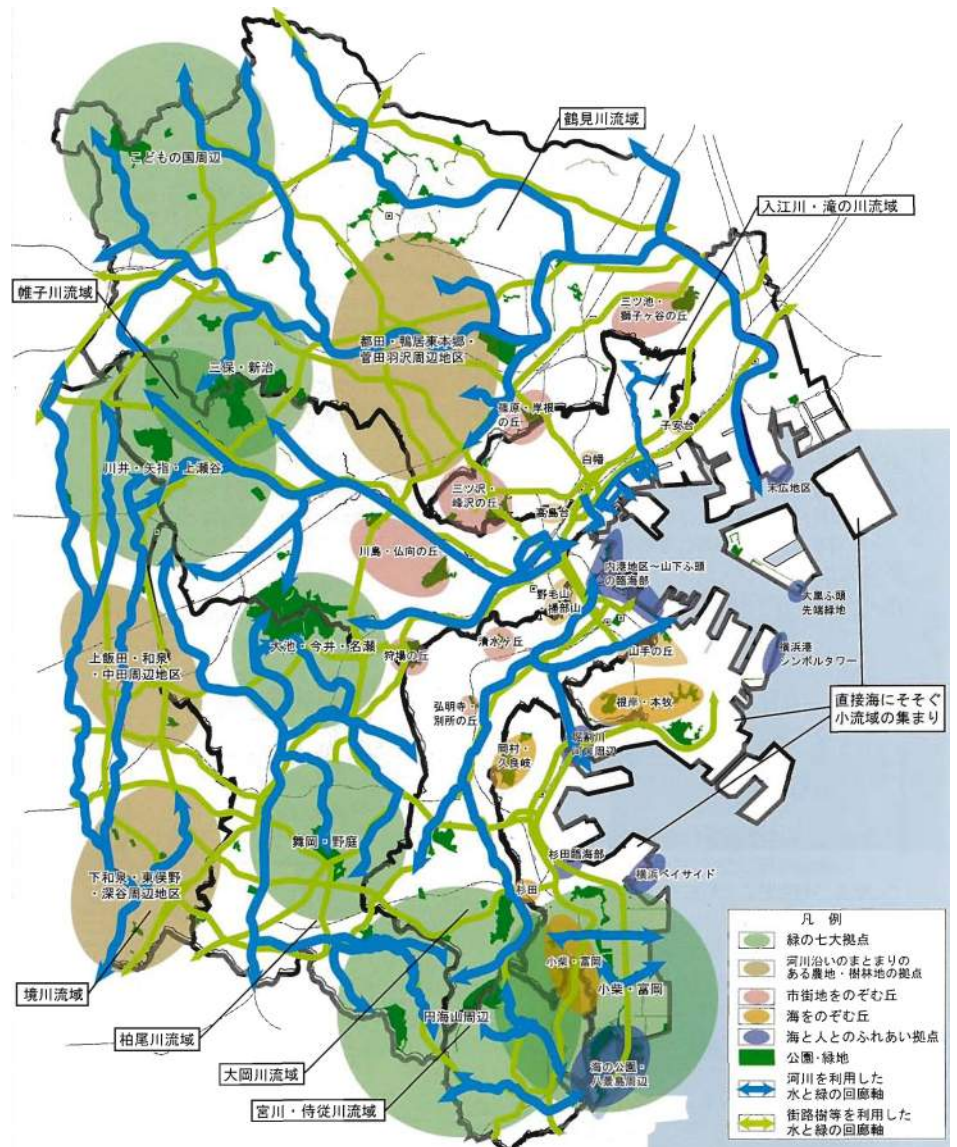
- 緑の七大拠点の緑をまもる
- 河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点をまもる
- 市街地を望む七つの丘の緑をまもる
- 海をのぞむ丘の緑をまもり、海と人とのふれあい拠点をつくる
- 都市部の水・緑づくりをすすめる
- 農のあるまちづくりをすすめる
- 市街地のみどりの拠点をつくる

#### ■流域ごとの水・緑環境をつくり・高める

- 8流域（鶴見川流域、入江川・滝の川流域、帷子川流域、大岡川流域、宮川・侍従川流域、柏尾川流域、境川流域、直接海にそそぐ小流域の集まり）ごとの現況把握（水と緑の量、質、魅力）、市街地類型に対応した施策方針、水と緑の回廊像）を示している。

#### ■水と緑の環境を市民とともに につくり・楽しむ

- 楽しさのある水・緑づくり
  - ・横浜の魅力ある水と緑の拠点を楽しむ（広域利用ネットワーク）
  - ・身近な水と緑の楽しみを広げる（水と緑の回廊）
  - ・地域の魅力資源を楽しむ
  - ・農を楽しむ
  - ・身近にスポーツレクリエーションを楽しむ
  - ・新たな名所づくり
  - ・特色のある子供の遊び場づくり
- 協働の場づくり・人づくり
  - ・活動を担う人・団体を育てる
  - ・活動の機会と場を広げる
  - ・情報を共有する



#### 14. 横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (平成 21 年 4 月)

- ・緑の減少に歯止めをかけ、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量と質の維持・向上を図る計画
- ・目標年次⇒平成 37 年を見通しつつ 21～25 年度の 5 か年事業計画

##### ■特徴

- 民有地の緑を中心に樹林地、農地、緑化施策を束ねる総合的な緑施策
- 横安定的な財源が確保された実効性の高い施策
- 残された緑を保全するため、土地所有者の抱える課題解消に着目した樹林地、農地の施策展開
- 地域ぐるみの緑化をはじめ、多彩で充実した緑化施策

##### ■3つの柱

- 樹林地を守る
  - ・緑地保全制度による指定を 5 か年で大幅に拡大（現在の約 830ha から約 2 倍以上）し、一定のまとまりのある保全対象樹林地約 2,830ha のうち約 3 分の 2 を保全することを目指す。また保全した樹林地の維持管理と利活用を市民協働等により進める。
- 農地を守る
  - ・農地の維持継続の支援を図るとともに、優良な農地のあっせん・買取り等を行い、従来の取組に加え、5 か年で約 50ha の農地の保全を図る。また、市民農園整備等により農への市民参加を進め
- 緑をつくる
  - ・市民協働による地域ぐるみの緑化の取組を展開するとともに、民有地や公共施設への緑化を推進（5 か年で生垣設置約 1 km、公共施設緑化約 10ha など）する。

##### ■横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策)のための財源確保について

- ・将来にわたって緑の総量の維持・向上をはかるために、安定した財源確保として、「横浜みどり税」を実施
- ・寄付金の募集などを行うほか、企業からの支援や協賛金の協力依頼など、その他の財源確保についても取り組む。



## 15. 下水道計画指針（平成 22 年 3 月（改定））

- ・これからの下水道事業における「羅針盤」であり、下水道の有する多様な機能と可能性を通して、持続可能な循環型社会への転換を図るとともに、美しく良好な環境と安全で快適な暮らしを創造し、更なる横浜の発展を目指すもの。

### ■施策の目標と基本的取組

- 浸水対策⇒目標整備水準の降雨→浸水被害解消、水準を超える降雨→被害軽減
- 地震対策⇒トイレ使用確保、安全面・公衆衛生面の影響の最小化、市の援助・復旧活動の確保
- 水処理⇒計画放流水質に対応した水処理
- 合流式下水道の改善⇒未処理下水、きょう雑物を抑制
- 雨水浸透機能の促進⇒下水道施設の雨水浸透機能強化
- 身近な水辺づくり⇒下水道資源や資産を有効活用し、身近で安全な水辺空間を回復・創出
- 資源・エネルギー循環の形成⇒下水道事業からの廃棄物削減及び環境負荷低減
- 地球温暖化対策⇒温室効果ガス的大幅な削減、下水道施設・資源の一層の活用による脱温暖化
- 未普及地域の解消⇒原則として下水道事業認可区域の水洗化 100%を目標とする
- 活力ある地域づくり⇒下水道施設の上部など、様々な施設の空間を活用
- 改築計画⇒下水道施設の機能を永続的に維持・向上

### ■下水道計画

- 計画区域



## 16. 横浜市景観ビジョン（平成18年12月）

・これからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立って示すもの。

### ■テーマごとの景観形成の方向性

- 魅力的な町並みの形成 ⇒建物外観の色彩や材質、建物高さ等周辺建物との連続性や後背地への影響に配慮し、個性的で調和のとれた街並みの形成を目指す。
- 快適な歩行者空間の景観形成 ⇒ゆとりある歩行空間、無電柱化など、安全性に配慮した上で道路状況に応じた多様な工夫を行い、歩行者が心地よさを感じられる歩行者空間の景観形成を目指す。
- 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成 ⇒歴史的、文化的価値の高い建造物や史跡などの過去と現在を繋ぐ景観資源や文化的景観などの景観資源を生かした景観形成を目指す。
- 屋外広告物の景観的配慮 ⇒大規模な屋上看板や袖看板などの衣装・形態・色彩等について、また、音声や映像を使用した広告について、景観的な配慮がなされることを目指す。
- 生活空間の景観形成 ⇒できることから行動を始めて、それが発展しても各地域において自主的な景観ルールづくりが盛んに行われるようになることを目指す。
- 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成 ⇒その土地、その場所にまつわる歴史や文化、人々の活動や交流といった景観要素を生かすことで、まちに対する想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成を目指す。

### ■地区ごとの個性的・魅力的な景観形成の方向性

- 地区ごとの個性を生かした景観魅力づくり
- 横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区 ⇒工場地帯、河川など広範囲または連続的の広がり。
- 横浜の顔となる地区
- 市民に親しまれている景観を持つ地区

### ■景観形成に関する行政の主な取組（当面5か年での取り組み）

#### □規制・誘導

- 基本的なルール ⇒景観法を活用（建物の色や形等について）
- 創造的なルール ⇒「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」の活用（地区特性に応じたガイドライン）

#### □事業の実施と調整

- 歴史的・文化的建造物の保全 ⇒地域で親しまれている建造物を活用しながら残す
- 都市景観の演出 ⇒景観資源の魅力を引き出す
- 公共施設のデザイン ⇒市の事業において景観を配慮する

#### □意識の醸成

- 市民活動との協議 ⇒地域まちづくり推進条例にもとづく取組。市民活動支援、行政職員育成。
- 良好な景観形成に関する表彰
- 計簡に関する情報提供・意見募集

## 17. 横浜市景観計画（平成 21 年 7 月）

- ・地域の景観形成に応じて、区域や良好な景観の形成のための方針、建築物の建築等に対する基準（景観形成基準）等を定めている。
- ・景観計画区域⇒横浜市全域

### ■良好な景観の形成に関する方針

7つのテーマ

- (1) 魅力的な街並みの形成
- (2) 快適な歩行者空間の景観形成
- (3) 歴史的景観資源の保全と活用による景観形成
- (4) 水と緑の保全と活用による景観形成
- (5) 屋外広告物の景観的配慮
- (6) 生活空間の景観形成
- (7) 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観形成

16の着眼点

- ①海と浜からの雄大で重層感のある眺望を確保する。
- ②港・都心部に刻まれた開港以来の歴史を生かす。
- ③低地と台地の暮らしをつなぐ坂の魅力を生かす。
- ④広がり・つながりを感じさせる川沿い・河口部の空間を生かす。
- ⑤潤いを感じられる水辺空間をつくる。
- ⑥下町の営みの蓄積・界わい性を生かす。
- ⑦営む人たちの感性がにじみ出た魅力ある商店街をつくる。
- ⑧スケールの大きな産業風景を間近に感じる場をつくる。
- ⑨自然の恵みと人の営みでつくられた谷戸と里山の魅力を生かす。
- ⑩村や宿駅時代からの記憶に地域の物語を見いだす。
- ⑪新興住宅地に新たな歴史を積み重ねる。
- ⑫まとまった緑の空間を保全する。
- ⑬何気ない生活空間をきれいに保つ。
- ⑭品の良いエレガントなまちをつくる。
- ⑮マイナスの景観要素を取り去る。
- ⑯景観の大切さを人々に伝える。

### ■斜面緑地における開発行為に関する景観計画

○斜面緑地における開発を適切に誘導し、また、良好な維持管理等により、将来にわたり緑の環境を維持する。

- ・法の高さの制限、緑化制限

### ■景観推進地区ごとの景観計画

- ・3地区（関内地区、みなとみらい 21 中央地区、みなとみらい 21 新港地区）

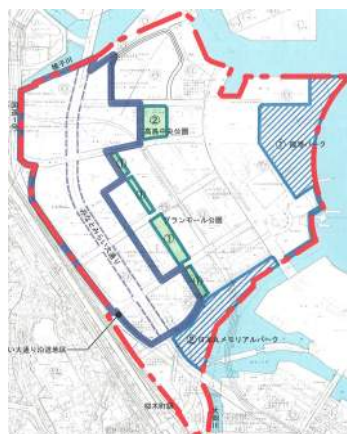
○景観計画に定めている事項

- ・良好な景観の形成に関する方針
- ・良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ・景観重要建造物の指定の方針
- ・景観重要樹木の指定の方針
- ・屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・「景観重要公共施設の整備に関する事項
- ・景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準

#### ●関内地区



#### ●みなとみらい 21 中央地区



#### ●みなとみらい 21 新港地区



## 18. 第2期横浜市地域福祉保健計画（平成21年4月）

- ・誰もが身近な地域で安心して暮らせるまちをつくるため、地域の福祉保健を推進するための基本理念や課題を明らかにし、課題解決に向け、市民・事業者・行政が協働で取り組む計画
- ・計画期間 ⇒平成21年度～25年度

### ■基本理念と推進の柱、主要な取組

～基本理念～

誰もがいつまでも安心して暮らせる都市  
よこはまをつくろう！

#### 住民主体と協働による地域福祉推進

- 住民が主役！ 市民活動の力（市民力）の活用
- 公益的・社会貢献的活動を行う団体、自治会町内会、市民活動団体などと、横浜市（公的機関）の相互の協働を推進、自治と参画のシステムの再構築

#### ノーマライゼーション

- すべての人が平等に権利と義務を能力に応じて補いあい、助けあっていく地域社会づくり
- 支援を必要としている人たちを地域で認識・地域内での相互の支えあい
- 福祉への関心と理解を深める福祉文化の醸成

#### 推進の柱1 地域づくりを進める

- 地区別の懇談会のような場で住民と行政が話し合い、課題を共有し、福祉保健を中心とした様々な地域課題を解決するための取組を協働して進めます。
- 身近な地域を単位とする取組を進めるため、現在11区で取り組んでいる地区別計画を全区で策定し、推進します。



#### 推進の柱2 必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくる

- 地域の見守り活動などにより、支援が必要な人を把握する仕組みを地域と協働でつくります。また、把握された人を専門機関と連携してサービス提供につなげる仕組みをつくります。
- 必要な支援が身近な地域で受けられるようにサービスを充実します。



#### 推進の柱3 幅広い市民参加により地域福祉保健の取組を広げる

- 地域福祉保健の取組を広げるために、子どもや若い世代、団塊の世代、高齢者や障害のある人、学校や企業の関係者など、幅広い市民参加を進めます。
- 自治会町内会等の活動とテーマ型の活動の連携など、様々な市民活動がそれぞれの活動内容を充実できるよう、連携・協働を働きかけます。



#### ■地域で取り組む福祉保健活動

- 地域住民の交流と支援が必要な人への取組推進
  - 自治会町内会を基盤とした地域ぐるみの取組
  - 災害時要援護者避難支援事業の取組推進
  - 地域と連携したボランティア活動、当事者活動・テーマ型活動の推進
  - 健康づくり活動を通じた地域づくりの推進
  - 次世代を育む場としての取組
  - 学校・施設・企業等と地域の関係づくり
  - 地域福祉保健推進の環境整備
- #### ■地区計画の策定・推進
- 地区別計画の策定・推進
  - 地区別計画策定・推進組織と市民活動団体の協働
  - 地域福祉保健計画推進の圏域の考え方
  - 地区別計画の圏域の考え方

#### ■サービスの適切な利用促進

- 公民が連携した相談支援の仕組みづくり
  - 個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルール
  - 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
  - 福祉保健サービスに関する情報提供の工夫
  - 権利擁護の推進
- #### ■福祉ニーズの把握、地域福祉保健サービスの充実・開発
- 地域に福祉課題や当事者の福祉保健ニーズの把握促進
  - 地域福祉保健活動の情報の共有化と提供方法の充実
  - 生活圏域に合わせたサービスの整備
  - 地域福祉保健サービスの充実・開発に向けた行政など公的機関としての取組
  - 自立（自助・家族支援）を支援するサービスの充実
  - サービスの質を向上させる仕組み

#### ■多くの市民の参加促進

- 市民の地域参加を促進する情報提供などの充実
  - 計画の策定や推進に参加しやすい仕組みづくり
  - 様々な形で地域福祉を支えるボランティア活動の拡充に向けた取組
  - 関心あるテーマや障害学習活動から地域福祉保健活動へ広がる仕組みづくり
- #### ■活動者・団体の活性化支援
- #### ■地域福祉保健人材の育成
- #### ■幅広い参加につながるバリアフリーの推進

## 19. バリアフリー基本構想（平成 16 年 8 月より）

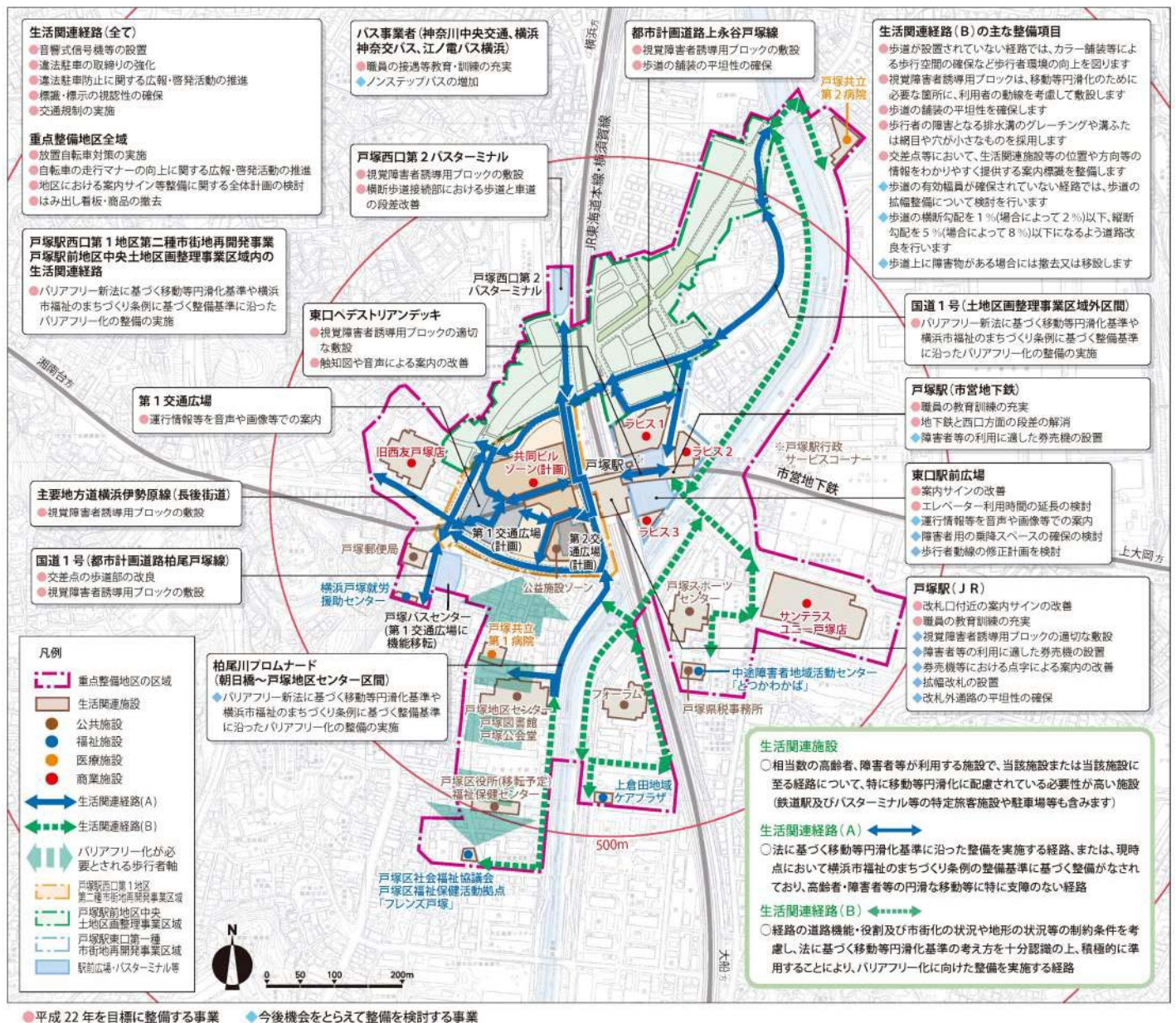
- ・旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区（「重点整備地区」）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を示すもの。
- ・現在以下の 7 地区において策定されており、4 地区が策定中となっている。

### ■重点地区

- 策定済 ⇒ 関内駅周辺地区、鶴見駅周辺地区、横浜駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、三ツ境駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、上大岡駅・港南中央駅周辺地区、都筑区タウンセンター周辺地区
- 策定中 ⇒ 星川駅周辺地区、本郷台駅周辺地区、大口駅・子安駅周辺地区、二俣川駅周辺地区

### ■主な策定内容

- 重点整備地区の設定
  - バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容
- 例：戸塚駅周辺地区



20. かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画（平成 22 年 6 月）

- ・子どもを取り巻くすべての市民が連携して、未来の世代を育むまち「よこはま」の実現をめざすため、次世代育成支援行動計画
- ・計画期間⇒平成 22 年度～26 年度

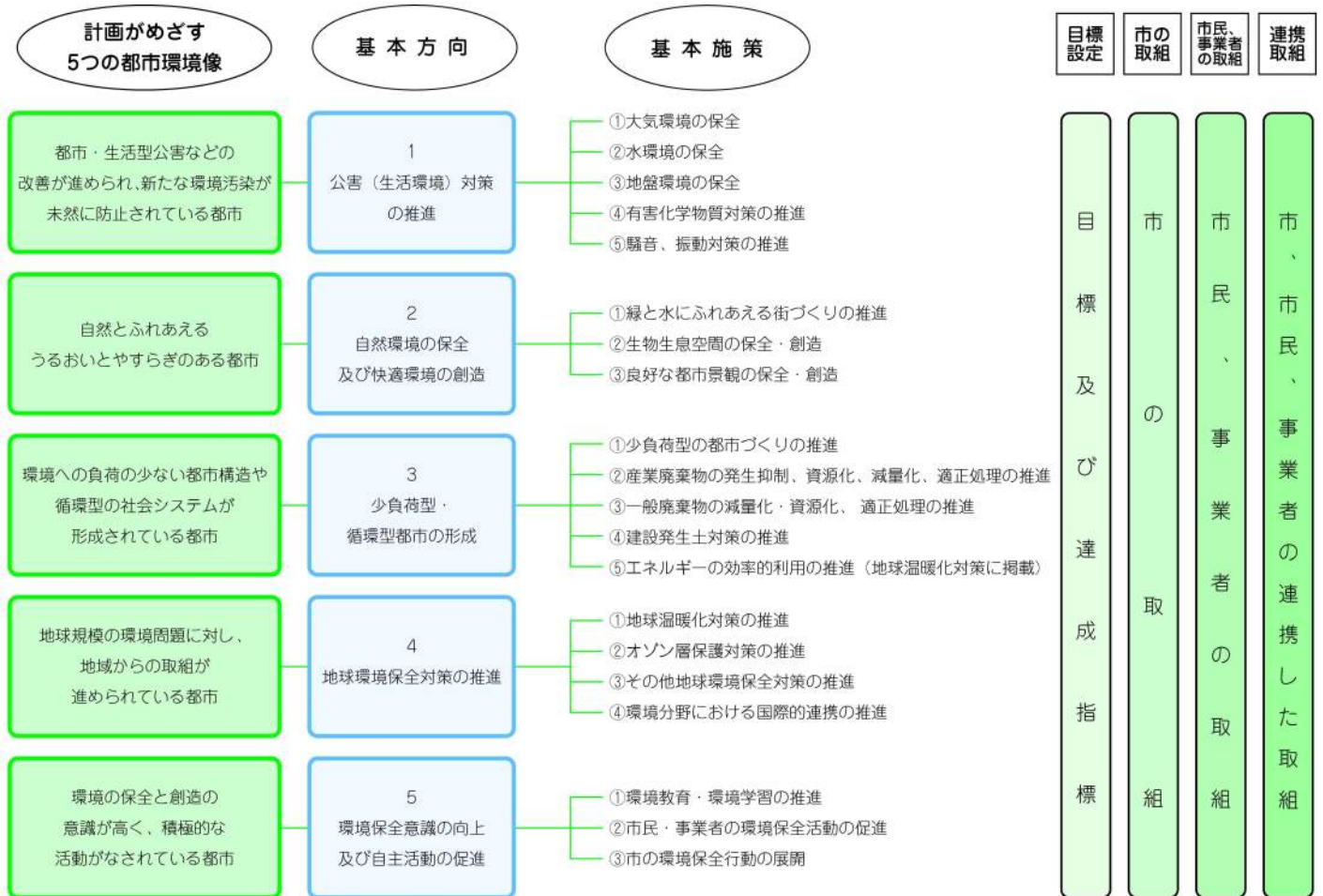
■ 4 つの施策分野と 10 の基本施策



## 21. 環境管理計画（平成 16 年 3 月(改定) →22 年度改定予定)

- ・今日の環境問題の解決がはかられている望ましい都市横浜の姿を掲げるとともに、基本施策を定め、その実現を目指すことを目的としている。
- ・計画期間⇒平成 22 年度まで

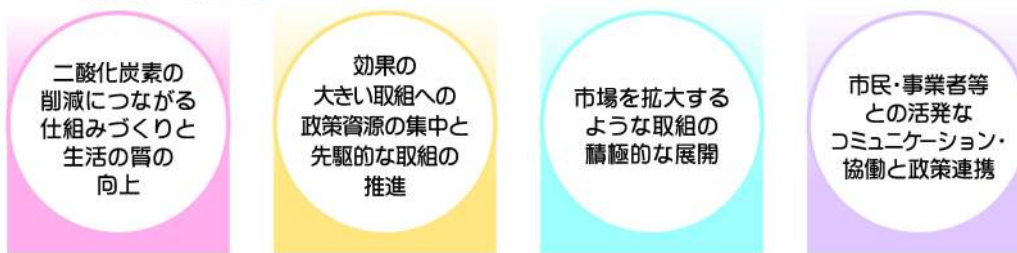
### ■施策・事業体系



## 22. 脱温暖化行動方針（CO-D030）（平成20年1月）

- ・中長期的な目標も見据えた温暖化対策の行動方針を示すもの。

### ■ 4つの柱（基本方針）



### ■ 7つのCO-D0（行動方針）

#### 1 生活CO-D0 一人ひとりの脱温暖化行動から社会を変える

- 市民行動を盛り上げ、市民力の発揮につなげていきます
- 市民の脱温暖化行動の選択を支援する仕組みをつくっていきます
- 家庭における3R（G30行動）を一層推進していきます



- 脱温暖化の担い手を作る「環境市民大学」（仮称）の開設
- 気軽に楽しく参加できる「横浜環境ポイント」の推進
- 「横浜市地球温暖化対策推進協議会」を核とした、市民・事業者と協力した行動を活性化する取組の推進



#### 2 ビジネスCO-D0 脱温暖化ビジネススタイル（商品作り・サービス）から社会を変える

- 事業者による温室効果ガスの実質的な削減を進めます
- 公民協働による新たな脱温暖化ビジネスアイデアを実現させる都市を目指します
- 事業者の3R（G30行動）を更に充実させます



- 地球温暖化対策計画書制度の強化<sup>※</sup>や温室効果ガス削減の評価や誘導策を組み合わせた仕組みづくり
- 省エネアドバイザー制度等による中小事業者の省エネ取組の推進
- 横浜版SBIR（Small Business Innovation Research：中小企業技術革新制度）の拡充、先端産業の創出・育成などの技術開発を支援



※一定規模以上の事業所の温室効果ガスの排出抑制の計画や実施状況の報告を求める「地球温暖化対策計画書制度」において、計画書の公表に加え、対象範囲をコンビニやファーストフード店など業務系事業所へ拡充し、制度の実効性を向上

横浜版SBIR環境部門の独自ブランド「エコテック」

#### 3 建物CO-D0 エネルギー性能のよい建物（省エネ・新エネ装備）による都市づくり

- エネルギー性能の評価・格付けの仕組みづくりや経済的誘導策・規制的手法を組み合わせた仕組みづくりを進めます



- 「建物のエネルギー性能の評価・格付け制度」<sup>※</sup>の検討
- 省エネルギー性能の向上、再生可能エネルギーの導入等に対する経済的な誘導策の検討



※建築物のエネルギー性能の評価・格付け（エネルギー性能、燃費、改善提案、投資回収の見通し等を分かりやすく表現したもの）を取引等（建設・売買・賃貸・広告等）の時に作成・公表することにより、取引等の当事者が、エネルギー性能の優れた建築物を選択できる仕組み

#### 4 交通CO-D0 徒歩・自転車・公共交通によって移動できる魅力的なまちづくりと自動車の脱温暖化の促進

- 都心部で先導的な交通施策を展開します
- 徒歩・自転車・公共交通によって移動できる便利なまちづくりを進めます



- 一定エリアに流入する自動車への規制、駐車場利用への課金制度等の自動車交通の抑制に向けた仕組みの構築
- 交通事業者と商業施設がタイアップした環境ポイント制度、バス専用・優先レーンや公共車両優先システムの拡充



#### 5 エネルギーCO-D0 再生可能エネルギーを1.0倍に拡大（飛躍的拡大）

- 再生可能エネルギー量を現在の10倍に拡大するためのロードマップを策定します
- カーボンオフセット<sup>※</sup>の導入を進めます



- 横浜市が関与するイベントにおけるカーボンオフセットの実施
- 太陽熱利用システムの普及のための要件や支援策（設置時助成等）の検討
- 太陽光発電による電力の環境価値分の買取等、太陽光発電設備の設置負担を軽減する支援策や税制の活用など、幅広い仕組みを検討



※日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素の排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される二酸化炭素についてその排出量を見積り、排出量に見合った二酸化炭素の削減活動に投資すること等により、排出される二酸化炭素を埋め合わせるという考え方

#### 6 都市と緑CO-D0 ヒートアイランド対策などを通じたみどりあふれるまちづくり

- 多くのクールスポットを創出します
- 緑をバイオマス資源供給源として活用していきます
- 土地の高度利用と緑化等の組み合わせによるコンパクトなまちづくりや、未利用エネルギーの面的な利用等を検討します



#### 7 市役所CO-D0 脱温暖化型の市役所づくり

- 公共建築物等の省エネ型設備・機器の導入や省エネ改修、再生可能エネルギー（太陽光・太陽熱等）の導入を進めます
- 市役所活動を通して事業者への環境配慮行動を拡大します





## 23. 防災計画（平成 21 年 12 月（修正））

- ・災害の種類に応じて「震災対策」、「風水害対策」及び「都市災害対策」に区分し、災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を示している。

### ■震災対策（－2部 災害予防計画－第1章 災害に強い都市づくり推進）

#### □防災都市づくりの推進（防災都市づくりの重点施策）

- ・災害に強い都市構造の形成、都市計画に基づく防災化計画の推進、災害に強い市街地整備の推進、住民参加の災害に強いまちづくりの推進

#### □都市計画に基づく防災化計画の推進

- ・防火・準防火地域、最低限高度地区、高度利用地区、特定街区、地区計画等、防災再開発促進地区

#### □災害に強い市街地整備の推進

- ・市街地再開発事業、土地区画整理事業、優良建築物等整備事業（優良再開発型）、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業、都市防災不燃化促進事業、災害に強い新市街地の形成（MM21地区整備、港北ニュータウンの整備）、延焼遮断帯の形成（主要な幹線道路沿道）、中核的広域防災拠点（新横浜周辺地区、山内ふ頭・みなとみらい 21 地区）

#### □住民参加の災害に強いまちづくりの推進

- ・都市計画マスタープラン、都市計画地図情報システムの活用

#### □都市施設の防災化促進

#### ○道路の整備

- ・幹線道路等の整備（高速道路－横浜環状道路等、幹線道路－3環状10放射道路を中心に整備）、地区幹線道路等の整備（バス路線及び将来バス路線中心）、既存道路の機能確保（耐震対策、要整備箇所）、避難道路等の情報提供と改善、狭あい道路の拡幅整備の促進

#### ○河川護岸等の整備

- ・緊急船着場や河川敷道路、防災広場の整備し、防災活動や避難場所とのネットワーク化

#### ○港湾施設の整備 ⇒耐震強化岸壁の一層の拡充、老朽化等の改良

#### ○都市公園の整備

- ・避難場所や避難路、仮設住宅用地、救援活動の拠点、火災の延焼阻止空間等の役割を考慮しながら、身近な公園から大規模な公園まで、各種都市公園を整備

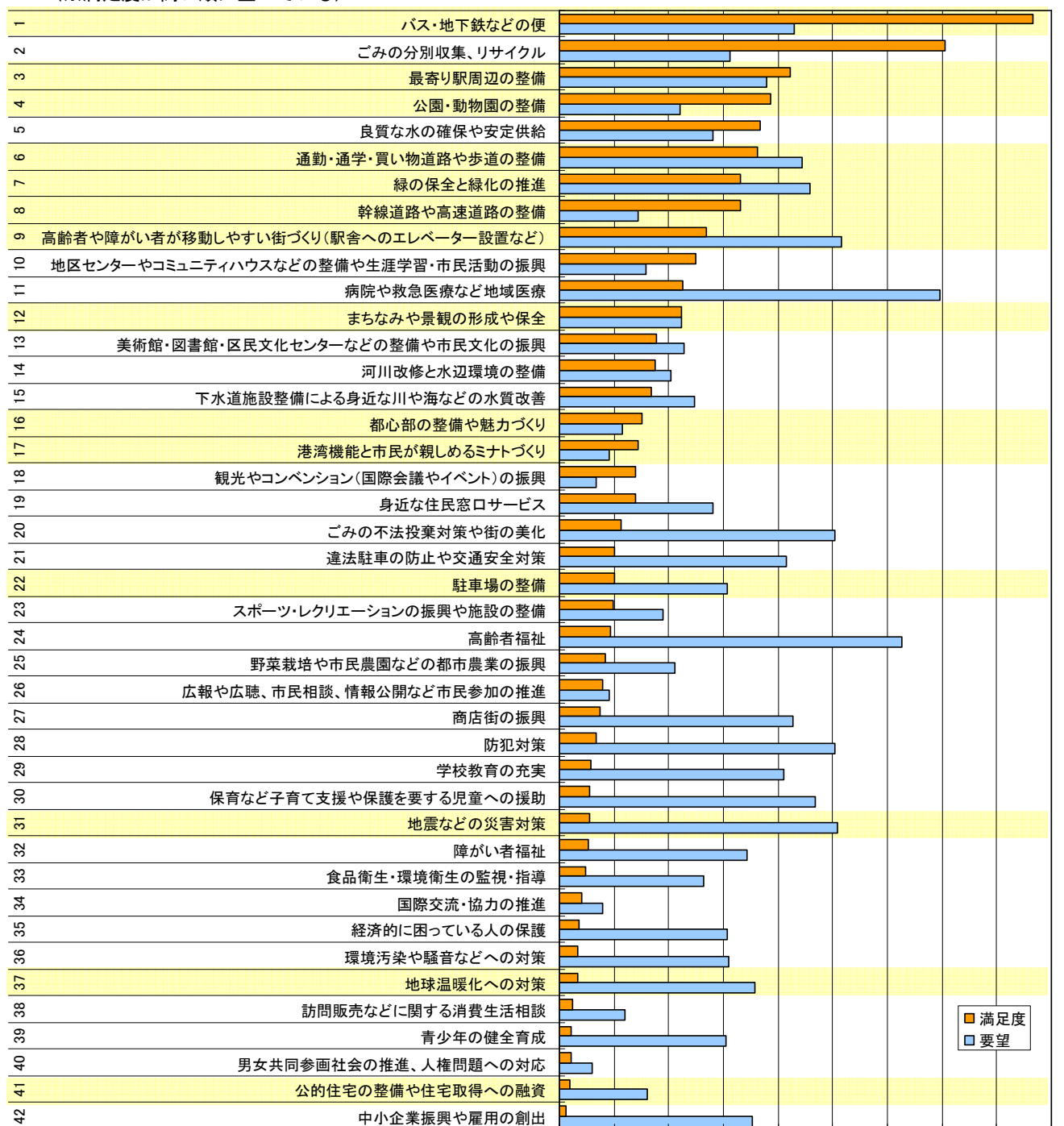
#### ○鉄道施設の整備 ⇒耐震性強化等安全対策

■市民意識調査結果

1) 平成 22 年度：市政への満足度及び要望

- ・「1. バス・地下鉄などの便」、「2. ごみの分別収集、リサイクル」は他の項目に比べ、高い満足度を示している。しかし、要望も低いわけではなく、中位に入っている。
- ・「3. 最寄り駅周辺の整備」、「4. 公園・動物園の整備」、「6. 通勤・通学・買い物道路や歩道の整備」、「7. 緑の保全と緑化の推進」、「8. 幹線道路や高速道路の整備」、「9. 高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり」などの都市マスに関連が大きい項目は、比較的満足度が高い。
- ・福祉、産業振興、環境、安全、教育などの項目は満足度が低い半面、要望が高い。

(※満足度が高い順に並べている)



は、都市マスへの関連が大きい項目

※：「12. まちなみや景観の形成や保全」、「37. 地球温暖化への対策」は平成 22 年度のみ質問項目

## 平成 22 年度 市民意識調査の概要（都市計画に関する部分）

### 2) 都市マスとの関連が高い項目の経年変化

#### ①全体として傾向

##### ○満足度

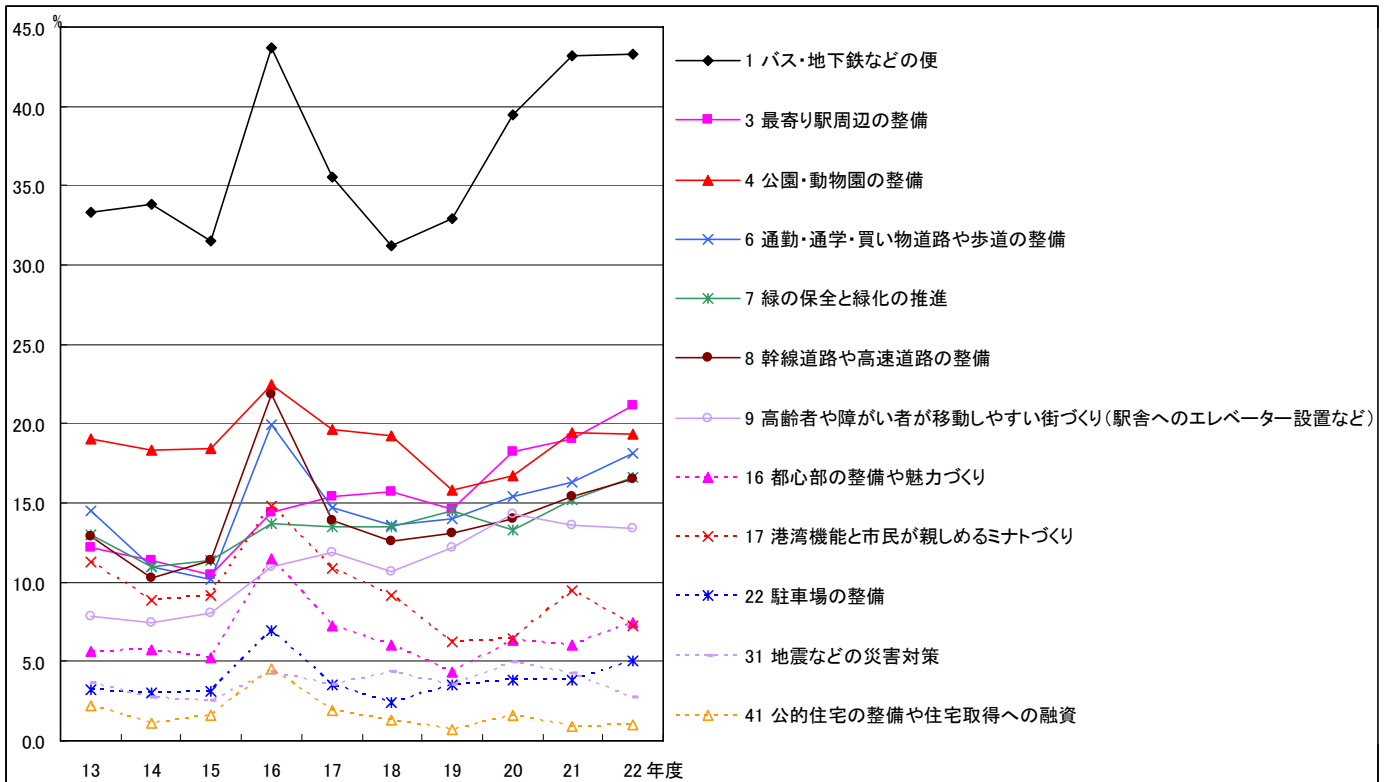
- ・「1. バス・地下鉄などの便」、「3. 最寄り駅周辺の整備」、「4. 公園・動物園の整備」、「6. 通勤・通学・買い物道路や歩道整備」、「7. 緑の保全と緑化推進」、「8. 幹線道路や高速道路の整備」、「9. 高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり」の項目は、満足度が高く、年々満足度が増加する傾向にある。
- ・「16. 都心部の整備や魅力づくり」、「22. 駐車場の整備」の項目は、相対的には満足度は低いですが、直近はわずかながら満足度が増している。
- ・「17. 港湾機能と市民が親しめるミナトづくり」、「31. 地震などの災害対策」、「41. 公的住宅の整備や住宅取得への融資」の項目は、満足度が低く、直近も横ばいか、減少傾向にある。

##### ○要望

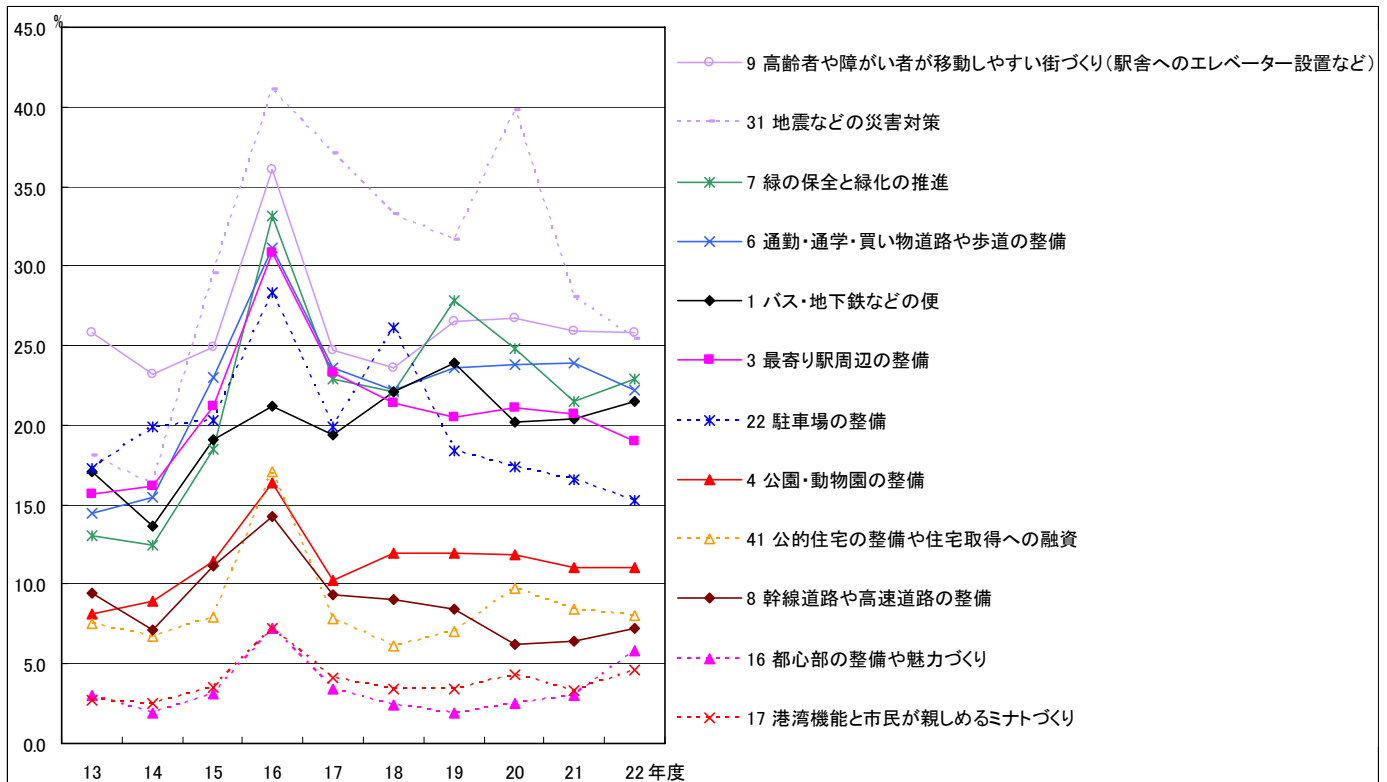
- ・「9. 高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり」、「31. 地震などの災害対策」、「7. 緑の保全と緑化推進」、「6. 通勤・通学・買い物道路や歩道整備」、「1. バス・地下鉄などの便」、「3. 最寄り駅周辺の整備」、「22. 駐車場の整備」の項目に対する要望は依然として高い。
- ・「4. 公園・動物園の整備」、「41. 公的住宅の整備や住宅取得への融資」、「16. 都心部の整備や魅力づくり」、「17. 港湾機能と市民が親しめるミナトづくり」の項目に対する市民要望は相対的に低く、横場状態が多い中、「16. 都心部の整備や魅力づくり」に対する要望が、直近では増加している。

# 平成 22 年度 市民意識調査の概要（都市計画に関する部分）

## ●満足度の推移



## ●要望の推移

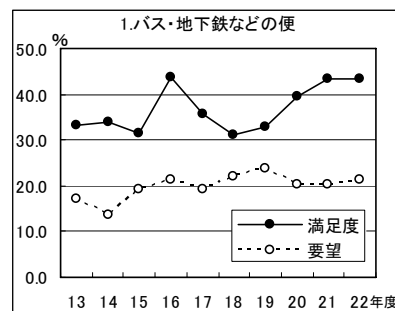


※：「12. まちなみや景観の形成や保全」、「37. 地球温暖化への対策」 は平成 22 年度のみ質問項目のため、除いている。

②項目別

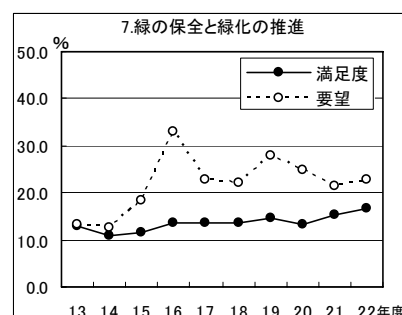
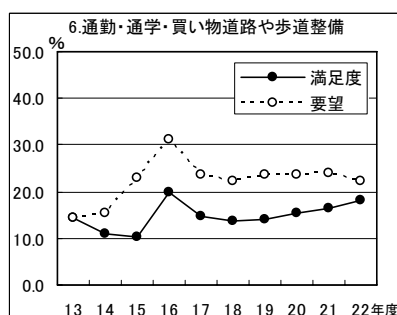
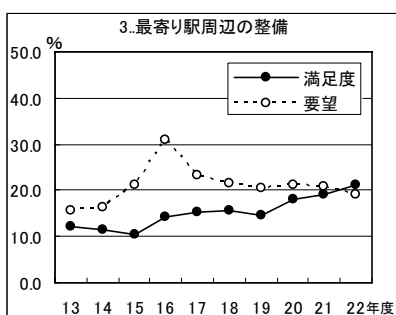
「1. バス・地下鉄などの便」

- ・質問項目の中で満足度がもっとも高く、年々満足度は高くなっており、20年度以降急激に増加している。
  - ・同時に要望も高く、どちらかという増加傾向を示している。
- ⇒満足度が高いと同時にさらに利便性を増してほしいという高い要望が示されている。



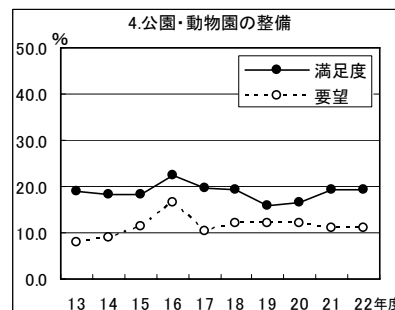
「3. 最寄り駅周辺の整備」、「6. 通勤・通学・買い物道路や歩道整備」、「7. 緑の保全と緑化推進」

- ・満足度は年々着実に向上している。
  - ・要望も比較的高く、満足度より高い20%前後で推移し、増加傾向を示している。
- ⇒整備が進められていることにより満足度が高くなっていると同時に、整備が遅れている地区等での整備への高い関心、要望が現れていると思われる。



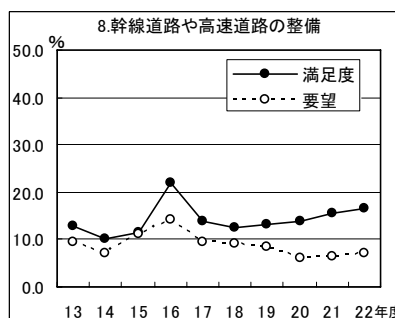
「4. 公園・動物園の整備」

- ・満足度は比較的高いが、経年変化は小さく、一定している。
  - ・要望はあまり高くないが、大きな変化なく一定している。
- ⇒一定の整備水準が確保されてきており、市民評価も比較的高くなっているものの、より一層の整備を望む市民の声があると思われる。



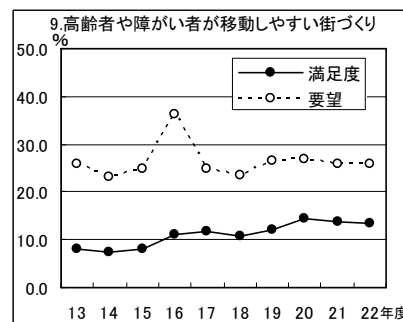
「8. 幹線道路や高速道路の整備」

- ・満足度は少しずつ増加している。
  - ・要望は満足度より低い10%以下で、あまり高くなく、かつ減少傾向にある。
- ⇒年々整備が進むことにより満足度は増加しており、市民の日常生活における整備の緊急性等が比較的低く感じられていると思われる。



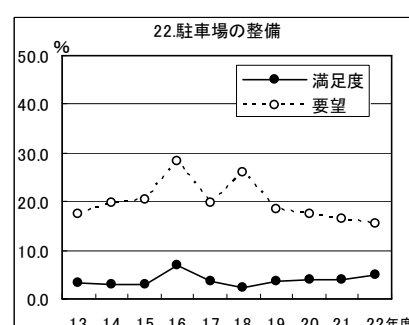
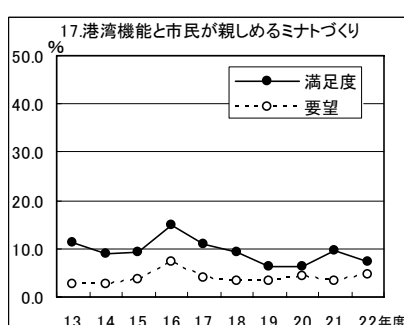
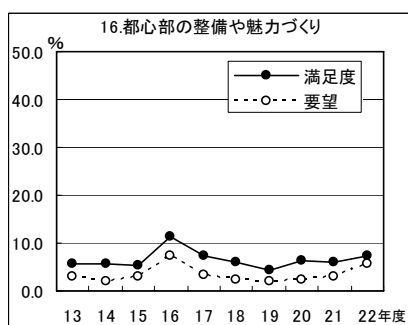
「9. 高齢者や障がい者が移動しやすい街づくり」

- ・満足度は年々着実に増加している。
  - ・要望は、非常に高く、毎年一定の割合で示されている。
- ⇒バリアフリー基本構想などにより着実な整備が進められていることにより、満足度も年々上昇しているものと考えられる。しかし、非常に高い市民要望が続いており、満足度と要望との乖離はまだ大きい。



「16. 都心部の整備や魅力づくり」、 「17. 港湾機能と市民が親しめるミナトづくり」

- ・満足度はあまり高くない状況が続いている。
  - ・要望は低いものの、直近では増加傾向にある。
- ⇒日常生活に直結した項目ではないためか、満足度、要望とも低い数字となっているが、直近では要望が増加傾向にあり、今後増加する可能性もある。

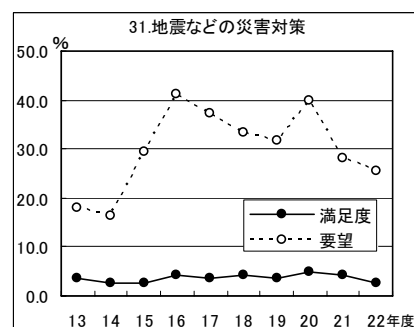


「22. 駐車場の整備」

- ・満足度は5%以下と低いが、若干増加傾向にある。
  - ・要望は比較的高いが、減少傾向にある。
- ⇒比較高い市民要望があるものの、満足度は比較的上昇気味ではあるが、まだ要望との乖離は大きい。

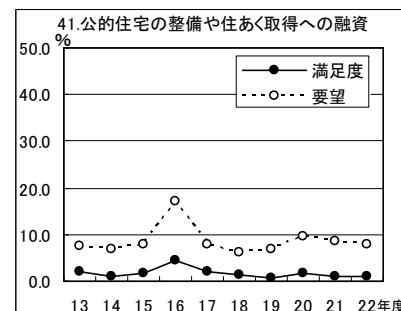
「31. 地震などの災害対策」

- ・満足度は低く、直近では、さらに減少傾向にある。
  - ・要望は、平成 15 年以降急激に高くなっている。
  - ・宮城県沖地震（15 年 5 月）、宮城県北部地震（15 年 7 月）、十勝沖地震（15 年 9 月）の影響と想定される。
  - ・平成 17 年以降要望は減少傾向にあるが、平成 20 年、急激に上がっている。これは、岩手・宮城内陸地震（平成 20 年 6 月）の影響によると思われる。
- ⇒満足度は非常に低く、要望は非常に高い。大きな地震被害が発生すると要望は高くなる傾向にある。



「41. 公的住宅の整備や住宅取得への融資」

- ・満足度は非常に低く、毎年質問項目の中で最後尾を競っている。
  - ・要望は、満足度が低い割には、あまり高くなく、10%未満を推移している。
- ⇒公的住宅等が必要な市民は、制度上限定されることから、全市民を母数とする調査では、割合が低くなるものと思われる。



## 区プラン策定状況について

### 当初策定時の基本的考え方について

都市規模を勘案するとともに、区役所を中心に計画や協議、総合調整など地域まちづくりを推進するため、地域別構想として、地区レベルのプランとともに、区レベルのプランを策定する。

- ・ 区プランは、各区役所が2年程度の期間をかけて、区民意見反映の取組を行いながら策定する。
- ・ 平成11年度から4区程度着手する。(港北区は11年度末策定)
- ・ 内容構成については、「まちづくりの目標」「将来都市像」「分野別まちづくりの方針(土地利用、交通施設整備、水と緑)」などを原則とするが、区の状況や特性に応じた変更を加えることは妨げない。
- ・ 総合計画及び整備、開発及び保全の方針の改定時に改定する。

### 策定状況について

区の歴史や特長について記載している区が多い。

- ・ ほとんどの区が、まちづくりの目標や将来像の前に、区の市街地の成り立ちや地勢、土地利用等の特長について記載している。

方針を定めている分野や各方針の詳細度、分野の並べ方等は様々

- ・ 区により方針を定めている分野は、区の特長を反映させ様々であり、都市計画とは直接関係のない分野の方針を定めている区も多い(「福祉」「子育て」「情報化」など)。
- ・ 方針の詳細度をみると、分野の数はそれ程多くないものの一つひとつの方針が充実している緑区、具体的な取組内容が細かく書かれている都筑区や栄区、分野毎に区民や事業者の役割の例を細かく示している磯子区などがある一方、各方針が簡潔にまとめられている泉区や戸塚区などがあり、様々である。
- ・ 方針の並べ方も、港北区のような標準的なタイプがある一方、区独自の考え方で大胆に構成している緑区や南区のような例もある。

土地利用方針図は概ね似かよっている

- ・ 土地利用方針図の凡例には、幾つかの似かよったタイプがあるが、全く同じ区はない。
- ・ 図面は概ね現行の用途地域の読み替的なものであることは共通している。区分はほぼ用途地域と同じか多少多い場合と、複数の用途地域を同じ区分に束ねる場合がある。
- ・ 「土地利用の方針を検討中の地域」(港北区)等の表現がある区とない区がある。

地域別の方針の有無は大きな違いである

- ・ 地域別方針を定めているのは8区、定めていないのは10区。
- ・ 定めている区でも詳細度には差があり、鶴見区や保土ヶ谷区のような詳細な方針と、栄区のような簡略な方針がある。

実現方策として地区プランの検討や先導プロジェクト等を示す場合がある

- ・ 金沢区は区全域の地域別方針は定めていないが、重要地区であり地区プランの候補地区ともなる地区を「まちづくり検討地区」として選び、まちづくりの配慮事項等を示している。地区プランの方補地区の検討をしている区はほかに、港北区と都筑区である。
- ・ 戸塚区や南区では先導プロジェクト的なものを掲げている。

現在まで、区プランの改定は行われていない。

- ・ 第一号の港北区が策定されてから10年以上が経過し、その間、総合計画の見直し、整備、開発及び保全の方針の改定等が行われたにもかかわらず、全ての区において改定はされていない。







# 区プラン地域別方針の例

## ●港北区 日吉地域

### 1 日吉地域

#### 大学と緑と豊かな生活のまち

◎大正15年に現在の東急東横線日吉駅が開業し、同時に西口で市地開闢、東口で大学設置が行われ、まちの中心ができてきました。  
◎地域全体で市街化がほぼ完成している。居住環境の保全、大学や駅周辺周辺に緑の保全、日吉駅周辺の交通渋滞の緩和が重要な課題となっています。また、横須賀線日吉～中山間(高速鉄道4号線)の整備にあわせて日吉駅及び(仮)日吉本町駅周辺の整備が課題となっています。

地域内の主な施設：日吉地区センター、日吉台中学校コミュニティスクール、下田小学校コミュニティスクール、日吉駅行政サービスコーナー、日吉公園、日吉本町駅・崎公園、松の川緑道

#### 目標1 緑豊かな住宅地

地域全体で市街化が進み、まとまった緑が確保されてきました。また、まとまった緑が確保されてきました。そこで、残された資源を保全、活用するため、矢上川の親水、生物多様性を向上させるとともに、(仮)日吉の公園の整備、日吉風致地区に対する規制・誘導、緑地保全地区の指定等により緑の保全を図ります。また、大学・寺等に対して緑の保全のための協力を求めていきます。

#### 目標2 お年寄り、子ども、障害者が安心して暮らす

地域内の都市計画道路の大部分が未整備のため、生活道路へ交通アクセスが確保されています。このため、都市計画道路東丸子橋線(晴島街道)、日吉石川線の整備及びこれに関連する東急東横線の立体交差化を進め、幹線道路の交通を円滑化することにより生活道路への交通

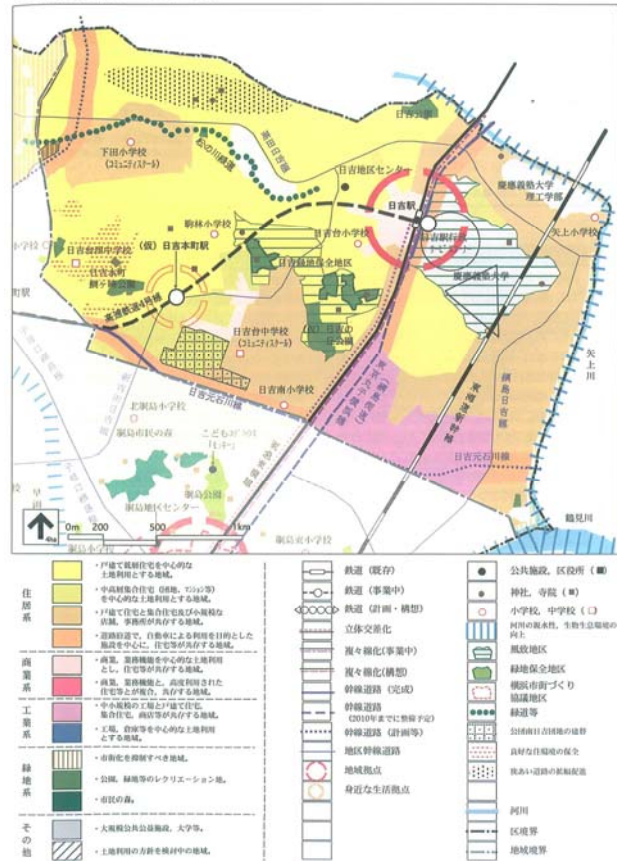
#### 目標3 おしゃれで個性豊かな駅・商店街

日吉～中山間をつなぐ高速鉄道4号線の計画され、日吉駅及び(仮)日吉本町駅の設置により、多くの人が駅周辺に集まることが予想されます。そのため、日吉駅周辺については、ライフタウン整備事業等による個性豊かな商店街づくりへの支援を行うとともに、駅周辺の交通環境の改善、違法駐車や放置自転車対策などを検討し、歩きやすい空間をつくり出します。また、(仮)日吉本町駅周辺では、道路と駐輪場を整備します。

#### 目標4 大学と住民がともに生きるまち

慶應義塾大学は経済、環境、文化など広範囲にわたって地元へ大きな影響を与えてきましたが、今後は、住民と大学との協働により、住民と学生との交流がある魅力豊かなまちをつくり、文化を育んでいきます。

### 地域別方針図- 日吉地域



## ●中区 山手地区

### ■概況■

- 西洋館や外国人墓地などの歴史・文化資源や文教施設などが多くあり、緑に囲まれたうえにおいのある街並みが形成されています。
- 港の見える丘公園など、港や海の眺望が楽しめる場所が多くあります。また、山手公園は日本初の西洋式公園として、国指定の名勝となっています。
- 長い年月をかけて形成された、歴史・文化がある、緑豊かな街並みの維持に向け、継続的に取り組みを行っています。
- 地域内は、歴史的な景観を保全し、文化的な環境を活かしたまちづくりを進めるために、風致地区の指定に加え、山手地区景観風致保全区域に指定されています。
- 観光客など多くの来街者が訪れる山手本通り周辺と、閑静な住宅地とが共存できるようなまちづくりを進めています。
- まちの基本構造を示す「まちづくりプラン」やまちづくりの基本理念となる「山手まちづくり憲章」を制定したほか、住民発意型の地区計画や、まちづくり協定の締結など、地域による積極的な取り組みが行われています。

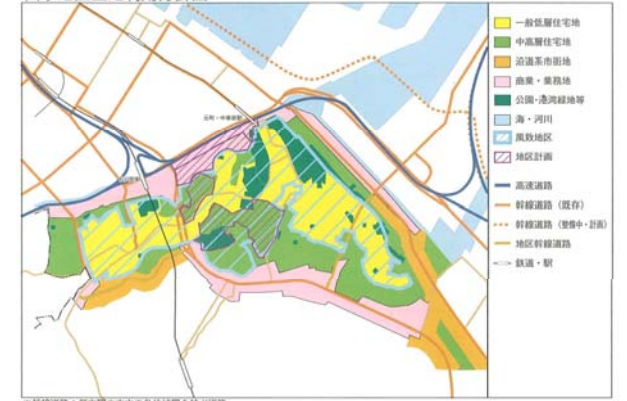
### ■まちづくりの基本的な考え方■

- 開港以来、育んできた歴史や国際性などの山手の文化と、港に面する丘からの眺望を保全し、活用しながら、山手を訪れる人にも快適で魅力的なまちをめざします。
- 住宅地として良好な居住環境を保全しながら、文化を発信し、住宅・文教地区としてのまちづくりを進めます。

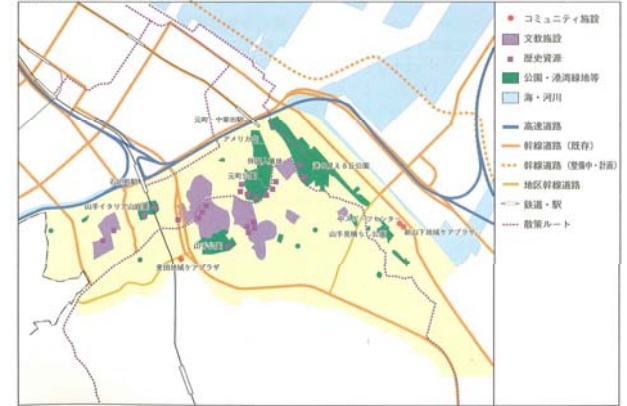
### ■まちづくりの方針■

- 来街者も歩いて楽しめる山手本通りと良好な住宅地との共存
  - 公園や文化施設、サービス機能など来街者も歩いて楽しめる山手本通りと、良好な居住環境を保全する住宅地区との共存が図られるよう、機能分担を進めます。
- 山手本通りを軸とした歩いて楽しめる空間の形成
  - 山手本通りでは、山手の街の骨格軸として、沿道の歴史的建造物や大木・古木の保全、宅地内緑化などにより、山手を代表する景観の保全・形成を図ります。
  - 公開している西洋館を中心に公園や文化施設などの集客施設を山手本通りに配置するとともに、来街者にも快適な環境形成を図ります。
- 住宅地の良好な環境の保全
  - 山手らしい景観や風致の保全に向け、高さ制限や壁面後退、勾配のある屋根の誘導などによる低層・低密のゆとりのある住宅地の形成を図ります。
  - 住宅地内は、豊かな緑と閑静な居住環境の街並みを保全します。

### 山手地区土地利用方針図



### 山手地区都市施設図



## ●金沢区 富岡小学校通り沿道地区

### <位置図>



### ●地区の特性

富岡小学校通りは、富岡の街を東西に結ぶ唯一の地区幹線道路であり、商店及び都市施設が集約立地している生活主軸でもあります。しかし、十分な幅員がなく、バスが運行できる幅員や安全な歩道の確保が求められています。持明院一帯は、京急富岡駅の近傍にあって、まとまった緑の山といくつかの寺院や旧川合玉堂邸などの文化遺産をともなった歴史ある施設が立地しています。

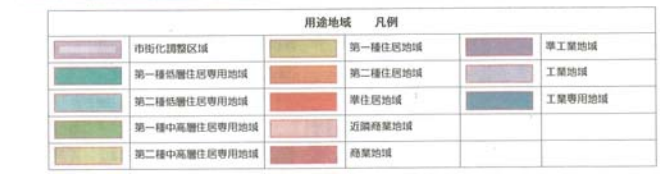
### ●想定される事業等

- (ゆめはま2010プラン金沢区計画等)
- 京急富岡駅周辺の魅力づくり
- 富岡小学校通りの交通改善

### ●まちづくり推進に際しての配慮事項

- 地域の生活軸としての安全性、快適性を向上させること
- 街のにぎわいと歴史や自然が融合した魅力ある街の回遊性を高めること
- 地域の歴史に裏打ちされた、緑の環境を大切にすること

### <既往の計画図>



### <地区環境図>



## ●保土ヶ谷区 天王町・峰岡・常盤台地域

### <まちと暮らしの目標像>

- 低地部では帷子川を軸としたにぎわいの中にもやすらぎのある環境となっている
- 丘陵部の住宅地は、身近な生活機能や災害への備えが整い、安心して暮らせる
- 星川・天王町駅付近は区心部としての機能がさらに充実する
- 南北に行き来しやすい交通体系が整備され、大きな病院や公園、区民利用施設などを、身近に利用できる
- 横浜国立大学と周辺地域のつながりが深まり、まちを活性化させる

### <背景>

- ・緑地面積は少なくなっていますが、横浜国立大学や三ツ沢公園、常盤公園などまとまった緑を有する環境があります。
- ・北部は市街地調整区域や風致地区が広がり、農地や緑地が多く緑被率の高い地域ですが、集合住宅を中心とした開発の動きが目立ちます。
- ・東部の住宅地では、急な斜面地や狭い道路に沿って家が建て込み、急傾斜地崩壊危険区域やけずれ警戒区域に指定されている箇所もあります。

### <まちづくりの方針>

- 水と緑と歴史のまちづくり
- 帷子川の魅力をまちづくりに生かす
  - まちの中に潤いのある水辺空間をつくるため、帷子川沿いのプロムナードの連続化、周辺の緑化や公園の整備などをすすめます。
- 緑に触れられる環境を整える
  - 峰沢方面や、常盤公園、三ツ沢公園、宮



- ・帷子川沿いの低地部には、国道16号に沿って、商店街や公共施設、大規模なマンションが立地しています。
- ・常盤台から三ツ沢の丘にかけて、船員病院、横浜国立大学、市民病院などの大規模な施設が連なり、区民利用施設は丘陵部には整備されていません。
- ・丘陵部の住宅地は、横浜駅、三ツ沢上町駅、天王町駅、星川駅、和町駅の各方面、それぞれに結びつく異なる生活圏をもっています。

### 暮らしと住環境

- 丘の住宅地としての環境を守り育てる
  - 建築協定などにより、宅地の細分化を防ぐなど、良好な住環境を維持するためのルールづくりや、花や庭木の多いまちなみを

### 天王町・峰岡・常盤台地域



## ■モデル区プランの比較

プランの名称		港北区まちづくり方針	泉区プラン
分量・詳細度		・分量多、詳細度は中程度	・分量少、簡潔
プランの構成	現況・課題	・なし（分野別や地域別の各方針の冒頭に簡潔に記載）	・あり
	将来都市像	・あり（「基本理念」と「将来都市像」の2本立て）	・あり（「将来都市像」と「まちづくりの目標」の2本立て）
	分野別方針	【泉区にないもの】 ・環境管理方針 ・区民利用施設等整備方針 ・土地利用方針を分野別方針の中で記載（泉区は将来都市像に記載）	【港北区にないもの】 ・居住環境（市街地整備方針的なもの） ・防犯 ・「防災・福祉・環境保全」として、複数分野の方針を1つの項に束ねる
	地域別方針	・あり（10地域）	・なし
	実現手法	【泉区にないもの】 ・主要事業計画、まちづくりの進捗状況、地区プランの検討	【港北区にないもの】 ・5年毎の内容の検討
プランの内容	将来都市像	都市像	・どちらも「ゆめはま 2010 プラン区別計画」の区の将来像を（ほぼ）踏襲
	構造図等	構造図	・水・緑、拠点・鉄道、道路の3つの骨格図を示し、その合成として将来都市構造図を提示
	土地利用	方針	・5つの区分毎に地域や地名を示しながら方針を記述（内容的には泉区と大きな差はなし） ・方針図に「土地利用の方針を検討中の地域」の記載あり（新横浜駅南部、長島）
	交通	方針	・路線名や整備目的を示しながらの方針の記述が多い ・（簡潔だが）バス路線の方針あり ※港北区の鉄道の方針が充実しているのは、単純に計画の有無の違いによる
水・緑	方針	・比較的细节	・簡潔
	方針図	・比較的细节	・簡潔
景観	方針	・比較的细节	・簡潔
	方針図	・どちらもなし	
防災	方針	・比較的细节。防災体制にも言及	・簡潔
	方針図	・なし	・広域避難場所のみ記載
福祉	方針	・方針が比較的细节	・方針が簡潔
	方針図	・どちらも福祉施設のみ記載	

## ■モデル区交通の方針の比較

### ●港北区

#### 2. 交通施設整備方針

①公共交通  
 ・鉄道については、東急東横線に利用者が集中し、車内の混雑や駅周辺の道路混雑が課題となっています。また、新横浜駅周辺から東京都心方面や、二俣川・鶴ヶ崎副都心方面へのアクセス向上が課題となっています。  
 ・区の北西部には最寄り駅までおおむね15分以内は到達できない地域があり、公共交通の利便性向上が課題となっています。

②道路  
 ・区内の都市計画道路の整備が十分でないため、既設の幹線道路や東京丸子横線（綱島街道）などに交通が集中する結果、生活道路に過剰な交通が流入しています。  
 ・東急東横線各駅周辺の道路が混雑するため、バスなどの運行に支障が生じています。  
 ・広域交通については、第三京浜道路により東京や横浜駅方面と接続されていますが、整備の進む新横浜駅周辺の広域的なアクセスの改善が重要な課題となっています。

快速で速く安全に目的地に到達できる便利な市民生活を達成し、地域間の交流や一体化を促進するため、交通網の充実を図ります。交通施設の整備にあたっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、市民の生活に配慮した整備を行います。

■公共交通の整備  
 ①鉄道  
 ・横浜環状鉄道日吉～中山間（高速鉄道4号線）を整備し、最寄り駅まで15分以内で到達できる地域を拡大します。これにより区内の交通利便性を高めるとともに、地域間の連携を強化します。  
 ・東急東横線と日吉～綱島駅間の道路との立体交差化を進め、交通混雑の解消や地域の一体化を図ります。  
 ・新横浜駅と二俣川・鶴ヶ崎副都心との連絡強化を図り、また、広域的な交通利便性を向上させるため、神奈川東部方面線の計画の具体化を進めます。あわせて東急東横線日吉～大倉山間の複々線化により、輸送力を増強し、混雑緩和を図ります。

②バス  
 ・公共交通機関のネットワークを強化するとともに、最寄り駅までおおむね15分以内で到達できるよう、バス路線を検討します。高

速鉄道4号線や幹線道路の整備にあわせて、バス路線を再検討します。

■道路網の整備  
 幹線道路、地区幹線道路、生活道路、高速道路の体系的な整備を進めることにより、安全、快適に目的地に到達できるとともに人と車が共存できる道路網の形成を図ります。

①幹線道路  
 ・循環道路と放射道路  
 既設の都市計画道路環状2号線に加え、港北区の南北を結ぶ東京丸子横線（菊名地区センター付近以北）、宮内新横浜線（日吉元石川線以南）、東西を結ぶ日吉元石川線（東京丸子横線以西）、川崎町田線の整備を進めます。これらの幹線道路で構成される道路、すなわち区内を循環するルート（循環道路）と区から放射状に伸びるルート（放射道路）による道路網を形成することにより、駅周辺の混雑や生活道路への車の流入を減少させるとともに、区内外の移動性を向上させ地域間の連携を強化します。  
 ・新横浜駅周辺の幹線道路整備  
 新横浜駅周辺整備に伴う人や車の集中に対応するため、まちづくり等とあわせ、新横浜元石川線、新横浜南口線、新横浜線線路を整備し、交通の円滑化を図ります。

凡例  
 鉄道: 既設及び駅(現存), 既設及び駅(事業中), 計画(計画・構想)  
 道路: 高速道路(現存), 高速道路(計画), 幹線道路(現存), 幹線道路(計画), 地区幹線道路(現存), 地区幹線道路(計画), 生活道路(計画), 放射道路(計画), 環状道路(計画), 放射線道路(計画), 地区放射線道路(計画), 地区放射線道路(構想)  
 河川: 河川, 区域界

### ●泉区

#### (2) 交通ネットワーク

— 快適に利用できる交通ネットワークづくり —

●背景●  
 ・相鉄いずみ野線と市営地下鉄により、公共交通の利便性が高い地域が多くありますが、鉄道駅から離れ、バスのルートや本数が少ないなどといった地域もあります。  
 ・幹線道路\*の整備が遅れており、横浜伊勢原線などでの交通渋滞や生活道路に通過車が増えることで歩行者が安心して歩けないなどの課題もあります。  
 ・高齢化の進展や環境への対応の観点から、公共交通の充実や円滑な道路ネットワークの形成への要望が高まっています。

○基本的な考え方○  
 子ども、高齢者、障害者、外国人など区民誰もが、安心して、安全に、自立して移動できるように、人や環境にやさしい、快適に利用できる交通ネットワークづくりを進めます。バスや鉄道などの公共交通利用を促進するとともに、徒歩や自転車、マイカーなど多様な交通手段を選択できる交通ネットワークづくりを進めます。

3) 道路ネットワーク  
 オ 市内及び市外各地域との連携を強化し、市域の一体化を図るとともに、主要都市間の利便性を高めます。自動車専用道路の事業化については、市の計画と整合を図る必要があります。

カ 市内各地域間の連携を担う幹線道路\*については、環状3号線（平成22年度整備予定）、柱戸塚線（平成22年度整備予定）、横浜伊勢原線（一部区間を除き平成18年度整備予定）、中田さちが丘線（平成17年度整備予定）、環状4号線（平成17年度整備予定）、権太坂と泉線（平成18年度整備予定）の整備を進めます。

キ 住宅地や最寄りの駅、幹線道路\*を連絡する地区幹線道路\*の整備（交差点改良含む）については、幹線道路\*整備の時期を見ながら進めます。

ク 幹線道路\*や地区幹線道路\*沿いでは、うるおいのある沿道景観の形成とともに、排気ガスや騒音の軽減に向け、緑化及び緑化活動を進めます。

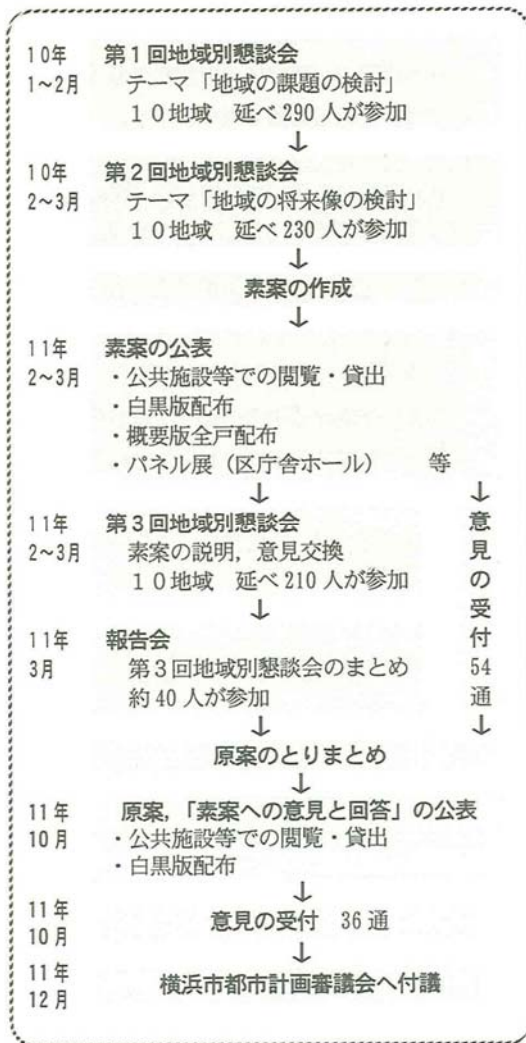
ケ 狭い生活道路\*については、地域の安全性と利便性を高めるよう、拡幅整備を進めます。

コ 鉄道駅や公共施設などにおける自転車駐車場の整備を進めます。

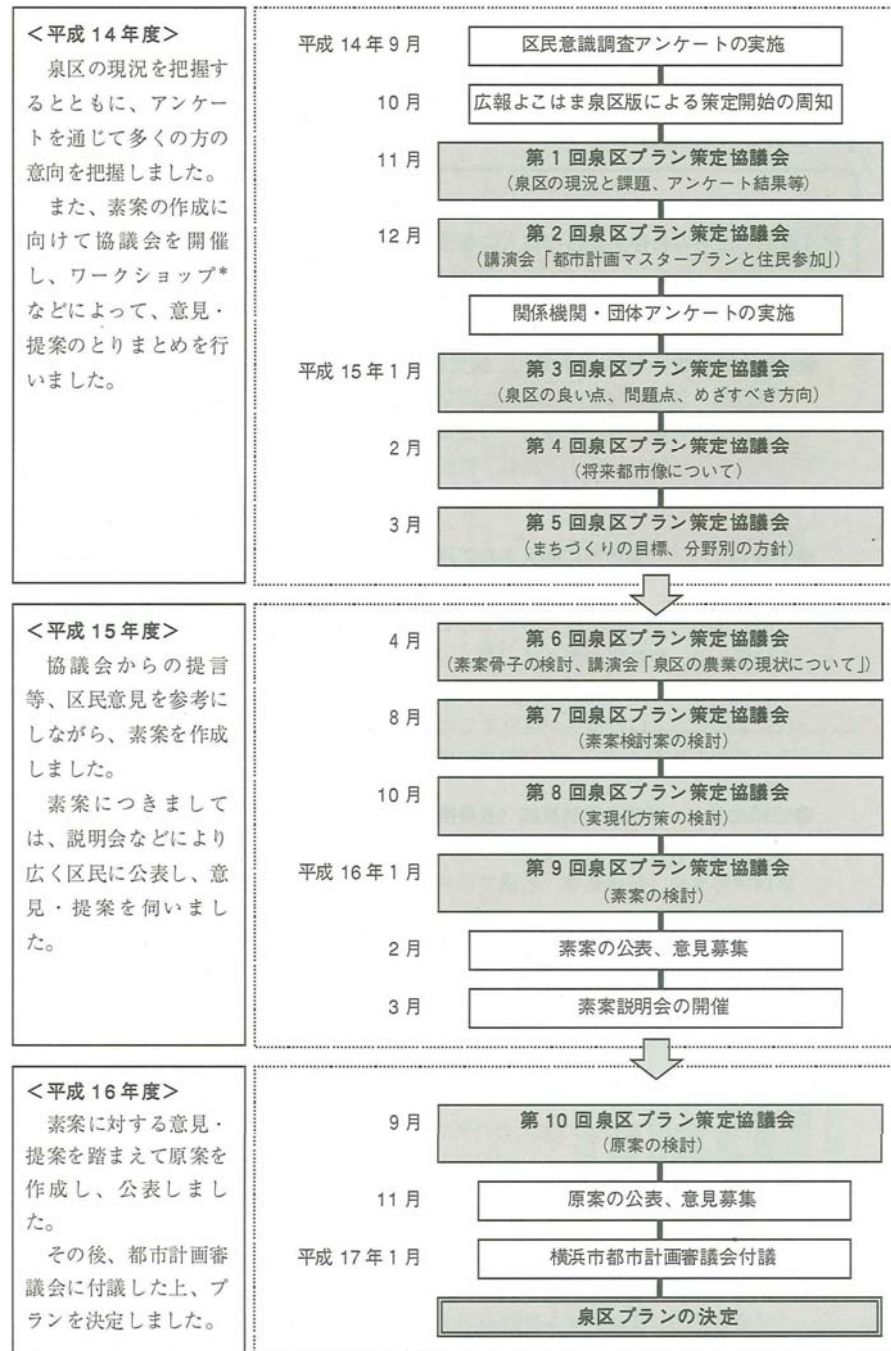
凡例  
 幹線道路(整備済), 幹線道路(事業中), 幹線道路(計画), 地区幹線道路(整備済), 地区幹線道路(事業中), 地区幹線道路(計画), 地区幹線道路(構想)  
 市街化区域, 市街化調整区域  
 鉄道, 河川

■港北区・泉区の区民意見反映方法のフロー

●港北区



●泉区



■区プラン目次

プランの名称	港北区まちづくり方針	泉区プラン
策定年	H12. 1. 25	H17. 2. 25
将来都市像	自然と都市機能が調和した個性あるまちがネットワークした都市	うやすらぎとうるおいあふれる田園文化都市
プランの構成	<p>序</p> <p>1. 港北区まちづくり方針の策定の背景</p> <p>2. 港北区まちづくり方針の位置づけ</p> <p>I 理念と将来都市像 (P.5)</p> <p>1. 区づくりの基本理念</p> <p>2. 将来都市像</p> <p>3. 将来のまちの構成と骨格</p> <p>II 分野別まちづくり方針 (P.9)</p> <p>目的と構成</p> <p>1. 土地利用方針 【方針文+図】</p> <p>2. 交通施設整備方針 【方針文+図】</p> <p>3. 水と緑の方針 【方針文+図】</p> <p>4. 景観整備方針 【方針文のみ】</p> <p>5. 環境管理方針 【方針文のみ】</p> <p>6. 防災に関する方針 【方針文のみ】</p> <p>7. 福祉のまちづくり方針 【方針文のみ】</p> <p>8. 区民利用施設等整備方針 【方針文+図】</p> <p>III 地域別まちづくり方針 (P.24)</p> <p>目的と構成</p> <p>10地域の方針</p> <p>【まちづくりの目標、地域の沿革と概況、4項目の目標、地域別方針図】</p> <p>IV まちづくりの推進 (P.46)</p> <p>1. 主要事業計画</p> <p>2. まちづくりの進捗状況</p> <p>3. 地区プランの策定</p> <p>【3つの地区プラン候補地区の現況課題と、まちづくりの配慮事項】</p> <p>4. まちづくりの推進にあたって</p> <p>関連用語解説 (P.56)</p>	<p>序. 都市計画マスタープラン・泉区プランとは</p> <p>(1)都市計画マスタープランとは</p> <p>(2)泉区プランとは</p> <p>(3)策定の経緯</p> <p>(4)策定の考え方</p> <p>1. 泉区の概況とまちづくりの課題 (P.4)</p> <p>(1)泉区のなりたちと概況</p> <p>(2)まちづくりの課題</p> <p>2. 泉区の将来のすがた (P.11)</p> <p>(1)将来都市像</p> <p>(2)まちづくりの目標</p> <p>(3)将来都市構造</p> <p>1)区の骨格</p> <p>2)土地利用方針 【方針文+図】</p> <p>3. まちづくりの方針 (P.17)</p> <p>(1)居住環境 【方針文+図】</p> <p>1)住宅地の形成</p> <p>2)生活利便性の向上</p> <p>(2)交通ネットワーク 【方針文+図】</p> <p>1)公共交通ネットワーク</p> <p>2)道路空間</p> <p>3)道路ネットワーク</p> <p>(3)防災・福祉・環境保全 【方針文+図】</p> <p>1)防災、防犯</p> <p>2)福祉、健康</p> <p>3)環境保全</p> <p>4)景観</p> <p>4. 泉区プランの実現に向けて (P.28)</p> <p>(1)協働によるまちづくりの推進</p> <p>(2)地区プランの策定 【方針文のみ】</p> <p>(3)泉区プランの充実と見直し</p> <p>用語解説 (P.30)</p>

都市計画マスタープランの活用（都市計画提案制度）

1 計画提案の評価について

横浜市では、受理した計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更を必要があるかどうかを判断する際、「横浜市都市計画提案評価委員会」（庁内）を設置し、「都市計画提案に関する評価の指針」に掲げる評価項目により総合的に評価を行っている。

■評価指針（抜粋）（制定 平成 20 年 3 月 31 日）

第 1 評価項目

- ア. 横浜市のまちづくりの方針との整合
- イ. 環境等への配慮
- ウ. 周辺住民との調整及び概ねの賛同
- エ. 事業実施の実現性
- オ. まちづくりへの寄与
- カ. 適正な提案区域の設定
- キ. 事業中の都市施設等への配慮
- ク. 計画の合理性・担保性

第 2 ア. 横浜市のまちづくりの方針との整合

- (1) 計画提案の内容が都市計画に定める方針や市町村の都市計画に関する基本的な方針に即していること。
  - ・ 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下「整開保」）（法第 6 条の 2）
  - ・ 都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災再開発の方針（法第 7 条の 2）
  - ・ 都市計画マスタープラン（市・区・地区の各プラン）（法第 18 条の 2）
- (2) 計画提案の内容が本市の建設に関する基本構想に即していること
  - ・ 横浜市基本構想（長期ビジョン）（法第 15 条第 3 項）
  - ・ 横浜市中期計画及び分野別基本計画（水と緑の基本計画、景観ビジョン等）

2 実績

計 9 件（8 地区）

内訳	件数	備考
都市計画決定又は変更する必要があると判断したもの	6	—
都市計画決定又は変更する必要があると判断したもの	2	※裏面 3 参照
提案者が取り下げたもの	1	—

3 都市計画決定又は変更する必要がないと判断した事例

地区名	瀬谷二ツ橋地区	上郷地区
面積	約 13ha	約 33.2ha
目的	生活利便施設（商業店舗等）の整備、緑地の保全	集合住宅、戸建て住宅、大規模店舗、健康福祉施設等の建設、緑地の保全等
主な提案内容	市街化区域編入、用途地域（近商）、地区計画、風致地区（3 種→4 種）、特別緑地保全地区	市街化区域編入、用途地域（1 低、1・2・準住、近商）、地区計画、緑地
受理年月日等	H18/6/20 受理 ＜評価委員会＞H19/3/29 →＜県都計審＞H19/5/29 ＜市都計審＞H19/7/2	H19/12/28 受理 ＜評価委員会＞H20/7/29 →＜市都計審＞H20/9/1
評価書の記載内容（抜粋）※横浜市のまちづくりの方針との整合に関する部分	横浜市都市計画マスタープラン・全市プランにおいては、市街化調整区域の土地利用の方針について、樹林地や農地は <b>基本的に開発を抑制し、積極的に保全するとともに、市民が自然に親しみ、レクリエーションを楽しむ場として利活用を図ること</b> としています。この全市プランを前提に、都市計画マスタープラン・瀬谷区プランの土地利用の方針では、 <b>市街地を無秩序に拡大せず、良好な住環境や水と緑の環境を守っていく</b> ことを基本的な考え方とし、提案区域を「緑農地域」と位置づけ、 <b>市街地の拡大を抑制し、樹林地、農地を保全し、それらと一体になった緑の多い住環境を維持</b> するとしています。同じく、まちづくりの方針では、「緑農地域」について、 <b>基本的には現在の緑の多い環境を維持・保全し、開発を抑制</b> するとしています。 （中略） したがって、本提案は、本市のまちづくりの方針との整合が図れていないものと考えます。	『都市計画マスタープラン・栄区プラン』でも、都市計画道路舞岡上郷線周辺において新たな土地利用転換がなされる場合には、 <b>緑地の保全とともに、地域活性化に貢献するような計画的なまちづくりへの誘導を進め</b> るとしています。これらの点では、本計画提案は本市のまちづくりの方針に一定の整合が図られています。 しかし、計画内容のうち特に緑地と商業施設については、次のような課題があると考えます。 （1）緑地 本提案区域の隣接地域である瀬上市民の森は、『横浜市水と緑の基本計画』において、緑の七大拠点として位置づけられている円海山周辺地区に含まれ、首都圏近郊緑地保全法に基づく円海山近郊緑地特別保全地区にも指定されている重要な緑地です。 そのため、『都市計画マスタープラン・栄区プラン』では、都市計画道路舞岡上郷線周辺において新たな土地利用転換がなされる場合には、「 <b>周囲の環境への影響を十分に考慮したまちづくりの誘導</b> 」や、「 <b>瀬上市民の森等と一体となった良好な緑地・水辺環境の保全</b> 」を図ることとしています。 現在、本提案区域にまとまった樹林地が残っているのは、個別的な土地利用を控えてきた地権者や関係者の努力によるものであり、本計画提案でも引き続き多くの緑地を保全する計画としていることは、自然環境に対しての一定の配慮を行っていると考えられますが、瀬上市民の森に連なる樹林地の大幅な土地の改変を行うことについては、本市のまちづくりの方針と十分に整合が図られていないと考えます。 （以下略）

※評価は(旧)評価基準に基づく

都市計画マスタープランの活用（都市計画以外）

	全市プラン	区プラン	地区プラン	
しくみ (例示)	<p>○地域まちづくり推進条例（平成 17 年 2 月 25 日公布 横浜市条例第 4 号） 第 10 条において、地域まちづくりの推進を目的として必要な事項を定めたプランについて、地域まちづくりプランとして市長の認定を受けることができるが、この際横浜市都市計画マスタープランその他市が策定した地域まちづくりに関する計画に整合していることが必要。</p>			
	<p>○大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成 17 年 3 月 30 日経済産業省告示 85 号） 「1. 設置者は、大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況、都市計画及び中心市街地活性化基本計画等のまちづくりに関する公的な計画並びにそれらに基づく事業の趣旨及び内容について幅広く情報収集し、検討を行うべき」</p>			
	<p>○横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱（制定 平成 19 年 8 月 27 日 最近改正 平成 21 年 12 月 1 日） 第 2 条～第 4 条において、工業集積地域における土地取引の際の届出があった場合で、必要があると認めるときは、助言を行うこととされている。助言は、都市計画マスタープランを含む土地利用の方針等に則して行う旨が規定されている。</p>	<p>○横浜市開発事業の調整等に関する条例（制定 平成 16 年 3 月 5 日 条例第 3 号 最近改正 平成 21 年 9 月 30 日 条例第 49 号） 第 16 条において、特定大規模開発事業を行おうとする開発事業者は、横浜市都市計画マスタープランの地区プランその他の計画との整合に関する事について、市長と協議しなければならない旨が定められている。</p>	<p>○横浜市市街地環境設計制度（昭和 48 年 12 月 25 日制定 平成 22 年 7 月 1 日改正） 第 3 章 緩和の原則 において、都市計画マスタープラン（地区プラン）などの地域のまちづくりの方針等に整合する建築物であることが定められている。</p>	
<p><b>まちづくりの方針等を策定する場合、事業を検討又は実施する場合など</b></p>				
事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>「横浜市 CO-DO 30 ロードマップ」中の「交通政策と都市政策との連携」において、「都市計画マスタープラン見直し」を掲げている。（地球温暖化対策本部）</li> <li>平成 22 年度中に策定する「横浜市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」について、都市計画や農業振興地域整備計画等関連施策と引き続き連携を図っていく。（地球温暖化対策本部）</li> <li>環境に関する研究、調査を実施する際の根拠としている。（環境創造局）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区政運営方針の策定や事業検討にあたって参考にしている。（南区ほか）</li> <li>「西区における都市緑化推進指針」策定（H22.8）の際の根拠の一つとして位置付けている。（西区）</li> <li>20 年後の将来像を描いた区プランを踏まえ、中期的（H22～27）に目指すべき具体的な行動計画として「栄区まちづくり行動計画」を H22 年 2 月に策定（栄区）</li> <li>地域ニーズ調書（※）の中で、要望事項の都市マスによる位置づけを記入している（港北区ほか）</li> <li>事業計画書（予算）の目指すべき方向として、引用している。（都筑区）</li> <li>田園都市線駅周辺のまちづくり計画策定事業における基礎調査等（青葉区）</li> <li>三ツ境駅周辺のバリアフリー化整備の参考にしている。（瀬谷区）</li> <li>瀬谷区内の文化機能に関する基礎調査の参考にしている。（瀬谷区）</li> <li>上瀬谷通信施設の跡地利用の検討で、地元農業専用地区協議会との意見交換会等で使用した。（瀬谷区）</li> <li>具体的な地域まちづくりにおいて、区プランとの整合を確認している。（南区）</li> <li>開発計画の照会や区民要望など、区の考え方を求められた際に、回答の参考にしている。（旭区）</li> <li>各地区のバリアフリー基本構想策定に当たり、上位計画として区プランとの整合性をとるようにしている。なお、基本構想には、参照した部分の抜粋を記載するようにしている。（道路局）</li> <li>中区プランを参考に、象の鼻地区を再整備。（港湾局）</li> <li>磯子区プランを参考に、杉田臨海緑地を整備中。（港湾局）</li> <li>中区プランの地区別まちづくり方針を考慮し、新山下地区のまちづくりの実現に向け検討を進めている。（港湾局）</li> <li>水循環などの環境関連施策が区プランにどのように掲載されているかを確認している。（環境創造局）</li> <li>区からの要望が区プランでどのように位置づけられているかを確認している。（環境創造局）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地区プランと共にアクションプランを策定し、国交省のまちづくり交付金を活用して具体的な整備を行った。（H16～H20）（金沢区）</li> </ul>	
	<p>・地域まちづくり推進条例に基づき地域まちづくりプラン・ルール等の認定を行う際、整合を確認している。（都市整備局）</p>			
	<p><b>開発計画等に関する照会への回答など</b></p>			
<p>・「横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱」に基づく届出に対し、土地利用の方針を踏まえた助言を行っている。（経済観光局、建築局）</p>		<p>・開発調整条例の事前届に対して区から回答する際に参考にしている。（区）</p>		
		<p>・開発調整会議等、市街地整備に関連して意見を求められる際には、区プランを確認したうえで、対応している。（区）</p> <p>・資産活用推進会議（財産調整会議）において、区意見を述べる際に参考にしている。（区）</p> <p>・墓地要事前届出（墓地経営許可等における事前審査要綱）、大店法等に基づく照会、建築審査会幹事会等に対し、区としての回答の根拠の一つとして利用している。（区）</p>		
<p><b>区民への情報提供など</b></p>				
		<p>・区のまちづくりに関する問合せへの対応の際に説明資料として利用している。（区）</p> <p>・広報よこはま青葉区版による広報（H22.5、6、7、8、10 号）（区）</p>		
		<p>・区域内での建築等の計画をお考えの方から、月 1 回程度のお問い合わせがあります。その際には、具体例を挙げながら地区プランの内容を説明し、協力を呼びかけています。（保土ヶ谷）</p>		